



**令和4年度 スーパーシティにおける先端的な国際医療サービス実現に向けた調査事業
最終報告書**

有限責任監査法人トーマツ

2023年3月31日

目次

1. 本調査の背景と目的	3	4. 外国医師を受け入れる診療科の検討	56
2. 調査実施方針及びスケジュール	14	5. 海外調査	62
3. 国内調査	17	5.1 ベトナム	63
3.1 大阪府の外国人人口	18	5.1.1 ベトナムの医療水準	64
3.2 大阪府・大阪市の外国人の在留状況	28	5.1.2 ベトナムの日本人の医療事情	75
3.2.1 大阪市在留ベトナム人の属性	29	5.2 タイ	79
3.2.2 大阪市在留タイ人の属性	34	5.2.1 タイの医療水準	80
3.3 医療機関ヒアリング	38	5.2.2 タイの国際医療の取り組み	90
3.4 医療通訳サービス	41	5.3 シンガポール	101
3.5 渡航受診者の動向	45	5.3.1 シンガポールの医療水準	102
3.6 訪日外国人、在留外国人の医療需要	47	5.3.2 シンガポールにおける日本人向け医療サービス	112
3.6.1 大阪府・大阪市のベトナム人受診者数	50	5.4 各国の外国人医師の参画方法	119
3.6.2 大阪府・大阪市のタイ人受診者数	53	5.5 各国の医療保険等の制度	129

1. 本調査の背景と目的

本調査では、スーパーシティ型国家戦略特区における国際医療サービスの実現に向け、外国人患者を対象とした医療サービスの提供状況やニーズを調査する

本調査の背景

- 世界ではAIやビッグデータを活用し、社会の在り方を変えられるような都市設計の動きが急速に進展している
- 我が国でも「Society5.0」に向けて各種施策に取り組んでおり、令和2年9月1日に施行された「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」に基づき、スーパーシティ構想を強力に推進する必要がある
- **大阪府大阪市はスーパーシティ型国家戦略特区に指定され**、2025年の大阪・関西万博の開催地である「夢洲」と都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」の2つのグリーンフィールドに、複数の分野の先端的服务を提供する
- そのうち、**医療・健康分野においては、国籍や場所にとらわれない先端的な国際医療サービスの実現等に向けて取り組むこと**としている

本調査の目的

- 本事業は、スーパーシティにおける先端的な国際医療サービスの実現等に向けて、大阪府・大阪市から提案があった外国人医師・看護師の参画を可能とすることを求める規制改革事項について、これまでの国家戦略特区ワーキンググループでの議論等を踏まえ、下記の2点について調査を実施する

1. アジア圏の国・地域における外国人患者を対象とした医療サービスの提供状況の調査
2. 大阪府内の訪日外国人・在留外国人に関する医療サービスの提供ニーズや受入れ体制等の調査

大阪府・大阪市は、データで広げる”健康といのち”をテーマに、夢洲とうめきた2期のエリアで3つのプロジェクトを展開している

大阪のスーパーシティ構想の概要

- 2022年4月、大阪府大阪市がスーパーシティ型国家戦略特区に指定された
- スーパーシティとは、①生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供や②複数分野間のデータ連携、そして③大規模な規制改革によって世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す取り組みである
- 大阪府市は、「夢洲」と「うめきた2期」の2つのグリーンフィールドで3つのプロジェクトを展開し、大阪全体へ広げることで住民QOL(Quality of Life)の向上と都市競争力の強化を目指している

データで広げる”健康といのち”

2023年度～

夢洲コンストラクション

3つの円滑化を推進

1. 建設工事現場内外の移動
2. 建設工事及び資材運搬
3. 建設作業員の安全・健康管理



2024年度～
うめきた2期

中核機能のテーマ
ライフデザイン・イノベーション

超スマート社会が到来する中、IoTやビッグデータなどの活用により、創薬や医療機器開発などの分野にとどまらず、人々が健康で豊かに生きるための新しい製品・サービスを創出



2025年度

大阪・関西万博

テーマ
いのち輝く未来社会のデザイン

サブテーマ

- Saving Lives (いのちを救う)
- Empowering Lives (いのちに力を与える)
- Connecting Lives (いのちをつなぐ)



提供：2025年日本国際博覧会協会



2つのグリーンフィールド

- ・夢洲
- ・うめきた2期

【2つのグリーンフィールド】

■ 夢洲/万博

- 大阪ベイエリアに位置する人工島
- 2025年大阪・関西万博の開催場所であり、現在、会場整備やインフラ整備等の建設工事が進められている

■ うめきた2期

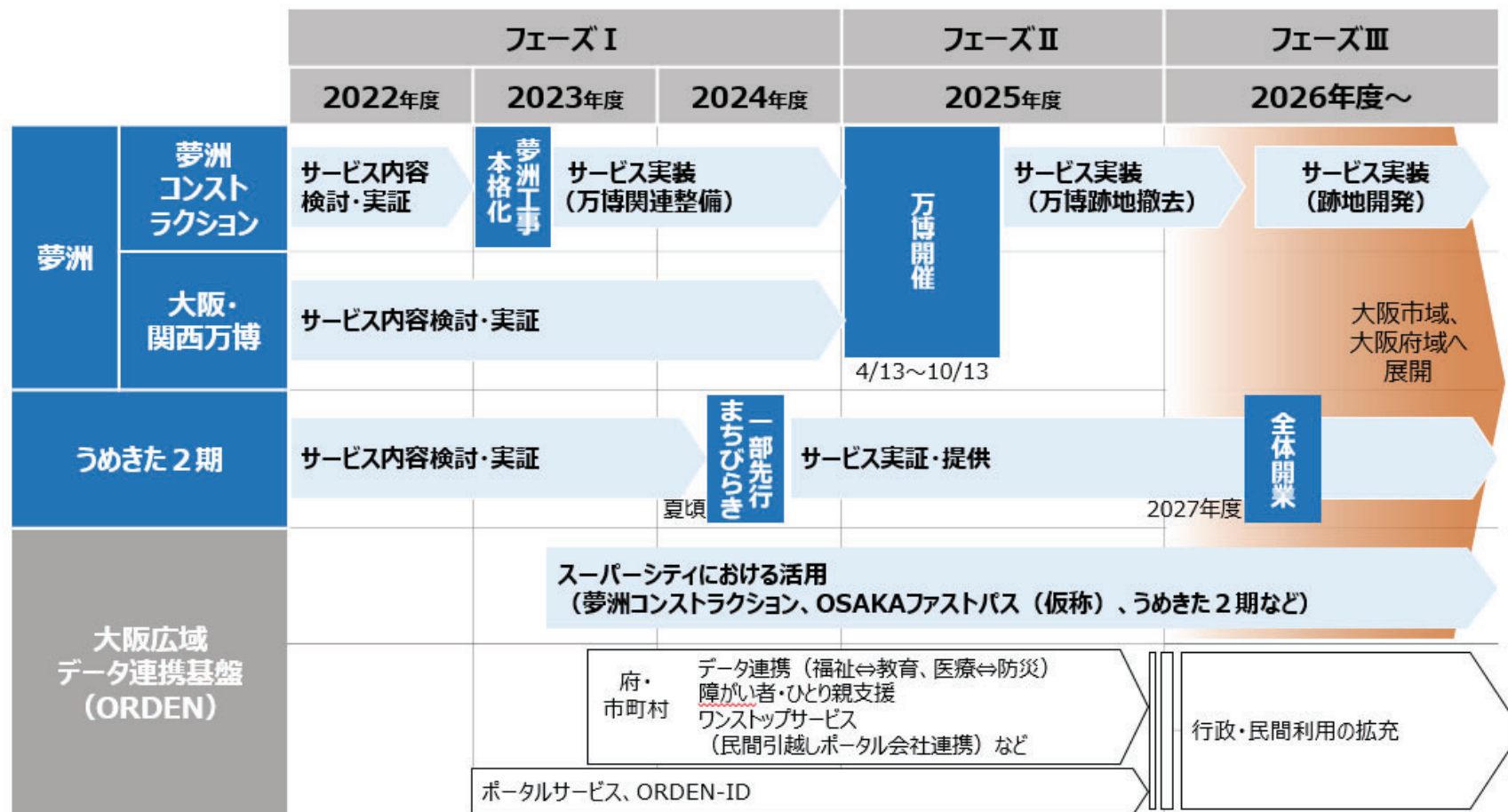
- 都心の大規模ターミナル前（大阪駅間）に立地するエリア

住民QoLの向上と
都市競争力の強化を
めざす

輝く未来社会

夢洲コンストラクション、大阪・関西万博、うめきた2期の3つのプロジェクトで先端的サービスを実証・実装した後、大阪市域、大阪府域へ展開していく

大阪のスーパーシティ構想の流れ

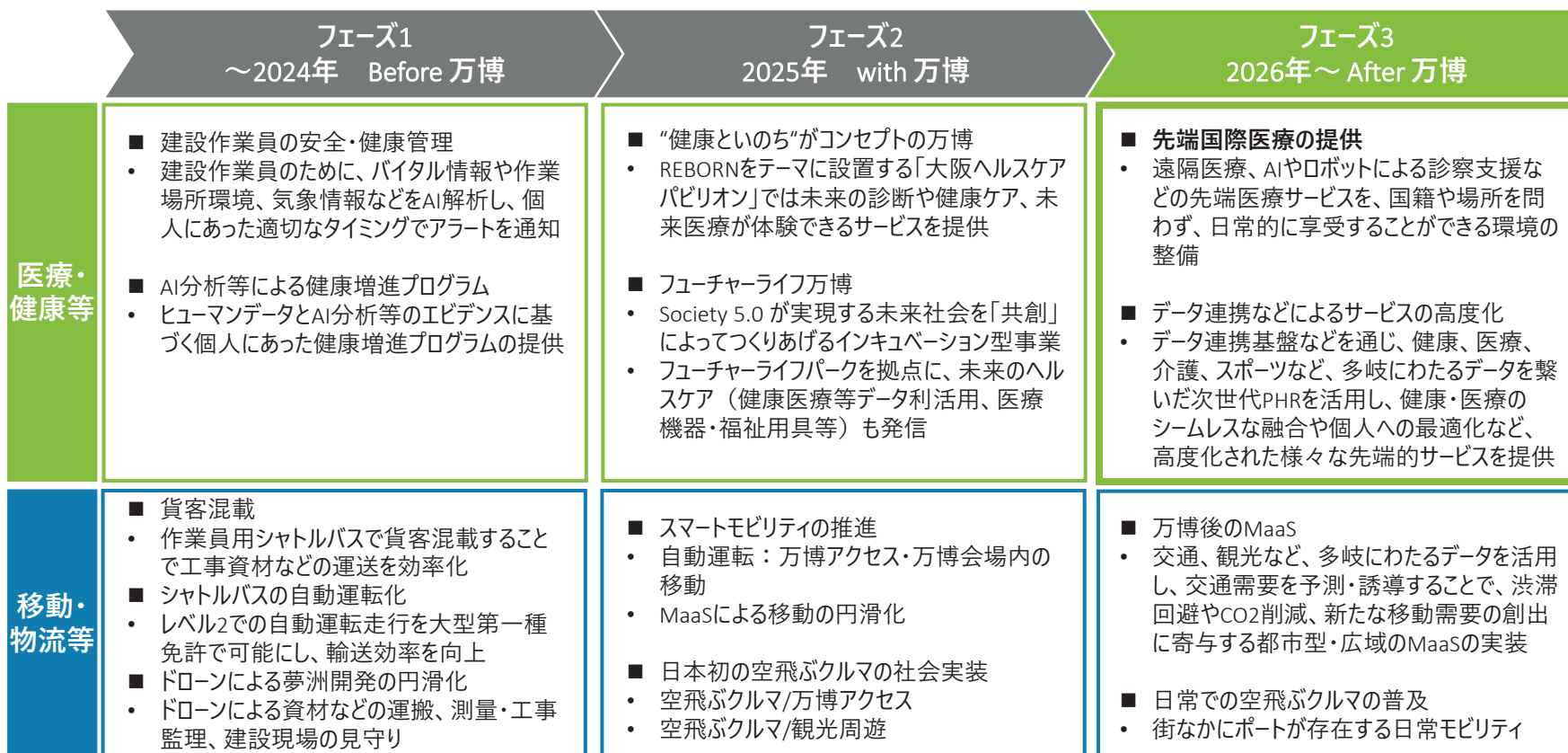


出所：大阪スーパーシティ全体計画(大阪府・大阪市 2022(令和4)年12月)(<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokku/tokku-all/supa-city-kyogikai.html>)

大阪スーパーシティ構想は主にヘルスケアとモビリティを二つの柱とし、3つのフェーズに分けて推進される。本事業ではフェーズ3における、先端国際医療の提供の実現に向けて国内外の調査を実施した

大阪スーパーシティ構想の実現に向けた本調査事業の位置づけ

- 大阪府市の構想では、主にヘルスケアとモビリティの2つの分野を柱としており、フェーズ1～3の段階に分けて、未来社会の実現を目指している
- 医療・健康分野のフェーズ3は国籍や場所を問わず先端国際医療サービスを日常的に享受することができる環境の整備などを進めることとしている
- 本事業では、フェーズ3における、先端国際医療の提供の実現に向け、海外事例や大阪府市の医療提供サービスのニーズ及び受け入れ体制等を調査した



出所：大阪スーパーシティ全体計画（大阪府・大阪市 2022(令和4)年12月）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokku/tokku-all/supa-city-kyogikai.html>)

夢洲における国際医療のあり方研究会議意見とりまとめ（令和4年10月19日）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokku/tokku-all/iryo-arikata.html>)

「夢洲における国際医療のあり方研究会議」では万博レガシーを活かして国際医療に貢献するため、夢洲を外国人患者のゲートウェイ機能を持った医療機関ハブとして検討している

夢洲における国際医療のあり方研究会議の意見：必要な医療機能

■ 必須の医療機能

1. ゲートウェイ機能

- 国際医療貢献の視点から、ゲートウェイ機能を持つハブとして、手厚い検査と的確な診断を行った上で、府内の先端的な医療機関等に患者を繋ぐ
- 当該医療機関では、入院を伴わない程度の治療、ホテルとの連携等を基本とする

■ 付加的な医療機能

2. ドック・健診機能

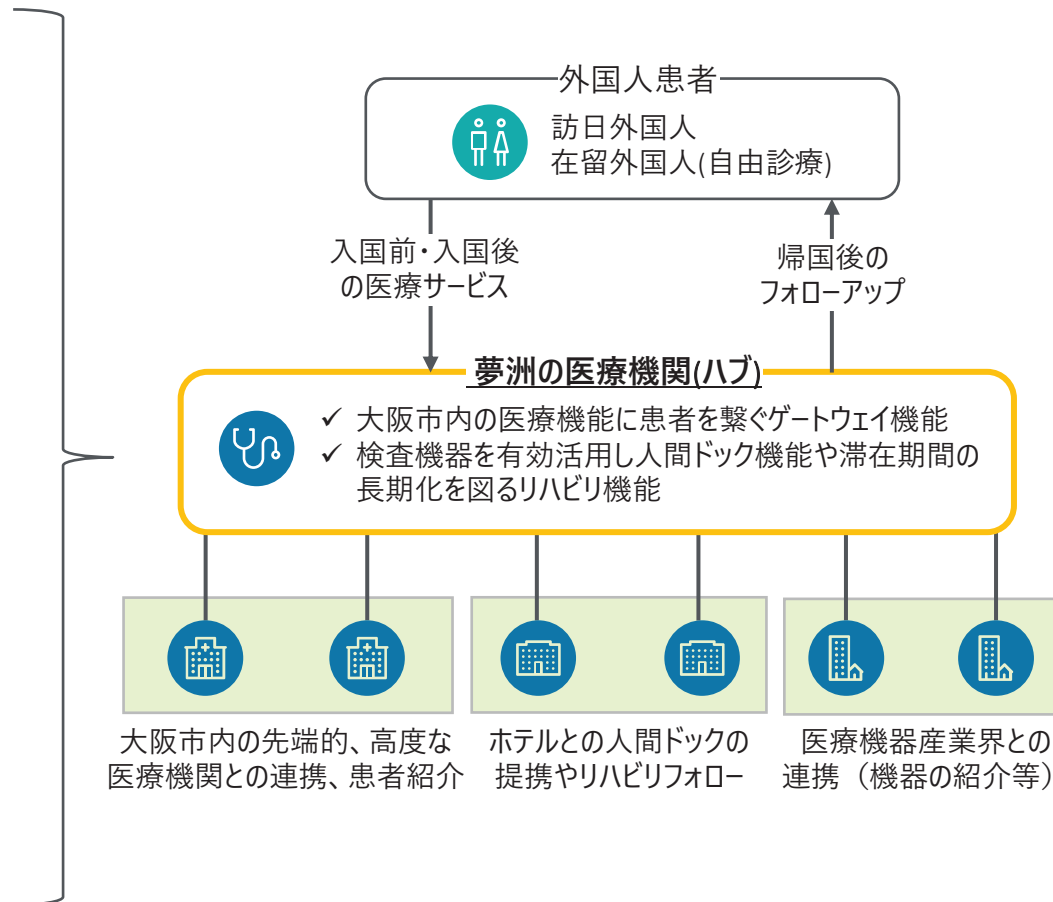
- ゲートウェイ機能としては、高度な診断技術を備えドックを併設することを検討すべき

3. リハビリ機能

- 現状、海外からの患者で、日本でリハビリを希望する人は少なく、必須の機能とはいえない
- リハビリ専門病院との連携も考えられる

4. 医療機器の展示機能

- 夢洲に先端的な検査機器を導入し、海外への機器の紹介・輸出につなげる

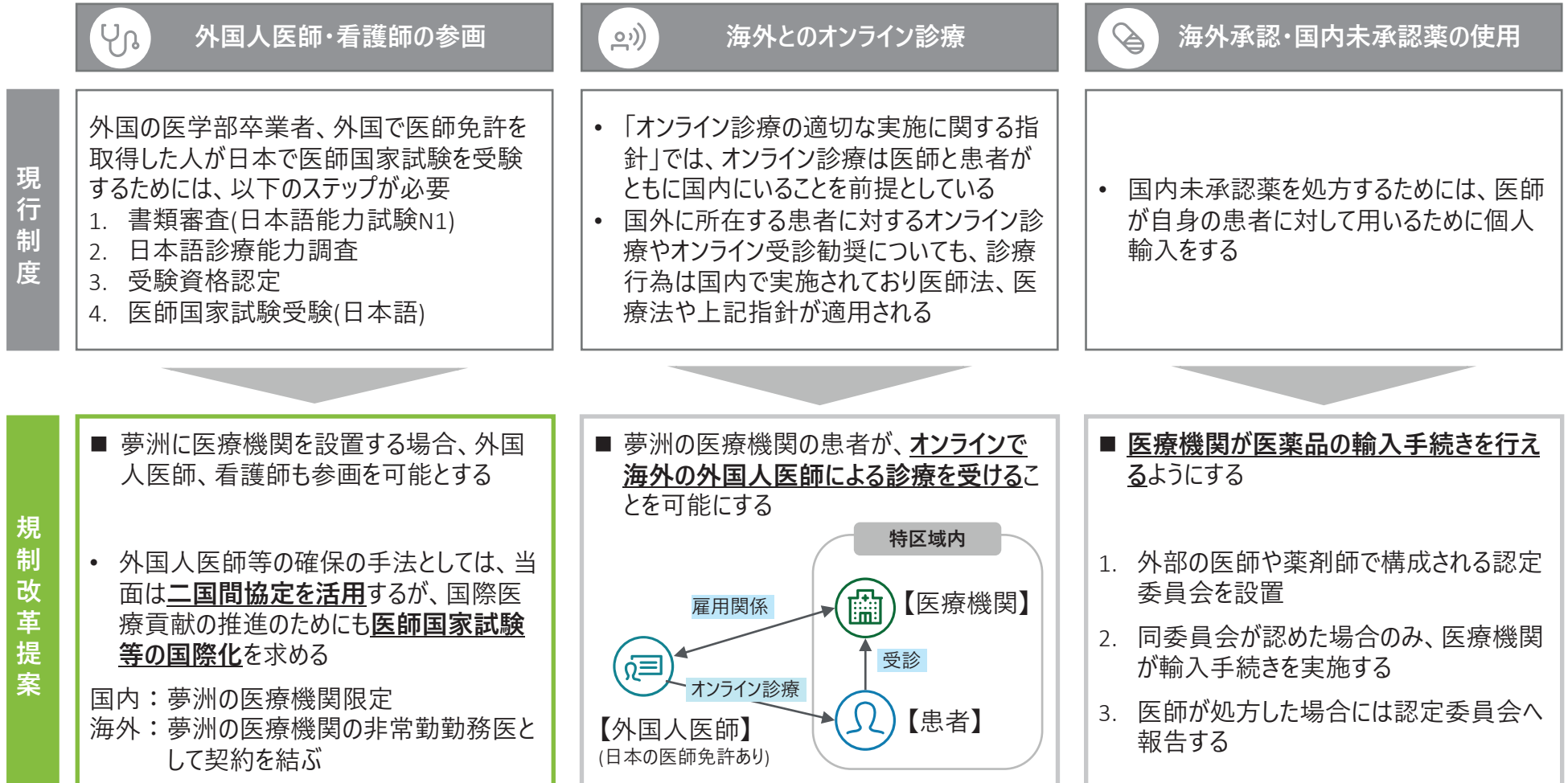


出所：夢洲における国際医療のあり方研究会議 意見とりまとめ（令和4年10月19日）

大阪府・大阪市 英語による医師・看護師試験の実施、海外の医師による遠隔診療の実施、海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

「夢洲における国際医療のあり方研究会議」では3つの規制改革案も検討されており、本事業では外国人医師等を確保するための二国間協定の締結に必要な情報収集を行った

夢洲における国際医療のあり方研究会議の意見：規制改革案

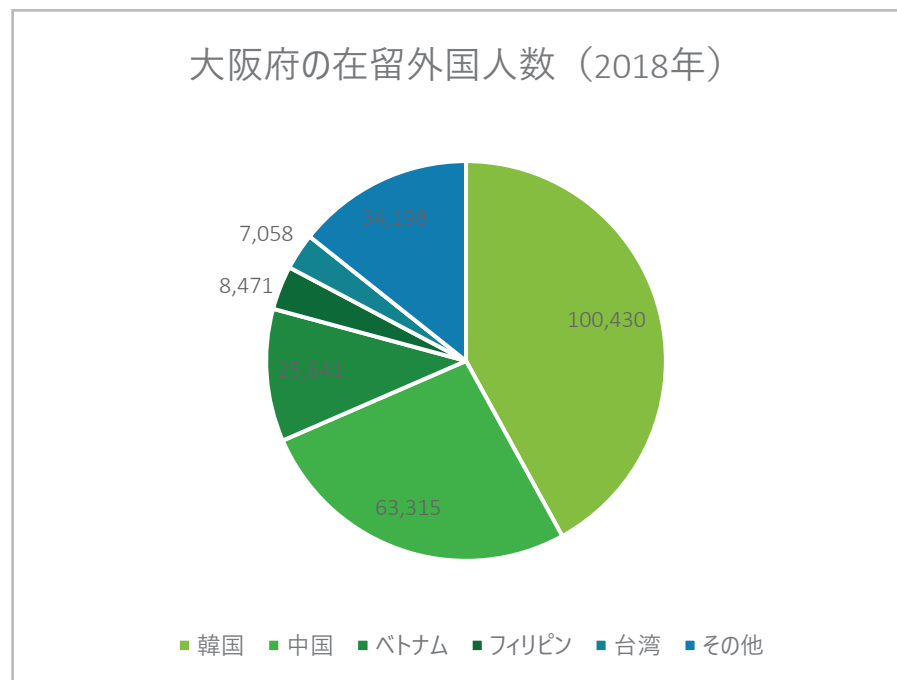
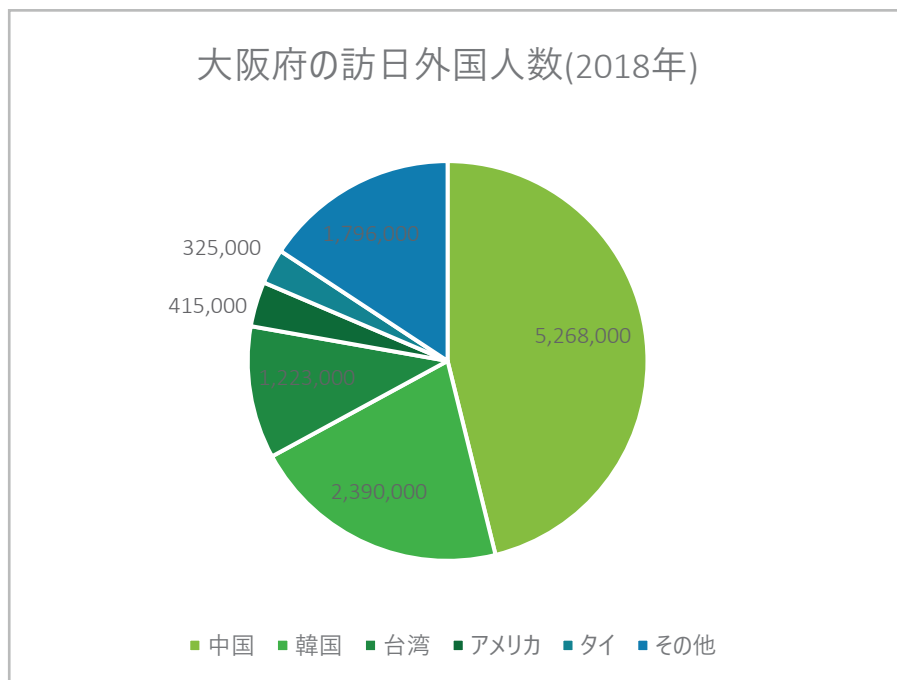


出所：内閣府国家戦略特区令和4年度 関係省庁等からのヒアリング／提案に関するヒアリング (https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/r4/hearing.html)

大阪府・大阪市 英語による医師・看護師試験の実施、海外の医師による遠隔診療の実施、海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

大阪府で増加傾向にある訪日外国人と在留外国人の内、英語、中国語、韓国語以外のニーズに対応できるよう、ベトナム及びタイとの二国間協定締結が検討されている

二国間協定締結の対象国



出所: 大阪観光局「来阪外客数の推移(平成30年(2018年))」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/toukei/index.html>)を基に作成

大阪府「大阪府内の国籍・地域(出身地)別在留外国人数(平成30年(2018年))」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)を基に作成

国内調査では、外国医師の診察業務に係る二国間協定の締結国の追加に向けて、「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する要請書」の記載根拠となる情報を収集した

国内調査のポイント

■ 国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（抄）

スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項
（外国医師による先端国際医療の提供）

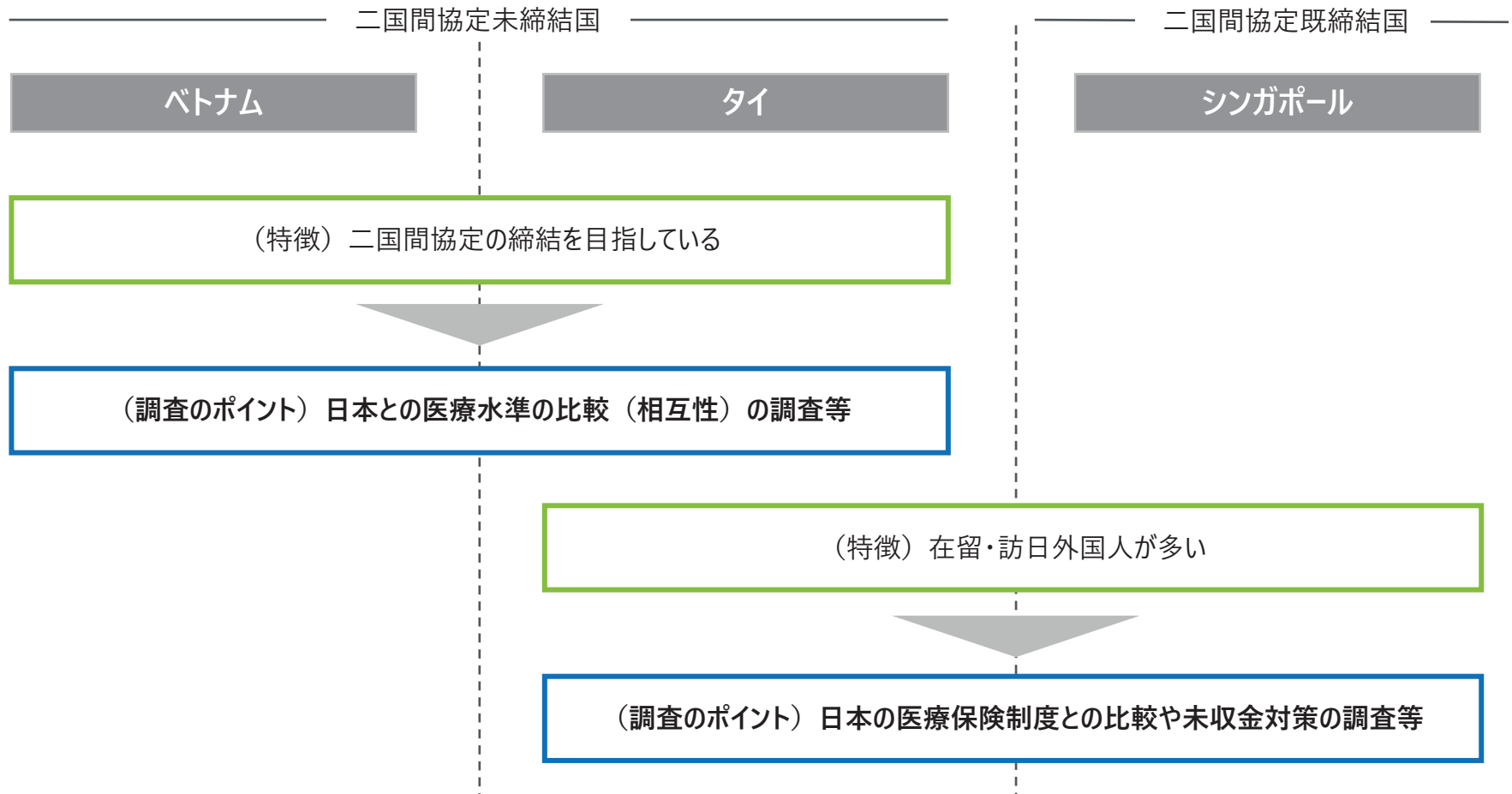
国家戦略特区においては、**外国人一般を対象とした外国医師の診察業務に係る二国間協定の締結国の追加**について、自治体からの提案を受けて、相手国との交渉の結果、二国間協定の締結が決まった際には、相手国と調整の上、英語による医師国家試験を実施するための必要な措置を、2022年度中を目途に講ずる。

■ 二国間協定締結のための要請書

- 厚生労働省医政局に提出する「**外国の医師又は歯科医師の受入れに関する要請書**」の記載内容の根拠情報を収集し、整理した
 1. 外国医師等の受入れ対象国
 2. 外国医師等の診療対象（当該国の国民及びこれに準ずる者）
 3. 外国医師等の受入地域及び受入地域ごとの受入人数
 4. 受入地域において外国医師等を受け入れる必要性
 5. 受入地域における外国人の医療需要及びその推移（受入地域の外国人の国籍別かつ年齢別の人数及びその推移等）
 6. 受入地域における外国人に対する医療提供体制
 7. 地域の外国人の在留状況を把握している団体の意見

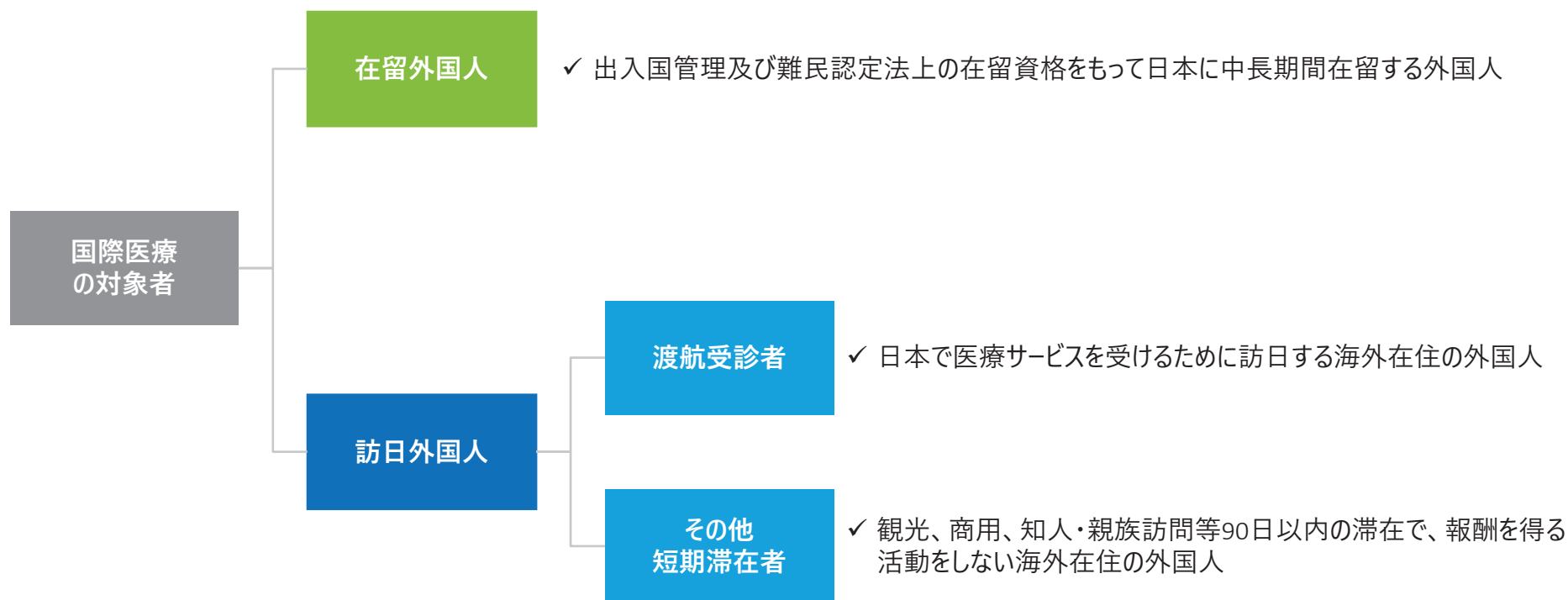
海外調査では二国間協定の締結を目指しているベトナム、タイの医療水準や医療サービスの相互性と、外国人患者の受入れに積極的なタイ、シンガポールの医療制度等を調査した

海外調査のポイント



本報告書において、国際医療の対象は在留外国人と訪日外国人であり、訪日外国人には渡航受診者とその他短期滞在目的で来日する者が含まれる

国際医療の対象者（本報告書での定義）



出所：法務省「用語の解説」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342798.pdf>)

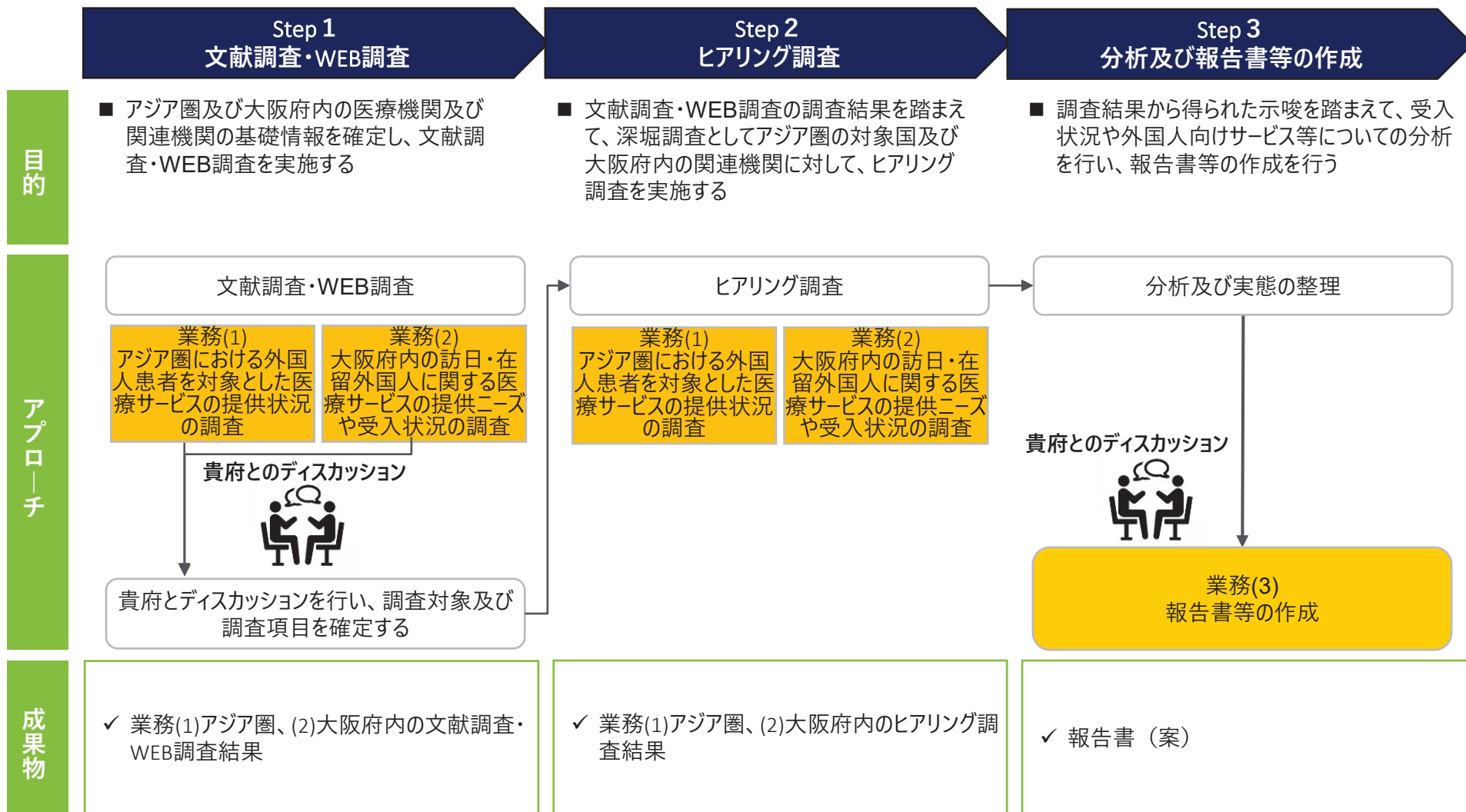
経済産業省「医療渡航支援企業向け情報」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryou/inbound/coordinator/index.html)

経済産業省「渡航受診者の受入支援（インバウンド）」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryou/inbound/index.html)

2. 調査実施方針及びスケジュール

文献調査・WEB調査を通じアジア圏及び大阪府内の外国人患者を対象とした医療サービスの提供状況を調査した。また、ヒアリング調査を踏まえて実態を整理した

調査実施方針



全体スケジュール

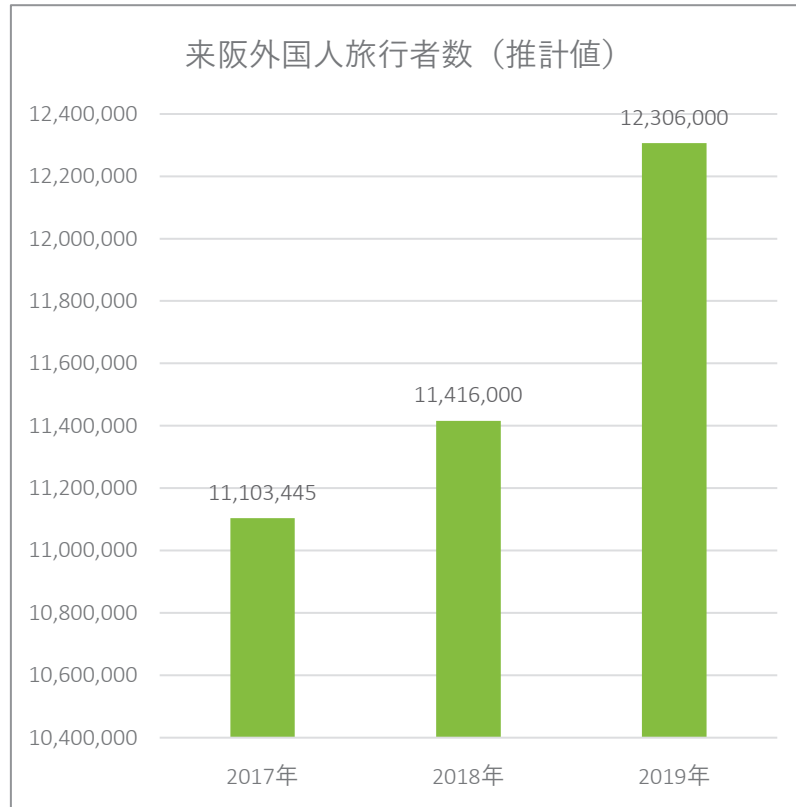
業務項目		2月				3月			
		6日～	13日～	20日～	27日～	6日～	13日～	20日～	27日～
定例ミーティング（進捗報告）		●	●	●	●	●	●	●	●
全体統括									
①	全体統括								
(1)海外調査：アジア圏の国・地域における外国人患者を対象とした医療サービスの提供状況の調査									
①	調査対象国の選定								
②	調査項目の決定								
③	ベトナムのWeb調査								
④	タイのWeb調査								
⑤	シンガポールのWeb調査								
⑥	ヒアリングの実施								
(2)国内調査：大阪府内の訪日外国人・在留外国人に関する医療サービスの提供ニーズや受入状況の調査									
①	調査対象機関・組織の選定								
②	調査項目の決定								
③	医療サービスや受入れ状況等の調査(文献・Web調査)								
④	ヒアリング調査先の調整								
⑤	ヒアリングの実施								
⑥	国内調査結果のまとめ								
(3)報告書の作成									
①	報告書案作成・確認								
②	報告書概要版作成・確認								
③	報告書最終成果物提出								

3. 国内調査

3.1 大阪府の外国人人口

大阪府には2019年時点、年間約1,200万人の旅行者が訪れており、在留外国人は約25万人である

大阪府の外国人旅行者数（人）



大阪府の在留外国人人数（人）



出所:大阪府観光統計(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/toukei/index.html>)
大阪府の国籍・地域（出身地）別在留外国人人数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)

大阪府の地域別に見ると、外国人宿泊者数が多いのは大阪市域と泉州地域である。また大阪市内で在留外国人が最も多いのは生野区である

大阪府の外国人が多い地域

外国人延べ宿泊者数

- ✓ 新型コロナウイルス感染症が拡大する以前、**大阪市域**と**泉州地域**では外国人延べ宿泊者数が100万人を超えており、2016～2019年にかけて宿泊者数が2倍弱に増加している

在留外国人

- ✓ 大阪市の区の中で、在留外国人数が最も多いのは**生野区**であるが、次に多い**西成区**は他区が減少傾向の中、増加傾向にある
- ✓ **在留ベトナム人数は増加傾向**にあり、2017～2021年で約2倍に増加しているが、**在留タイ人数は横ばい**である

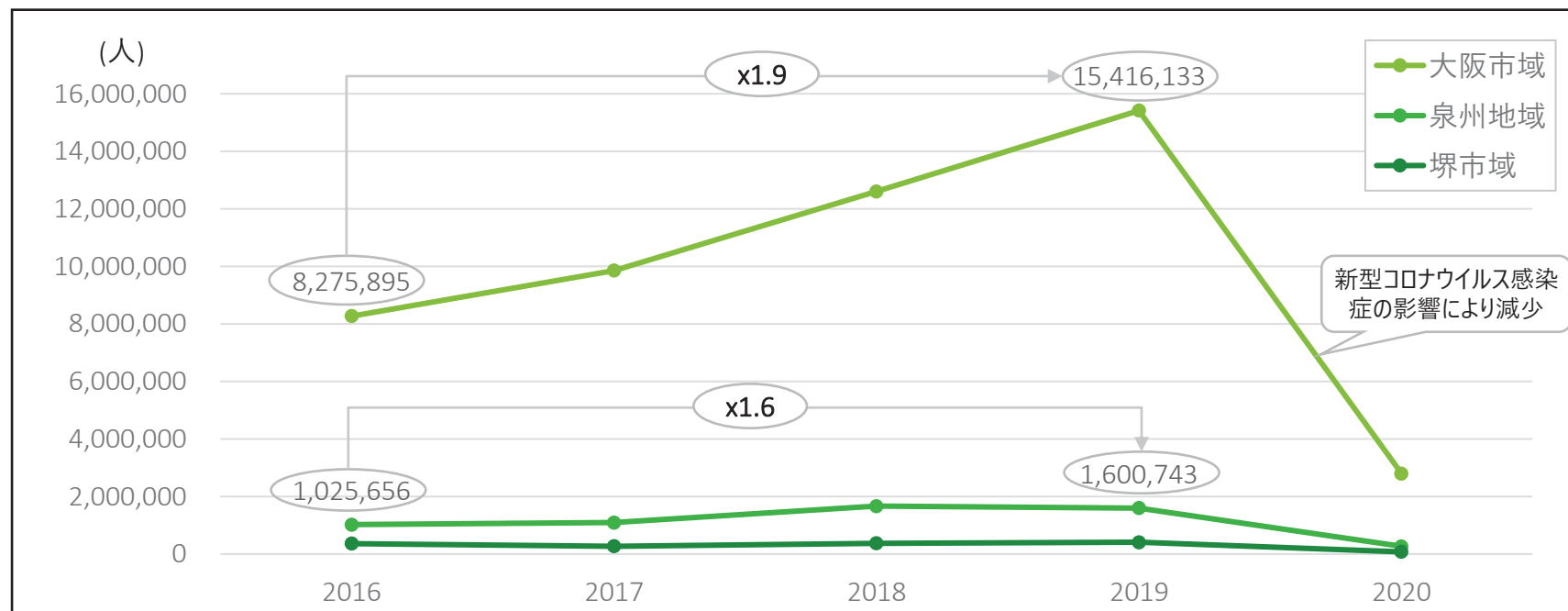
(詳細は次頁以降の統計資料を参照)



出所：illustAC「大阪府地図」のイラスト素材(https://www.ac-illustr.com/main/search_result.php?word=%E5%A4%A7%E9%98%AA%E5%BA%9C%E5%9C%B0%E5%9B%B3&yclid=YSS.1000030510.EAlaIqobChMI69Dgj5WS_QIV9NdMaH0TMQP6EAAYASAAEgKdePD_BwE)

大阪市域と泉州地域では2019年までは外国人延べ宿泊者数が100万人を超えており、大阪市域の宿泊者数は2016～2019年で約1.9倍に増加している

大阪府・地域別外国人延べ宿泊者数(TOP3)



単位：人	2016	2017	2018	2019	2020
大阪市域	8,275,895	9,859,944	12,609,931	15,416,133	2,803,117
泉州地域	1,025,656	1,096,324	1,670,772	1,600,743	268,508
堺市域	367,013	275,064	377,813	413,861	82,710

泉州地域 泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町

出所：大阪府「観光統計調査/大阪の延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/toukei/index.html>)」

大阪府の延べ宿泊者数を示した統計によると、ベトナム人の数が年々上がってきており、それに伴い医療機関にかかる旅行者も増加することが予測される

国・地域別の大阪府延べ宿泊者数(2015-2021年)

2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
Overall	8,653,660	Overall	9,800,040	Overall	10,783,660	Overall	12,839,050	Overall	15,869,040	Overall	2,118,590	Overall	274,860
China	2,584,020	China	2,732,350	China	2,836,430	China	4,129,490	China	6,193,830	China	790,120	Others	73,680
Taiwan	1,446,970	Taiwan	1,630,140	South Korea	2,310,900	South Korea	2,543,520	South Korea	1,751,190	Taiwan	213,630	United States	37,610
South Korea	1,171,700	South Korea	1,603,920	Taiwan	1,532,870	Taiwan	1,365,230	Taiwan	1,516,130	Others	184,710	Vietnam	35,270
Hong Kong	922,050	Hong Kong	1,050,860	Hong Kong	1,223,930	Hong Kong	1,085,220	Hong Kong	1,230,630	Hong Kong	161,850	China	25,550
Others	657,160	Others	619,620	Others	597,740	Others	887,750	Others	1,223,870	South Korea	129,200	Philippines	23,580
Thailand	309,240	Thailand	360,620	Thailand	393,540	Thailand	421,030	United States	572,500	United States	95,610	South Korea	10,420
United States	258,730	United States	332,220	United States	312,550	United States	403,330	Thailand	530,250	Thailand	88,380	India	6,830
Singapore	162,780	Singapore	204,250	Singapore	217,930	Singapore	271,130	Australia	348,360	Philippines	75,050	United Kingdom	5,630
Philippines	160,690	Philippines	194,180	Philippines	191,960	Australia	236,340	Singapore	339,360	Australia	63,180	Thailand	3,610
Malaysia	148,230	Australia	171,270	Indonesia	191,280	Indonesia	217,980	Philippines	296,080	Vietnam	56,680	Germany	3,340
Australia	147,840	Indonesia	156,650	Australia	180,940	Philippines	208,310	Indonesia	254,460	Indonesia	54,020	France	3,120
Indonesia	129,180	Malaysia	134,030	Malaysia	147,590	Malaysia	161,800	Malaysia	217,410	Singapore	39,240	Hong Kong	2,560
France	66,970	France	77,440	Canada	76,330	Vietnam	98,650	Vietnam	154,090	Malaysia	32,190	Russia	2,530
United Kingdom	66,020	United Kingdom	70,790	United Kingdom	75,810	Canada	92,870	United Kingdom	151,110	United Kingdom	18,140	Taiwan	2,280
Vietnam	59,970	Vietnam	69,140	Vietnam	75,630	France	92,040	Canada	122,300	France	14,910	Singapore	1,740
Canada	57,910	Canada	64,340	France	70,990	United Kingdom	81,240	France	116,850	Germany	13,920	Malaysia	1,200
Germany	55,400	Germany	45,790	Germany	58,050	Germany	69,910	Germany	93,940	Canada	13,860	Italy	970
India	30,400	Italy	35,490	India	39,220	India	59,800	India	73,180	India	7,990	Australia	870
Italy	27,570	Spain	34,230	Spain	36,940	Italy	41,300	Spain	61,240	Italy	4,540	Canada	850
Spain	24,580	India	33,900	Italy	34,170	Spain	38,600	Italy	57,180	Spain	4,410	Spain	430
Russia	10,730	Russia	9,670	Russia	13,320	Russia	19,800	Russia	32,880	Russia	4,050	Indonesia	0

出所: 日本政府観光局(INTO) 都道府県別外国人延べ宿泊者数(大阪府)より作成(<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--lodgers--by--prefecture>)

大阪府の延べ宿泊者数を示した統計によると、タイ人は2015年～2018年にかけて、中国、台湾、韓国、香港に続いて、上位5位を占めていた

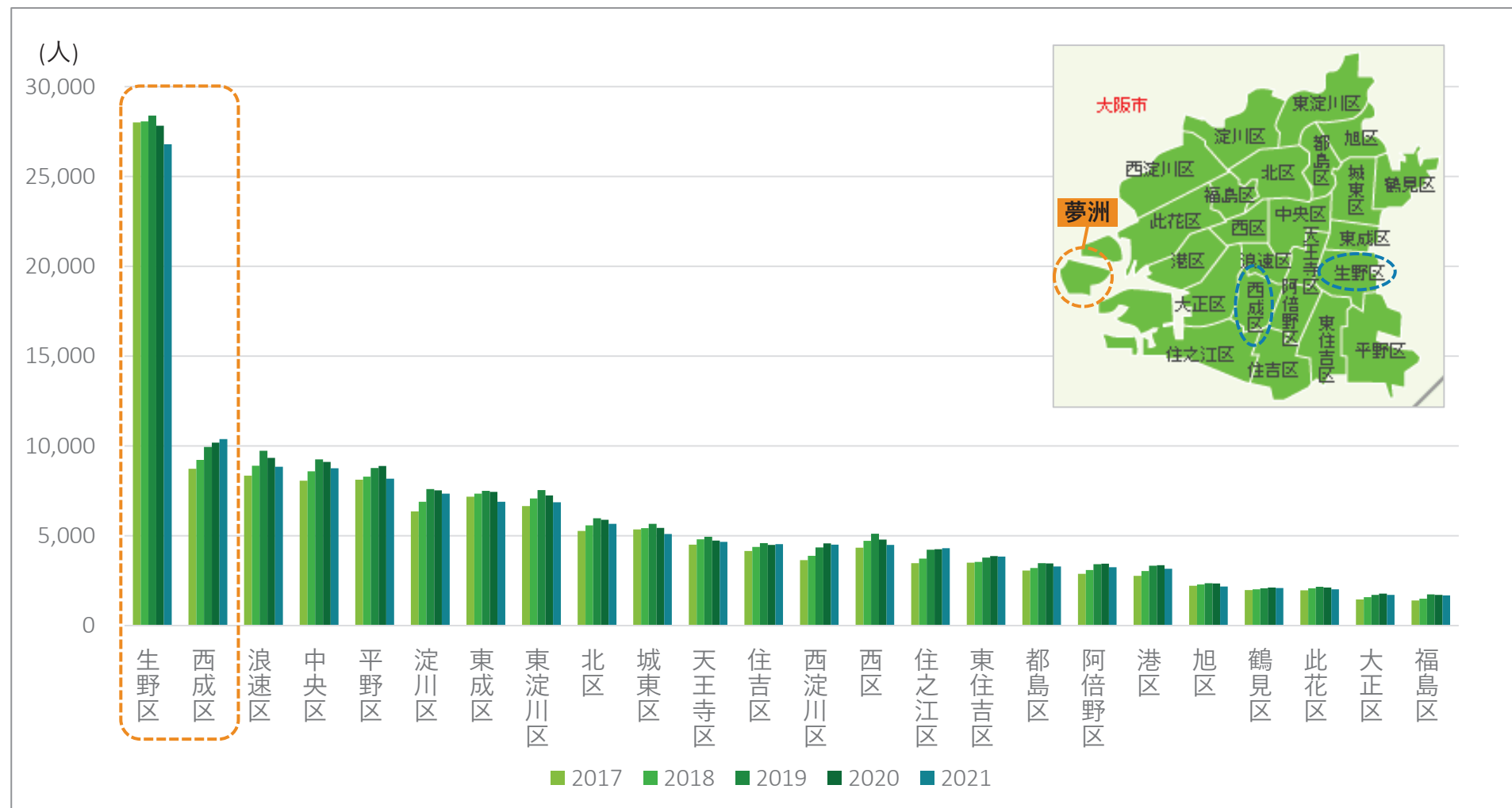
国・地域別の大阪府延べ宿泊者数(2015-2021年)

2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
Overall	8,653,660	Overall	9,800,040	Overall	10,783,660	Overall	12,839,050	Overall	15,869,040	Overall	2,118,590	Overall	274,860
China	2,584,020	China	2,732,350	China	2,836,430	China	4,129,490	China	6,193,830	China	790,120	Others	73,680
Taiwan	1,446,970	Taiwan	1,630,140	South Korea	2,310,900	South Korea	2,543,520	South Korea	1,751,190	Taiwan	213,630	United States	37,610
South Korea	1,171,700	South Korea	1,603,920	Taiwan	1,532,870	Taiwan	1,365,230	Taiwan	1,516,130	Others	184,710	Vietnam	35,270
Hong Kong	922,050	Hong Kong	1,050,860	Hong Kong	1,223,930	Hong Kong	1,085,220	Hong Kong	1,230,630	Hong Kong	161,850	China	25,550
Others	657,160	Others	619,620	Others	597,740	Others	887,750	Others	1,223,870	South Korea	129,200	Philippines	23,580
Thailand	309,240	Thailand	360,620	Thailand	393,540	Thailand	421,030	United States	572,500	United States	95,610	South Korea	10,420
United States	258,730	United States	332,220	United States	312,550	United States	403,330	Thailand	530,250	Thailand	88,380	India	6,830
Singapore	162,780	Singapore	204,250	Singapore	217,930	Singapore	271,130	Australia	348,360	Philippines	75,050	United Kingdom	5,630
Philippines	160,690	Philippines	194,180	Philippines	191,960	Australia	236,340	Singapore	339,360	Australia	63,180	Thailand	3,610
Malaysia	148,230	Australia	171,270	Indonesia	191,280	Indonesia	217,980	Philippines	296,080	Vietnam	56,680	Germany	3,340
Australia	147,840	Indonesia	156,650	Australia	180,940	Philippines	208,310	Indonesia	254,460	Indonesia	54,020	France	3,120
Indonesia	129,180	Malaysia	134,030	Malaysia	147,590	Malaysia	161,800	Malaysia	217,410	Singapore	39,240	Hong Kong	2,560
France	66,970	France	77,440	Canada	76,330	Vietnam	98,650	Vietnam	154,090	Malaysia	32,190	Russia	2,530
United Kingdom	66,020	United Kingdom	70,790	United Kingdom	75,810	Canada	92,870	United Kingdom	151,110	United Kingdom	18,140	Taiwan	2,280
Vietnam	59,970	Vietnam	69,140	Vietnam	75,630	France	92,040	Canada	122,300	France	14,910	Singapore	1,740
Canada	57,910	Canada	64,340	France	70,990	United Kingdom	81,240	France	116,850	Germany	13,920	Malaysia	1,200
Germany	55,400	Germany	45,790	Germany	58,050	Germany	69,910	Germany	93,940	Canada	13,860	Italy	970
India	30,400	Italy	35,490	India	39,220	India	59,800	India	73,180	India	7,990	Australia	870
Italy	27,570	Spain	34,230	Spain	36,940	Italy	41,300	Spain	61,240	Italy	4,540	Canada	850
Spain	24,580	India	33,900	Italy	34,170	Spain	38,600	Italy	57,180	Spain	4,410	Spain	430
Russia	10,730	Russia	9,670	Russia	13,320	Russia	19,800	Russia	32,880	Russia	4,050	Indonesia	0

出所: 日本政府観光局(JNTO) 都道府県別外国人延べ宿泊者数(大阪府)より作成(<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--lodgers--by--prefecture>)

大阪市の区別在留外国人数は生野区が2021年に26,797人と最も多い。二番目に在留外国人が多い西成区は他区が減少傾向の中、増加傾向にある

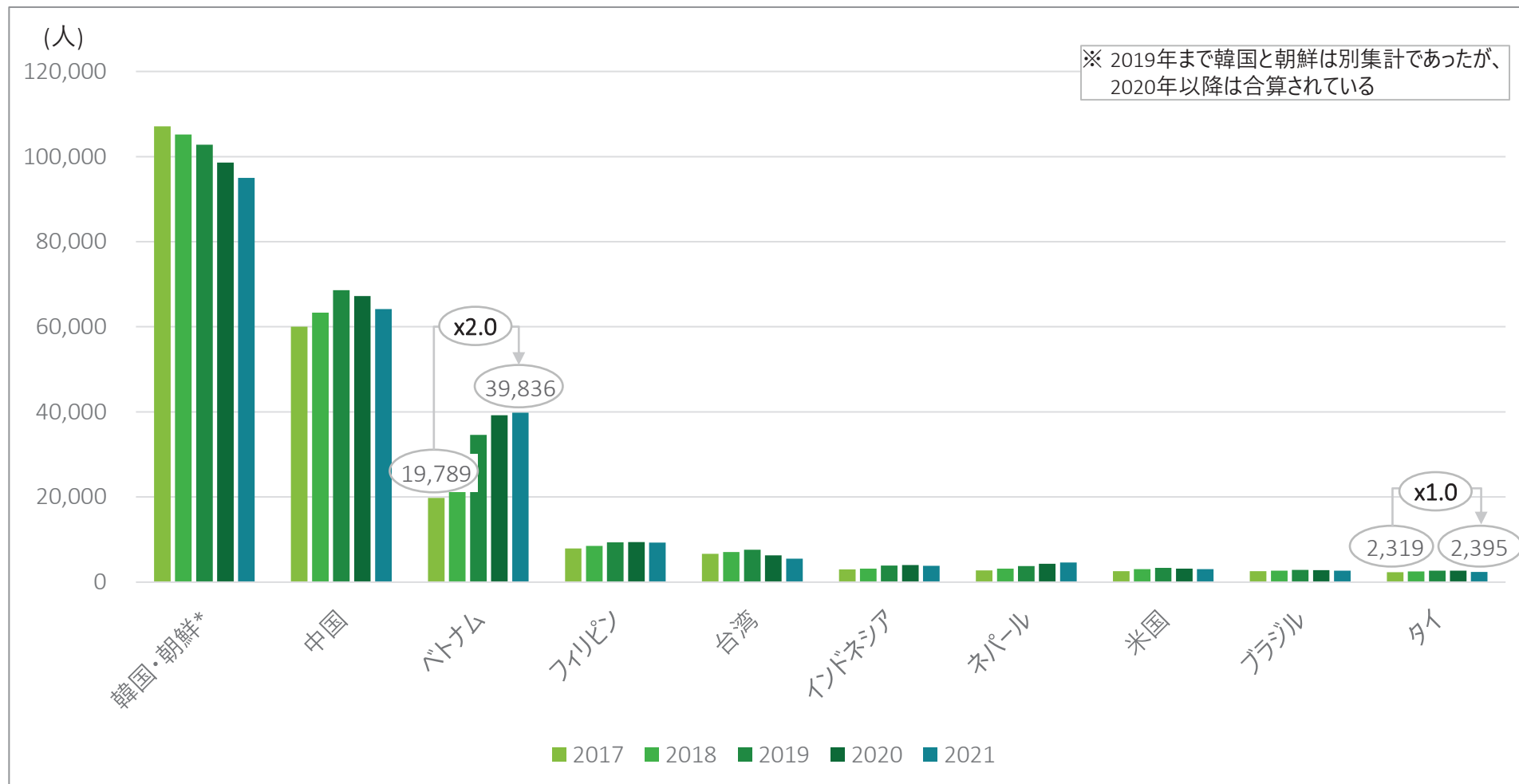
大阪市・区別在留外国人数



出所：大阪府「府内在留外国人数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)

大阪府の在留ベトナム人数は2017～2021年にかけて約2倍に増加しているが、在留タイ人数は横ばいである

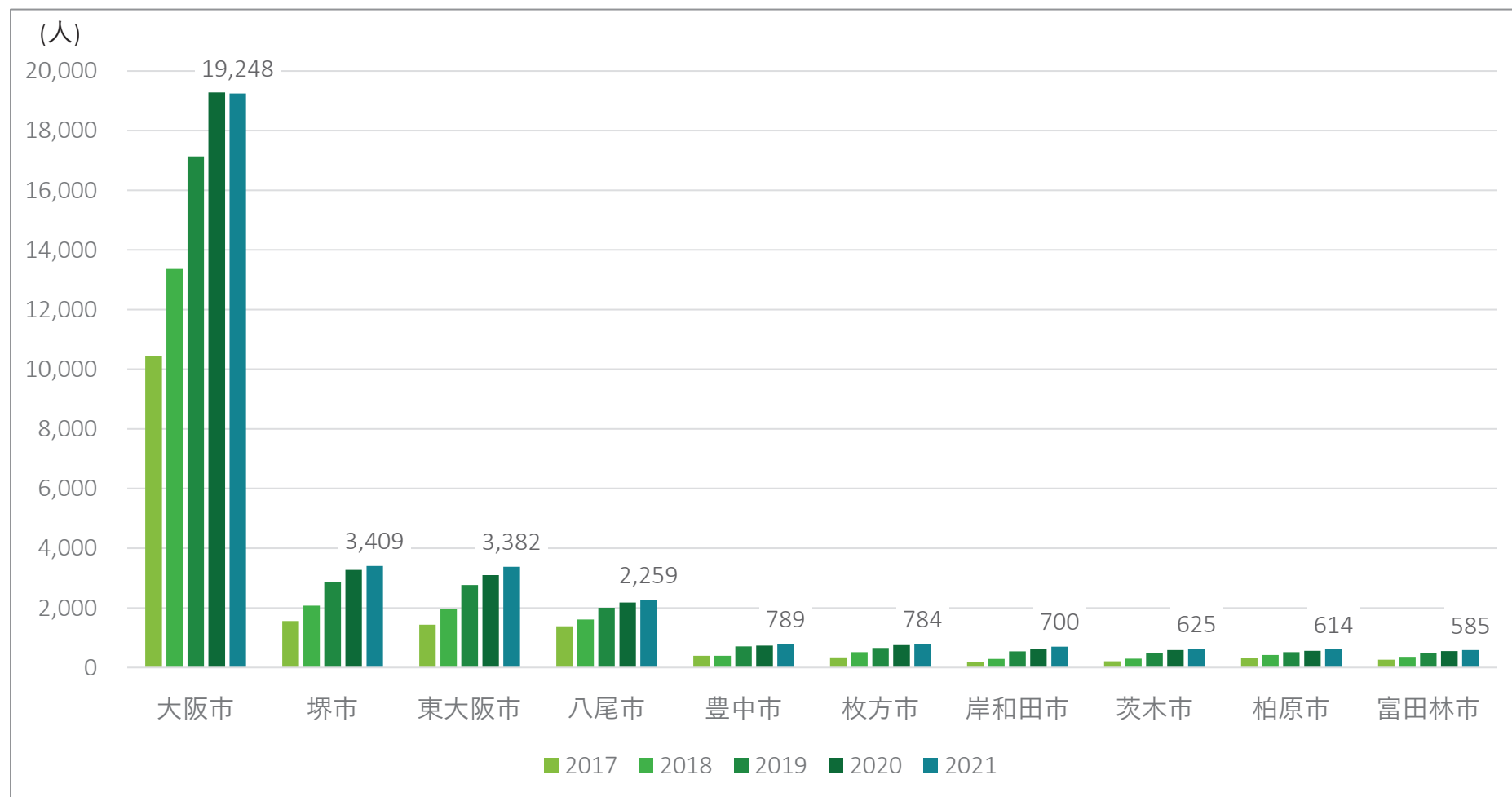
大阪府・国別在留外国人人数(TOP10)



出所：大阪府「府内在留外国人人数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)」

大阪府の各市町村の在留ベトナム人数は2017～2021年にかけて増加傾向にあったが、新型コロナウイルスの水際対策により2021年の伸びは鈍化した

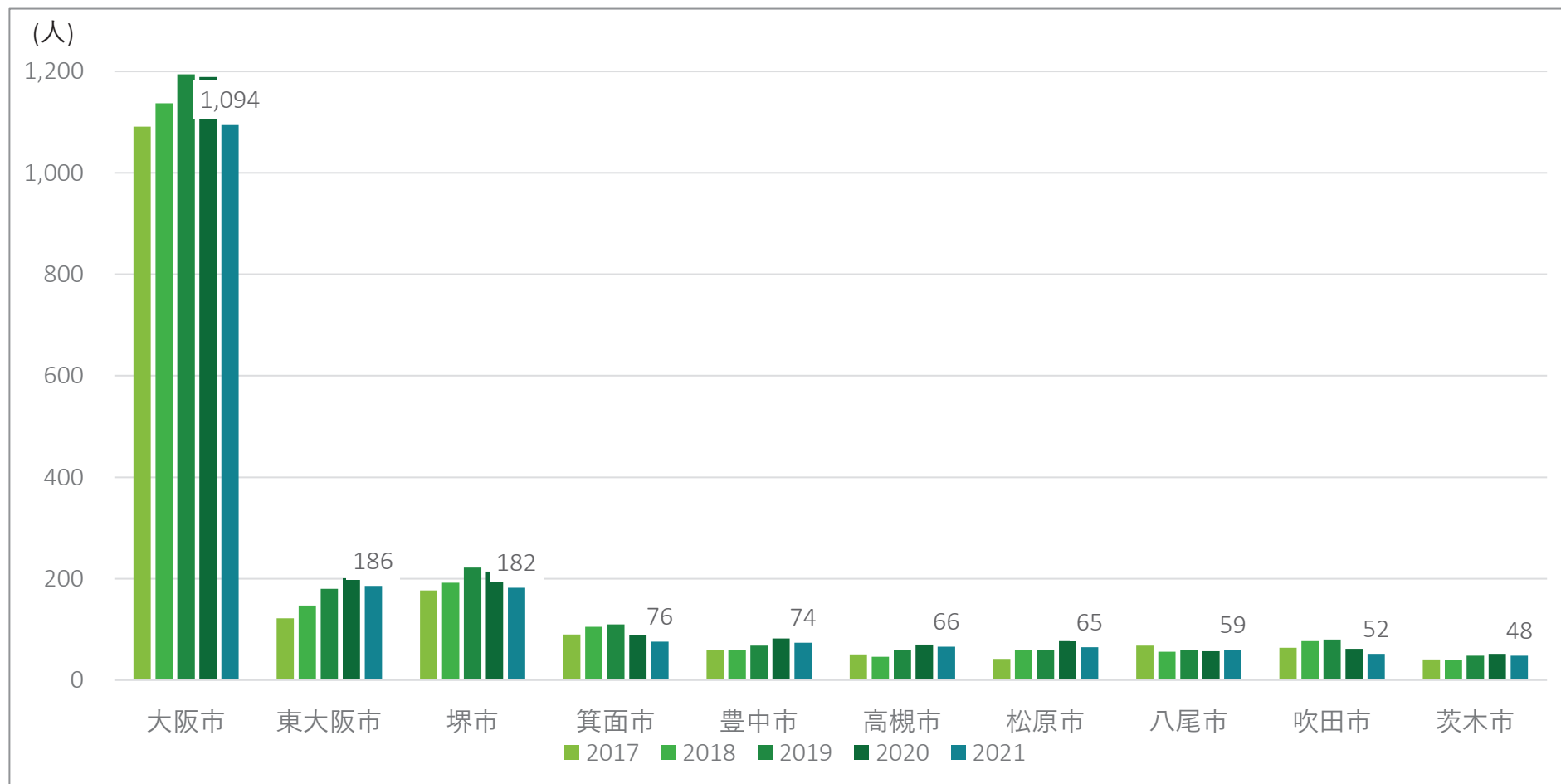
大阪府・市町村別在留ベトナム人数の推移TOP10 (2017～2022)



出所：大阪府「府内在留外国人人数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)」

大阪府の各市町村において、在留タイ人数は2019・2020年を境に減少傾向または横ばいである

大阪府・市町村別在留タイ人数の推移(TOP10・(2017～2022))



出所：大阪府「府内在留外国人数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)」

3.2 大阪府・大阪市の外国人の在留状況

3.2.1 大阪市在留ベトナム人の属性

大阪市の在留ベトナム人（年齢別・在留資格別一覧 2023年2月末時点）

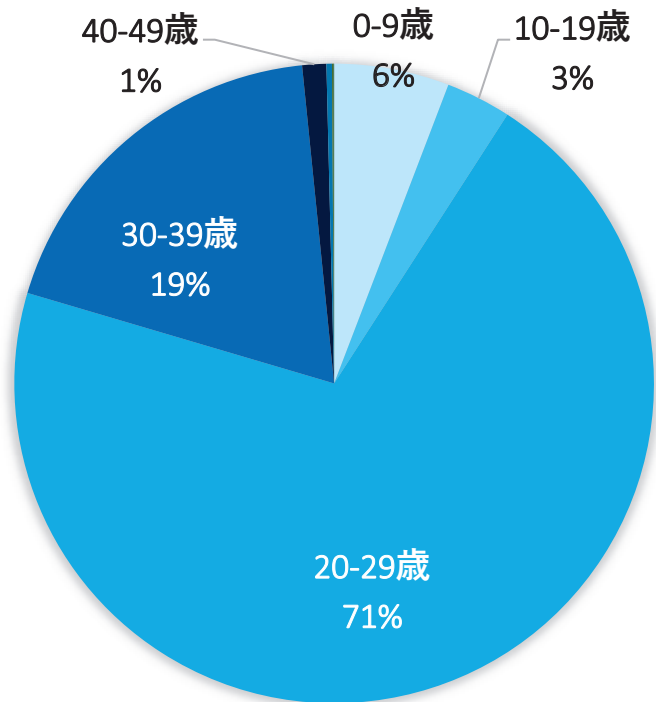
（単位：人）

在留資格コード	在留資格	0-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80-89歳	総計
0	不明	1			2						3
T03	教授			3	1						4
T05	宗教			1		1					2
T13	医療				4						4
T15	教育				1						1
T16	技術				1						1
T17	人文知識・国際業務			1	2						3
T18	企業内転勤			5	26	3	1				35
T20	技能				45	24	8				77
T21	技能実習1号イ			3	1	2					6
T22	技能実習1号ロ		142	1,144	198	3					1,487
T24	技能実習2号ロ			628	82	1					711
T25	経営・管理			197	105	7	1				310
T26	技術・人文知識・国際業務			2,608	1,683	52	6				4,349
T28	技能実習3号ロ			518	184	5					707
T29	介護			328	74	1					403
T31	文化活動			1		1					2
T41	留学		438	6,417	176	2					7,033
T43	研修			5	1						6
T44	家族滞在	1,118	69	1,165	647	22	5				3,026
T51	特定活動	17		560	132	2		1		1	713
T61	日本人の配偶者等	1	1	106	102	15	6	1			232
T62	永住者の配偶者等	11	2	6	27	2	1	1			50
T63	定住者	25	19	28	22	7	5	1	1		108
T71	特定技能1号			1,727	439	7					2,173
T81	高度専門職1号イ				1						1
T82	高度専門職1号ロ			2	14						16
T90	高度専門職2号				1						1
X14	永住者	107	54	49	173	110	28	12	5	1	539
総計		1,280	725	15,502	4,144	267	61	16	6	2	22,003

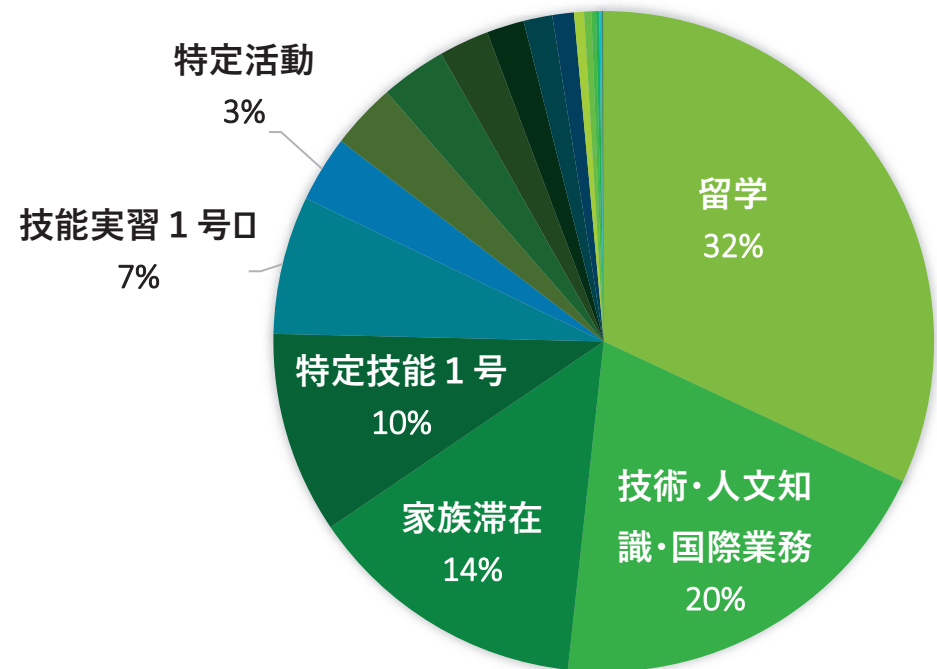
大阪市の在留ベトナム人は71%が20代であり、在留資格別に見ると留学と技術・人文知識・国際業務で52%を占めている

大阪市の在留ベトナム人の年代別・在留資格別割合

年代別割合(2023年2月)



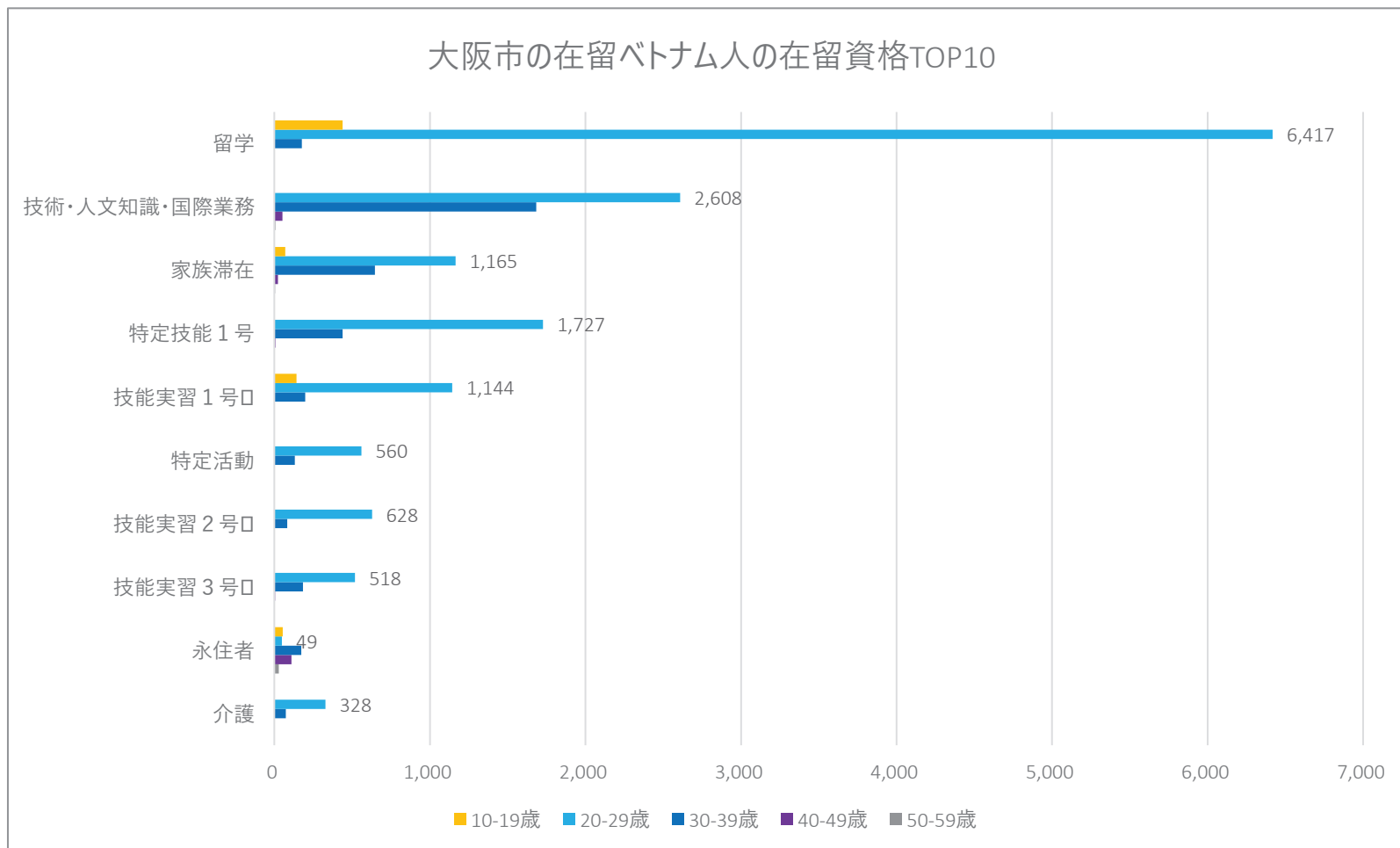
在留資格別割合(2023年2月)



出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

大阪市の在留ベトナム人の在留資格上位10位には、留学や就業、実習の滞在目的がほとんどを占めている

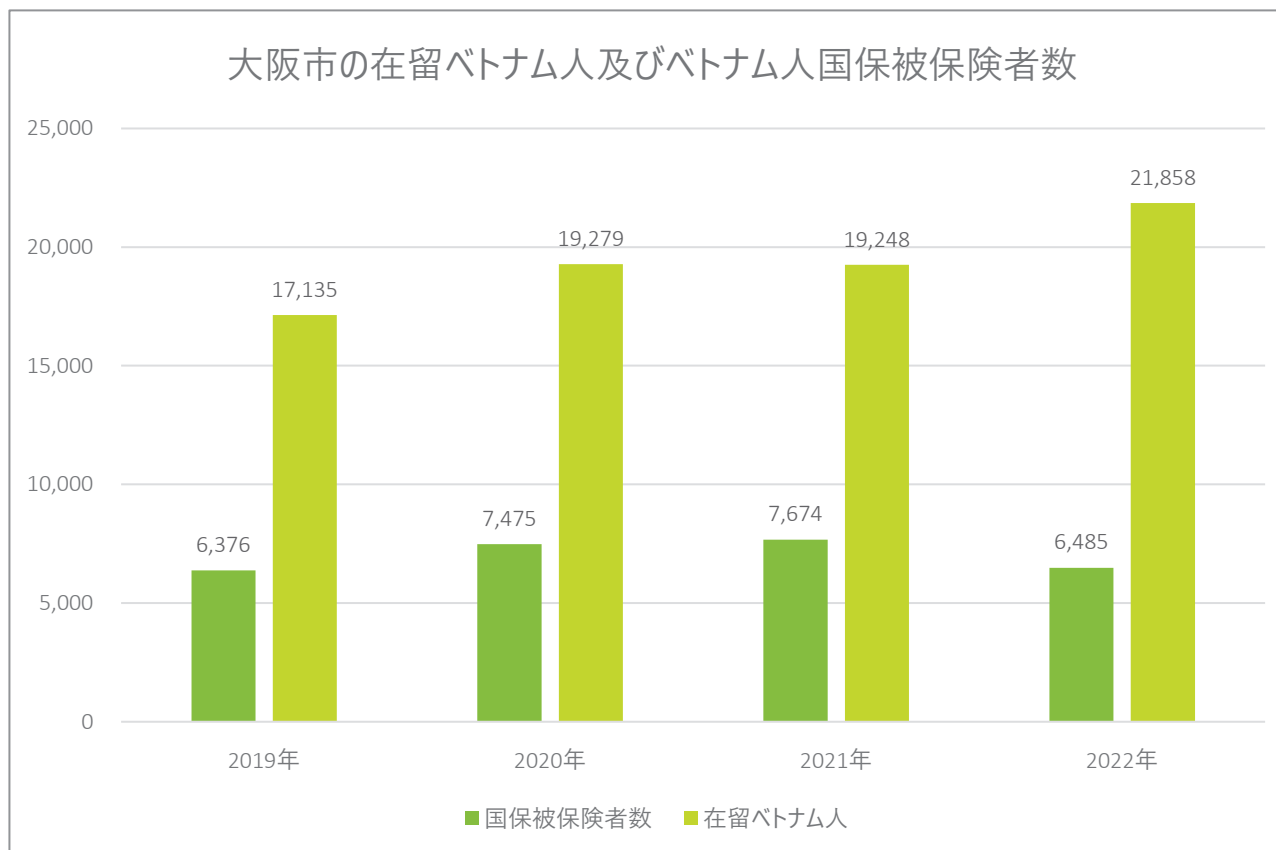
大阪市の在留ベトナム人の在留資格TOP10 (2023年2月)



出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

大阪市は大阪府の中で最も在留ベトナム人が多く、2022年6月時点では21,858人にのぼる。内、約30%にあたる6,485人が国民健康保険に加入している

大阪市の在留ベトナム人の国民健康保険被保険者数



出所：大阪府市区町村別の在留外国人数、大阪市「外国人に対する国民健康保険の適用状況」より作成

3.2.2 大阪市在留タイ人の属性

大阪市の在留タイ人（年齢別・在留資格別一覧 2023年2月末時点）

(単位：人)

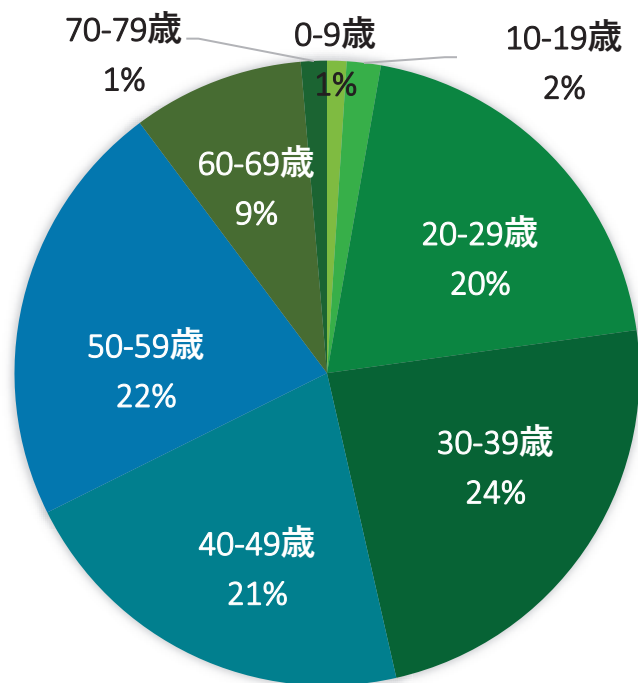
在留資格コード	在留資格	0-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	総計
T03	教授				1					1
T05	宗教			1	9	1			1	12
T13	医療			2						2
T16	技術				1	2				3
T18	企業内転勤			2	4	3				9
T20	技能			8	16	51	30	3		108
T21	技能実習1号イ			1	1					2
T22	技能実習1号ロ			16	4					20
T24	技能実習2号ロ			11						11
T25	経営・管理				2	2		4		8
T26	技術・人文知識・国際業務			40	67	12	3			122
T28	技能実習3号ロ			8	2	1				11
T29	介護				1					1
T31	文化活動				2					2
T41	留学		3	88	21	3				115
T43	研修			3	4	1				8
T44	家族滞在	4	2	5	11	6			1	29
T51	特定活動			4	2	1				7
T61	日本人の配偶者等	1		10	67	43	40	11	2	174
T62	永住者の配偶者等		1	3	3	3	2			12
T63	定住者	6	6	15	12	15	26	9	3	92
T71	特定技能1号			5	2					7
X14	永住者	1	9	17	50	109	163	79	9	437
総計		12	21	239	282	253	264	106	16	1,193

出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

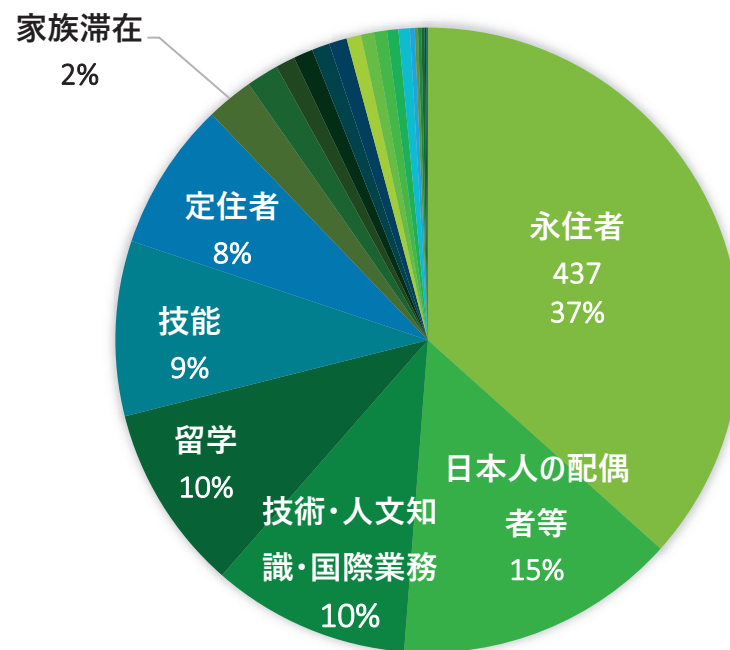
大阪市の在留タイ人は20代から50代までの各年代とも20%前後を占めており、在留資格別に見ると永住者と日本人の配偶者等で52%を占めている

大阪市の在留タイ人の年代別・在留資格別割合

年代別割合(2023年2月)



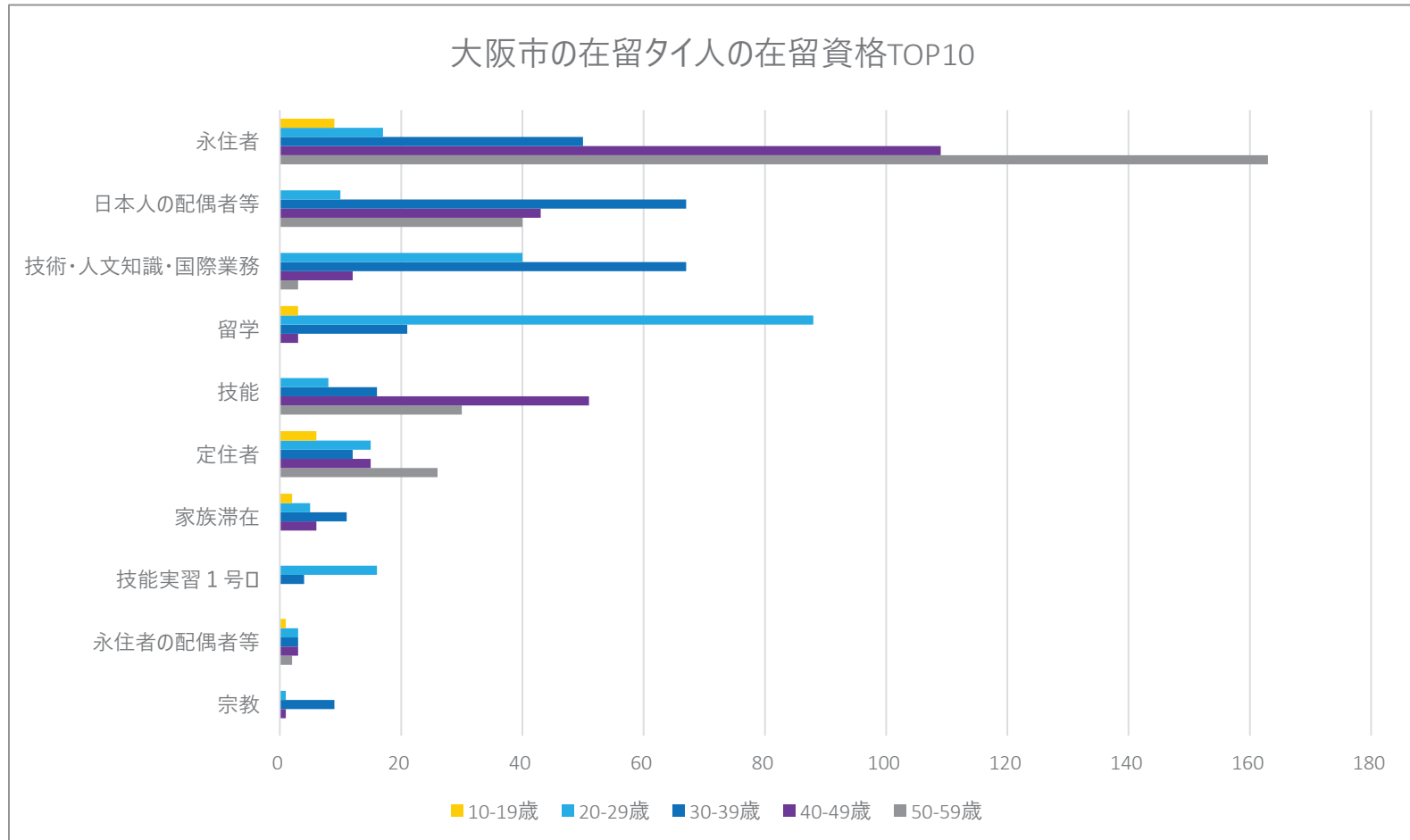
在留資格別割合(2023年2月)



出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

大阪市の在留タイ人の在留資格上位10位には、永住者、定住者、家族滞在といった長期滞在を目的とした在留資格が見られる

大阪市の在留タイ人の在留資格TOP10 (2023年2月)



出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

3.3 医療機関ヒアリング

実際に訪日外国人及び在留外国人を受入れている医療機関を選定し、外国人患者受け入れに関する現状課題や提供ニーズ等の意見収集を行った

ヒアリング候補先の選定の観点

- ✓ 夢洲における医療機関の在り方では、国際医療貢献の視点から、ゲートウェイ機能を持つハブとして、手厚い検査と的確な診断を行った上で、府内の先端的な医療機関等に患者を繋ぐことを想定している
- ✓ こうした検討状況を踏まえて、実際に訪日外国人及び在留外国人を受入れている医療機関を選定し、外国人に対する現状課題や提供ニーズ等の意見収集を行った

ヒアリング先医療機関選定の観点

認証等

- ✓ 「大阪府外国人患者受け入れ拠点医療機関」及び「大阪府外国人患者受け入れ地域拠点医療機関」に選定されている
- ✓ JCIやJMIP等の外国人患者の受け入れに係る国内外の認証を取得している

外国医師臨床修練

- ✓ 外国医師臨床修練病院の指定を受けている

多言語対応

- ✓ 外国人患者対応専門部署や医療コーディネーターを設置している
- ✓ 遠隔通訳サービス等が整備されている

外国人患者に安心・安全な医療サービスを提供できる体制作りに取り組んでいる医療機関は国内外の各種認証を取得している

外国人受入れ体制整備に係る認証制度

略称	正式名称	認定機関	日本における認定数※	認定/推奨のポイント
JCI	Joint Commission International	米国の第三者評価認証機関の国際部門	30	<ul style="list-style-type: none">医療の質と患者の安全、継続的な品質の改善に関して14分野1,000項目以上の審査が行われる。8つの認定プログラムがある。
JMIP	Japan Medical Service Accreditation for International Patients	一般財団法人 日本医療教育財団	72	<ul style="list-style-type: none">「日本医療機能評価機構」または、「JCI」による医療機関機能が評価されている医療機関において、外国人患者の受入れ機能を評価する。
JIH	Japan International Hospital	一般社団法人 Medical Excellence JAPAN	47	<ul style="list-style-type: none">渡航患者受入れに意欲のある病院の受入れ体制や取り組み等を調査し、所定の基準を満たす病院を『ジャパン インターナショナル ホスピタルズ』として推奨している。推奨病院のリストと診療科が提供する診療内容を海外に発信して渡航受診の促進を図る。

※2023年2月14日時点

3.4 医療通訳サービス

ヒアリングを実施した医療機関や地域の団体は、既に遠隔医療通訳サービスを利用しているものの、より充実した医療通訳サービスを求める意見もあった

遠隔医療通訳サービスの比較

No	名称	提供元	利用形態	料金	利用可能時間	対応言語数	備考
1	大阪府・多言語 遠隔医療通訳 サービス	メディフォン	電話	大阪府 負担	24時間	7カ国語	<ul style="list-style-type: none"> 利用前に大阪府への登録が必要
2	MELON	コニカミノルタ	電話 ビデオ	有料	プランにより異なる	【標準】 6カ国語 【オプション】 14カ国語	<ul style="list-style-type: none"> タブレットで利用 プランにより利用時間・対応言語が異なる
3	Medi-Way	東和エンジニアリング	電話 ビデオ	有料	言語により異なる	20カ国語	<ul style="list-style-type: none"> タブレットで利用 医療通訳の監修は医師が担当
4	アムダ通訳ライン	AMDA	電話	無料	平日10:00～15:00 ※相談のみは平日 10:00～16:00	8カ国語	<ul style="list-style-type: none"> 無料だが利用前に登録が必要 曜日により対応言語が異なる

※次ページより各サービスの詳細を記載

大阪府の電話通訳サービスは登録した医療機関が24時間利用することができる。MELONはプランにより利用時間・対応言語が異なる

大阪府・多言語遠隔医療通訳サービス（メディフォン）

遠隔医療通訳サービス MELON（コニカミノルタ）

【サービス内容】

- 大阪府が府内の医療機関に提供している無料の電話医療通訳サービス（電話医療通訳はメディフォンが提供）

【サービス内容】

- 医療機関関係者、患者、医療通訳者の3者間通訳
- ビデオ通話で表情や状況を見ながらのコミュニケーションが可能
- 通訳のやり取りは全て録音してダウンロードが可能であるため、後日トラブルが発生した際にも録音データで確認できる

項目	内容
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府内の登録した医療機関が利用できる 利用には患者からの口頭または書面で同意を得る必要があり、対応言語に翻訳された同意書がHPで公開されている 外国人患者からの電話で問い合わせがあった場合、メディフォンのシステムを利用すると3者通話が可能である
サービス提供時間	24時間
対応言語 7カ国語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語

項目	プラン	
	スタンダード	シンプル
特徴	医療通訳が24時間 使い放題	機械通訳メインの ライトなプラン
サービス提供時間 等	定額・使い放題 24時間365日対応 予約不要	従量課金制 利用可能時間 8:30-18:00
標準対応言語 6カ国語	日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語	
オプション対応言語 14カ国語	ベトナム語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語	

Medi-Wayはタブレットを用いたビデオ・電話通訳サービスである。AMDAの電話医療通訳サービスは平日のみ利用でき、対応言語は曜日により異なる

遠隔医療通訳サービス「Medi-Way」 (東和エンジニアリング)

【サービス内容】

- タブレットを利用した電話・ビデオ医療通訳サービス

項目	内容	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • タブレットを利用することで、限られたスペースで利用でき、院内での持ち運びがスムーズである • 医療通訳の監修は医師が担当している 	
サービス提供時間	24時間	平日 9:00～17:30
(ビデオ) 対応言語 7カ国語	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語	ベトナム語、ネパール語
(電話) 対応言語 20カ国語 (24時間対応)	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、タイ語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ネパール語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語	

アムダ通訳ライン (AMDA)

【サービス内容】

- 電話による医療通訳及び相談サービス

項目	内容
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 通訳専門スタッフが電話で医療通訳及び相談サービスを提供する • 利用する医療機関は利用登録が必要である • 曜日により対応言語が異なる
サービス提供時間等	<ul style="list-style-type: none"> • 相談サービス 平日10:00～16:00 • 通訳サービス 平日10:00～15:00
標準対応言語 8カ国語	英語（毎日）、中国語（火・木）、韓国語（月）、タイ語（火）、スペイン語（水）、ポルトガル語（金）、フィリピン語（月）、ベトナム語（第2・4水）

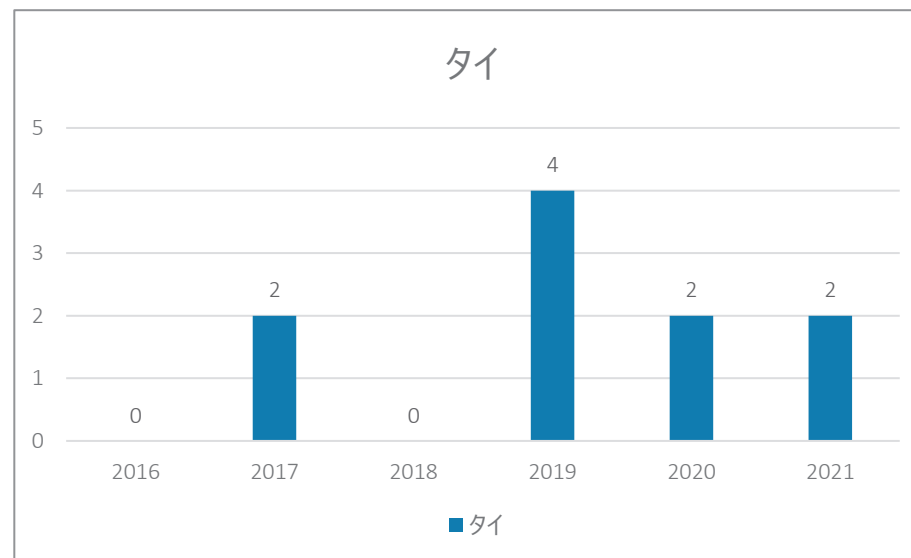
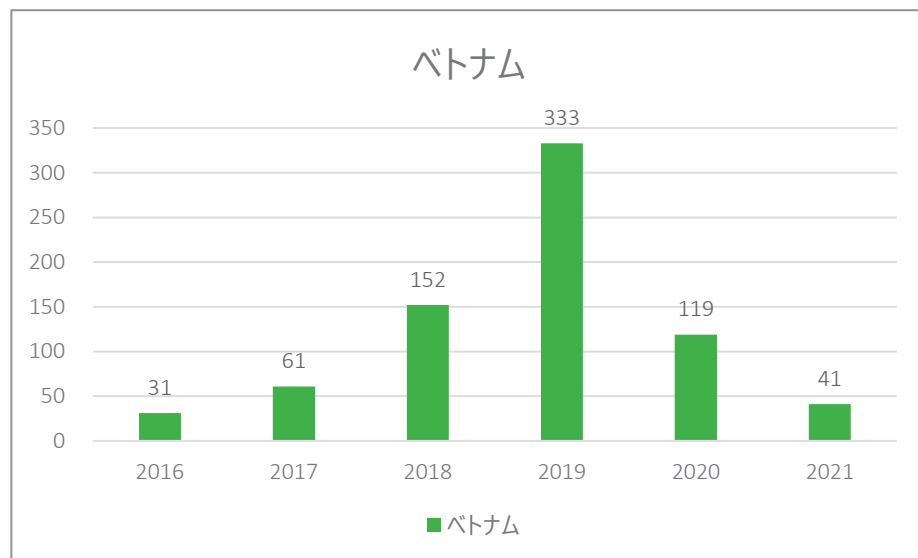
3.5 渡航受診者の動向

医療滞在ビザの発給数は、ベトナムが2019年に333件と急増しており、新型コロナウイルス感染症の終息により、渡航医療のニーズも回復することが期待される

医療滞在ビザ発給数の推移

■ 医療滞在ビザ

- 医療滞在ビザとは日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等及び同伴者に対して発給される
- 医療機関における治療行為だけでなく、人間ドック、健康診断、温泉湯治などの療養まで幅広い分野が対象となり得る
- 外国人患者等の親戚だけでなく、親戚以外の者であっても、必要に応じ同伴者として同行が可能である
- 滞在期間は90日以内、6か月または1年である



出所:外務省「ビザ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/medical/patient.html>)

e-Stat「ビザ（査証）発給統計」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00300500&result_page=1)

3.6 訪日外国人、在留外国人の医療需要

来阪外国人旅行者の受診者数は外国人観光客が訪日旅行中に怪我・病気になった割合に基づき推定し、在留外国人の受診者数は日本の全国の受療率に基づき推定した

大阪府・大阪市の外国人受診者数の推定根拠

来阪外国人旅行者数

大阪府に訪れる外国人旅行者数を大阪府観光統計調査と同様の方法により推計



訪日旅行中に怪我・病気になった割合 (年間)

観光庁の調査結果による東南アジアからの観光客が訪日旅行中に怪我・病気になった割合を採用



来阪外国人旅行者の受診者数推定値

大阪府・大阪市の在留外国人数

政府統計の「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」及び「市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」に基づく人数



全国の受療率 (1日当たり)

厚生労働省が3年ごとに発表する全国の受療率(人口10万対)を採用

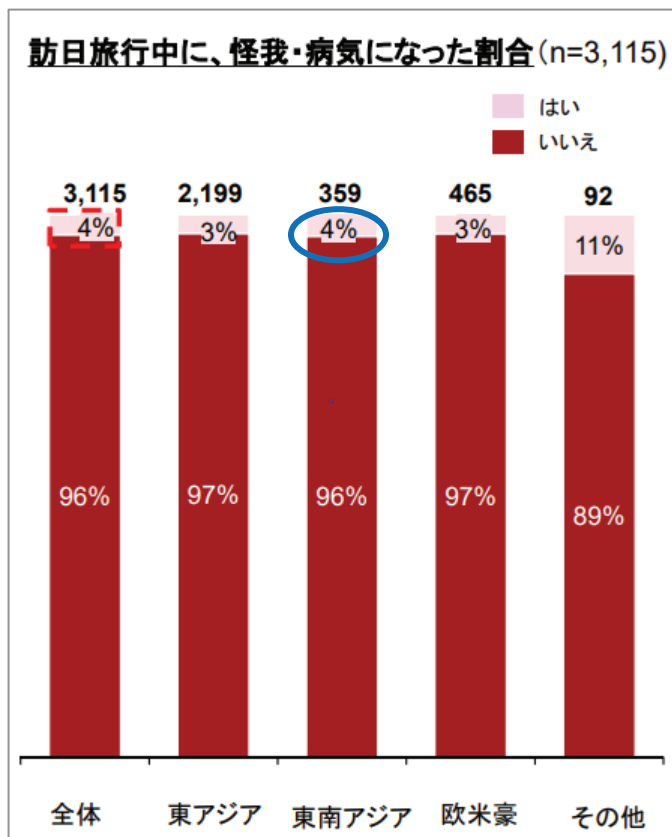


在留外国人の受診者数推定値

東南アジアからの観光客が訪日旅行中に怪我・病気になった割合は4%である。また、全国の受療率は入院が約1.0%、外来が約5.7%である

訪日旅行中に怪我・病気になった割合

■ 外国人観光客の医療等の実態調査（観光庁）



全国の受療率

■ 全国の受療率（人口10万対）（厚生労働省）

年	入院		外来	
	総数/人口10万人	割合	総数/人口10万人	割合
2014	1,038	1.04%	5,696	5.70%
2017	1,036	1.04%	5,675	5.68%
2020	960	0.96%	5,658	5.66%

表4 性・年齢階級別にみた受療率（人口10万対）

令和2年10月

年齢階級	入院			外来		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	960	910	1,007	5,658	4,971	6,308
0歳	1,065	1,155	971	7,296	7,403	7,185
1～4	134	153	115	6,327	6,540	6,103
5～9	71	79	64	4,816	5,078	4,540
10～14	99	106	92	3,313	3,300	3,328
15～19	123	121	126	2,178	1,993	2,372
20～24	141	128	156	2,321	1,782	2,885
25～29	198	142	258	2,692	1,867	3,563
30～34	246	165	331	3,043	2,149	3,977
35～39	257	215	301	3,174	2,300	4,074
40～44	273	278	267	3,480	2,760	4,220
45～49	345	387	302	3,745	3,063	4,444
50～54	478	551	404	4,285	3,602	4,977
55～59	664	776	551	5,113	4,368	5,856
60～64	895	1,064	730	6,113	5,509	6,702
65～69	1,207	1,444	983	7,951	7,369	8,500
70～74	1,544	1,797	1,318	9,649	9,165	10,083
75～79	2,204	2,461	1,997	11,527	11,132	11,843
80～84	3,234	3,440	3,088	11,847	12,077	11,685
85～89	4,634	4,795	4,546	10,728	11,308	10,411
90歳以上	6,682	6,706	6,673	9,248	9,667	9,107
(再掲)						
65歳以上	2,512	2,518	2,507	10,044	9,718	10,295
70歳以上	2,899	2,887	2,907	10,665	10,525	10,766
75歳以上	3,568	3,534	3,590	11,166	11,332	11,059

注：総数には、年齢不詳を含む。

3.6.1 大阪府・大阪市のベトナム人受診者数

来阪ベトナム人旅行者数の推定人数に東南アジアからの訪日旅行者が旅行中に怪我、病気になった割合(4%)を乗じて、ベトナム人受診者数を算定した

来阪ベトナム人旅行者数及び受診者数の算定

- ✓ ①ベトナムからの訪日外客数 x ②ベトナム人の大阪府訪問率 = ③来阪ベトナム人数
- ✓ ③来阪ベトナム人数 x 東南アジアからの旅行者の受療率4% = ④ベトナム人受診者数

年	①	②	③ = ① x ②	④ = ③ x 4%
	訪日外客ベトナム人数(人)*	国籍・地域(21区分)別 都道府県別訪問率府訪問率 (%)	来阪ベトナム人旅行者数 (推定)	ベトナム人受診者数 (推定)
2015	185,395	42.2	78,327	3,133
2016	233,763	38.7	90,483	3,619
2017	308,898	37.8	116,867	4,675
2018	389,005	40.4	156,971	6,279
2019	495,051	43.7	216,369	8,655
2020	0		0	0
2021	26,586	**40.6	10,786	431
2022	284,100	**40.6	115,258	4,610

*訪日外客とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

**2021年、2022年は新型コロナウイルス感染症の影響で調査が実施されていないため、府訪問率が提示されていない。そのため2015年～2019年の府訪問率の平均(40.6%)を使用した

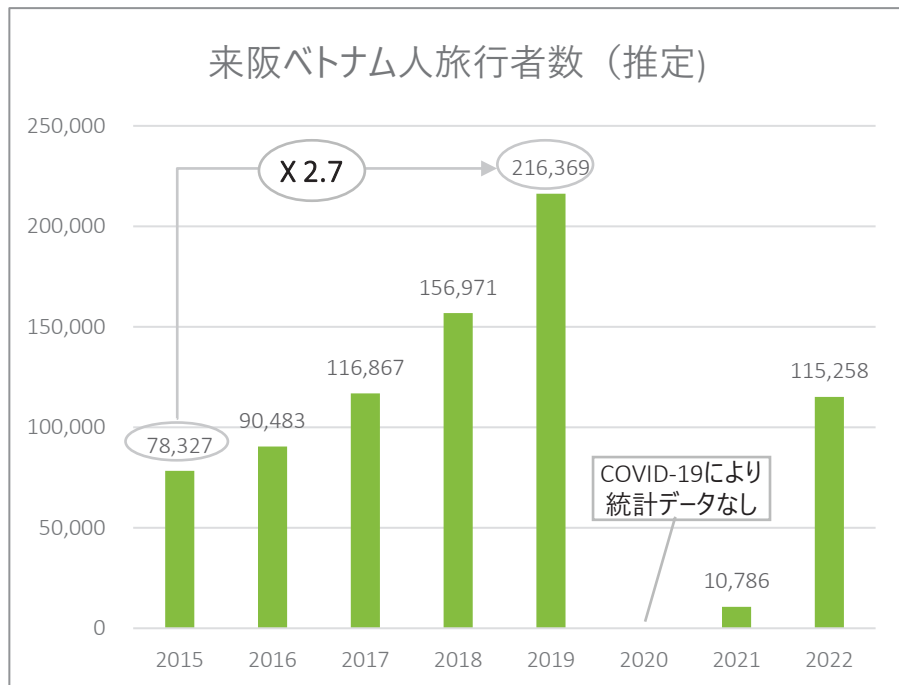
出所 ①日本政府観光局(JNTO) 「訪日外客数調査」(<https://www.jnto.go.jp/statistics/data/#gsc.tab=0>)

②日本政府観光局(JNTO) 「訪日外国人消費動向調査」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/syouthityousa.html>)

④観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査医療等の実態調査(令和2年)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001335700.pdf>)

大阪府のベトナム人旅行者数はCOVID-19の影響を受けたものの2022年には回復傾向にあり、在留ベトナム人数はコロナ禍でも増加し続けているため受診者数も増加傾向にある

大阪府のベトナム人数と受診者数の推移



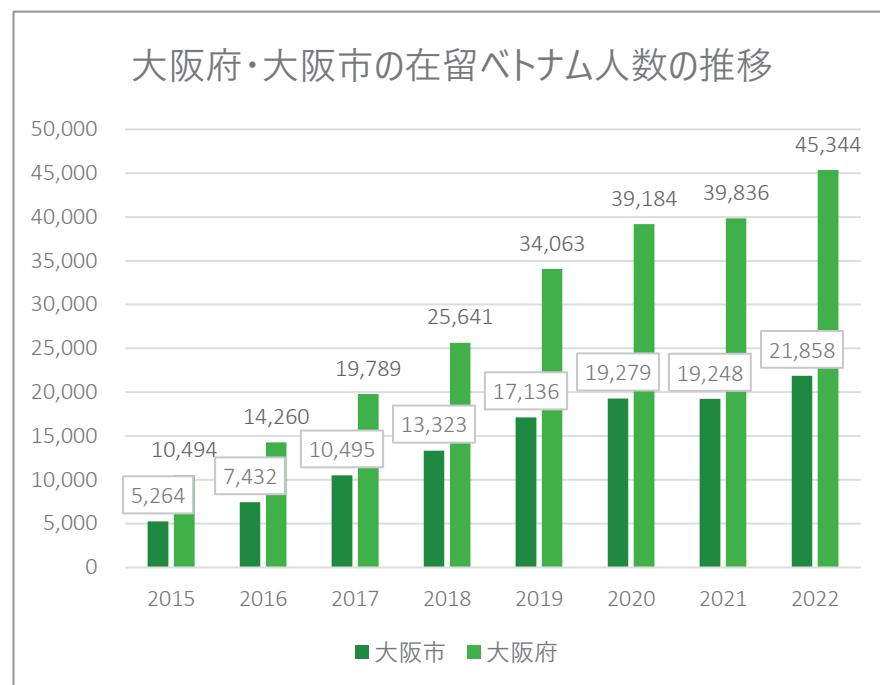
日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数調査」「訪日外国人消費動向調査」より作成

■ 来阪ベトナム人旅行者の年間受診者数（推定）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受診者数	4,675	6,279	8,655	-	431	4,610

観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査医療等の実態調査(令和2年)」によると東南アジアからの訪日外国人旅行者が旅行中に怪我・病気になった割合は4%

出所：厚生労働省「全国の上乗率（人口10万対）(2017年、2020年)」、
政府統計「市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」より作成



政府統計「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」より作成

■ 大阪府の在留ベトナム人の1日当たりの受診者数（推定）

		2017	2018	2019	2020	2021	2022
大阪市	入院	109	138	178	185	185	210
	外来	596	756	972	1091	1089	1237
大阪府	入院	205	266	353	376	382	435
	外来	1,123	1,455	1,933	2,217	2,254	2,566

各年の直近に発表された受療率を採用の上算定

3.6.2 大阪府・大阪市のタイ人受診者数

来阪タイ人旅行者数の推定人数に東南アジアからの訪日旅行者が旅行中に怪我、病気になる割合(4%)を乗じて、タイ人受診者数を算定した

来阪タイ人旅行者数及び受診者数の算定

- ✓ ①タイからの訪日外客数 x ②タイ人の大阪府訪問率 = ③来阪タイ人数
- ✓ ③来阪タイ人数 x 東南アジアからの旅行者の受療率4% = ④タイ人受診者数

年	①	②	③ = ① x ②	④ = ③ x 4%
	訪日外客タイ人数(人)*	国籍・地域(21区分)別 都道府県別訪問率府訪問率 (%)	来阪タイ人旅行者数 (推定)	タイ人受診者数 (推定)
2015	796,731	26.0	207,480	8,299
2016	901,525	30.0	270,235	10,809
2017	987,211	30.2	298,185	11,927
2018	1,132,160	28.7	325,445	13,018
2019	1,318,977	28.4	374,684	14,987
2020	0		0	0
2021	2,758	**28.7	791	32
2022	198,100	**28.7	56,805	2,272

*訪日外客とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

**2021年、2022年は新型コロナウイルス感染症の影響で調査が実施されていないため、府訪問率が提示されていない。そのため2015年～2019年の府訪問率の平均(28.7%)を使用した

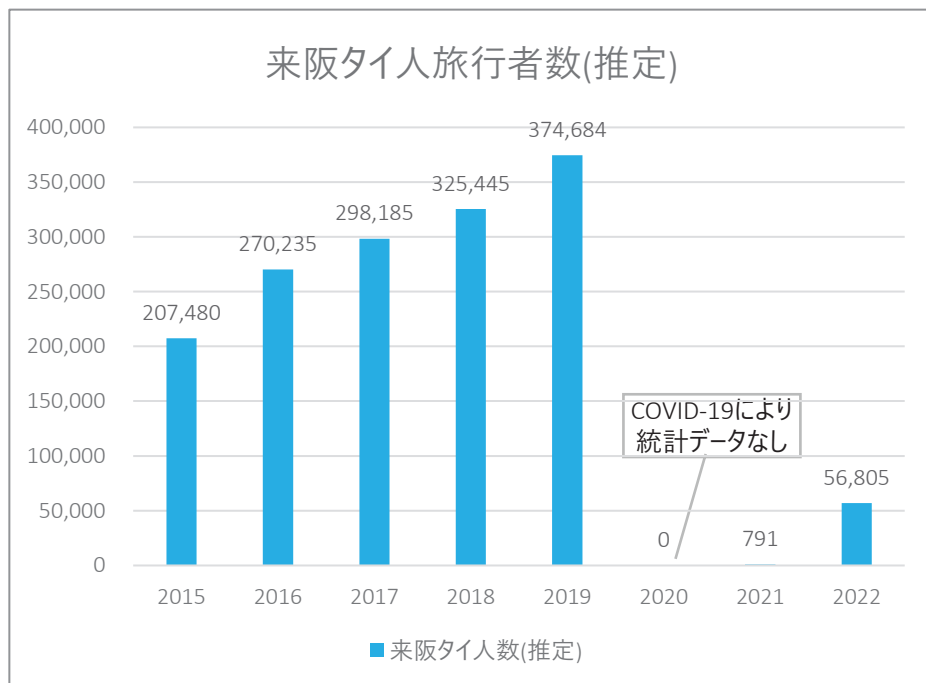
出所 ①日本政府観光局(JNTO) 「訪日外客数調査」(<https://www.jnto.go.jp/statistics/data/#gsc.tab=0>)

②日本政府観光局(JNTO) 「訪日外国人消費動向調査」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/syouthityousa.html>)

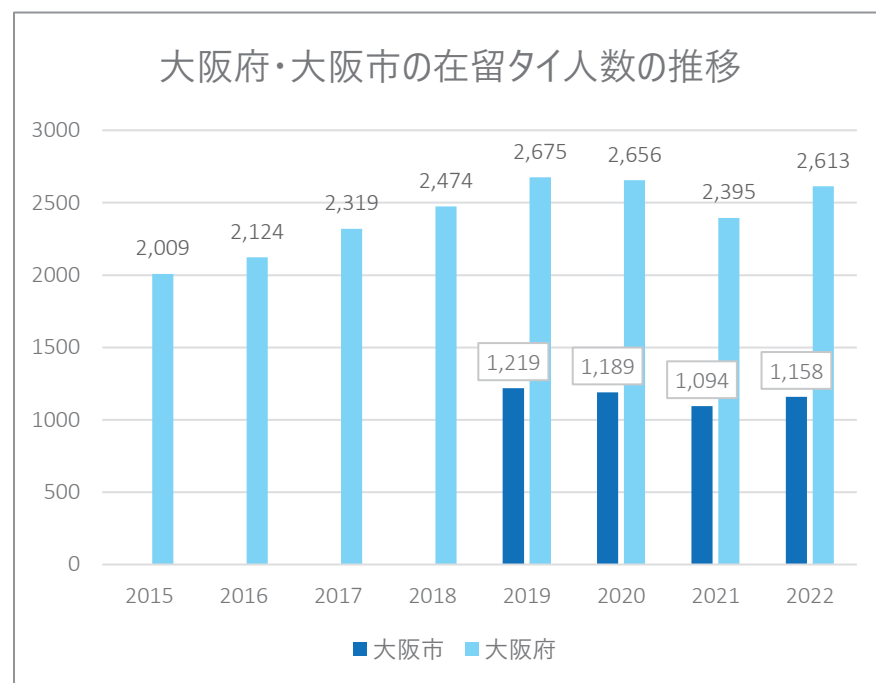
④観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査医療等の実態調査(令和2年)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001335700.pdf>)

来阪タイ人旅行者数も回復しつつあるが、ベトナムと比べると緩やかであり、在留タイ人数は2018年以降約2,500人前後で横ばいであるため受診者数に大きな変化はない

大阪府のタイ人数と受診者数の推移



日本政府観光局(JNTO) 「訪日外客数調査」「訪日外国人消費動向調査」より作成



政府統計「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」より作成

■ 来阪タイ人旅行者の年間受診者数 (推定)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受診者数	11,927	13,018	14,987	-	32	2,272

観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査医療等の実態調査(令和2年)」によると東南アジアからの訪日外国人旅行者が旅行中に怪我・病気になった割合は4%

■ 大阪府の在留タイ人の1日当たりの受診者数 (推定)

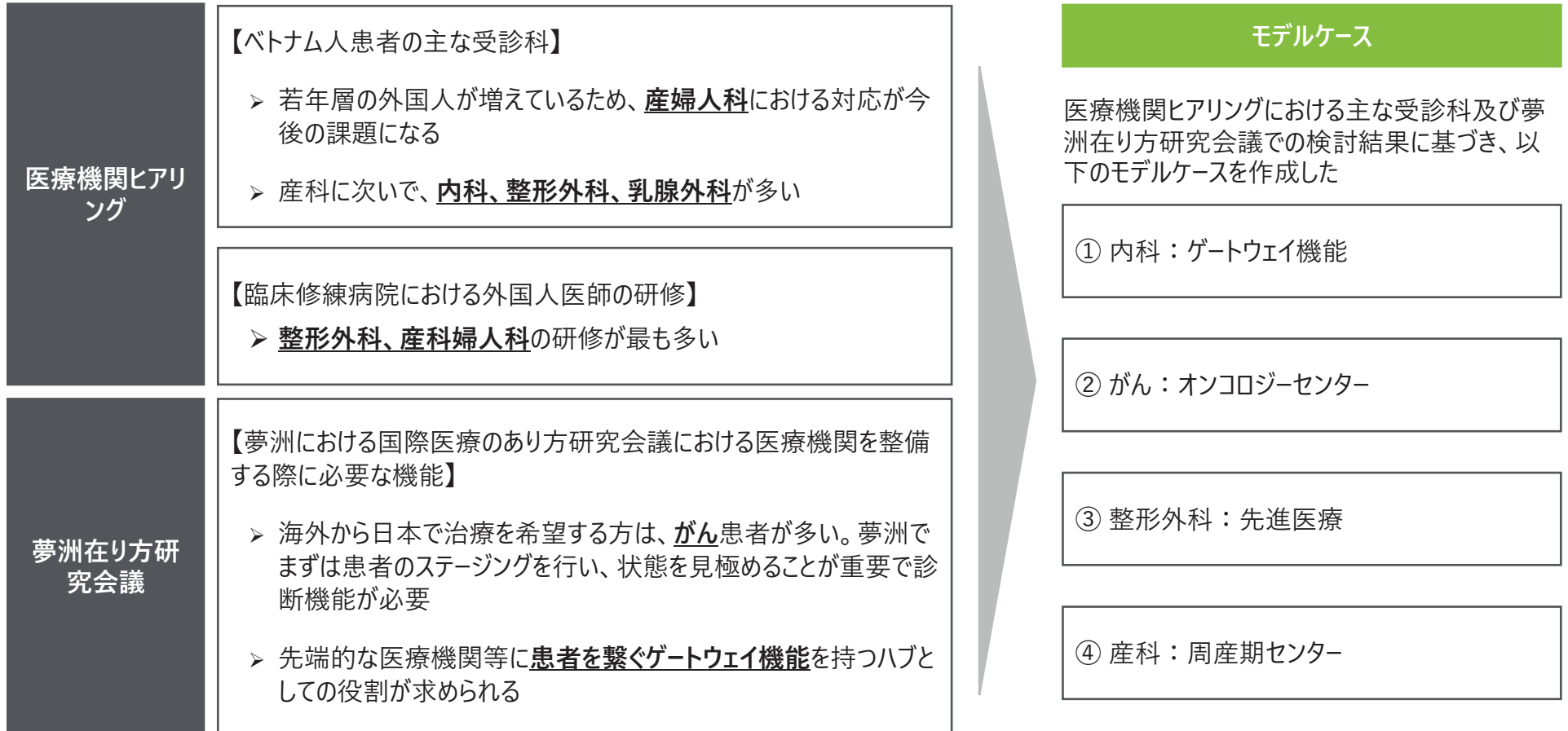
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
大阪市	入院	-	-	13	11	11	11
	外来	-	-	69	67	62	66
大阪府	入院	24	26	28	25	23	25
	外来	132	140	152	150	136	148

各年の直近に発表された受療率を採用の上算定

4. 外国医師を受け入れる診療科の検討

医療機関からのニーズ及び夢洲在り方研究会議でのとりまとめに基づき、「内科」、「がん」、「整形外科」、「産科」のモデルケースを作成した

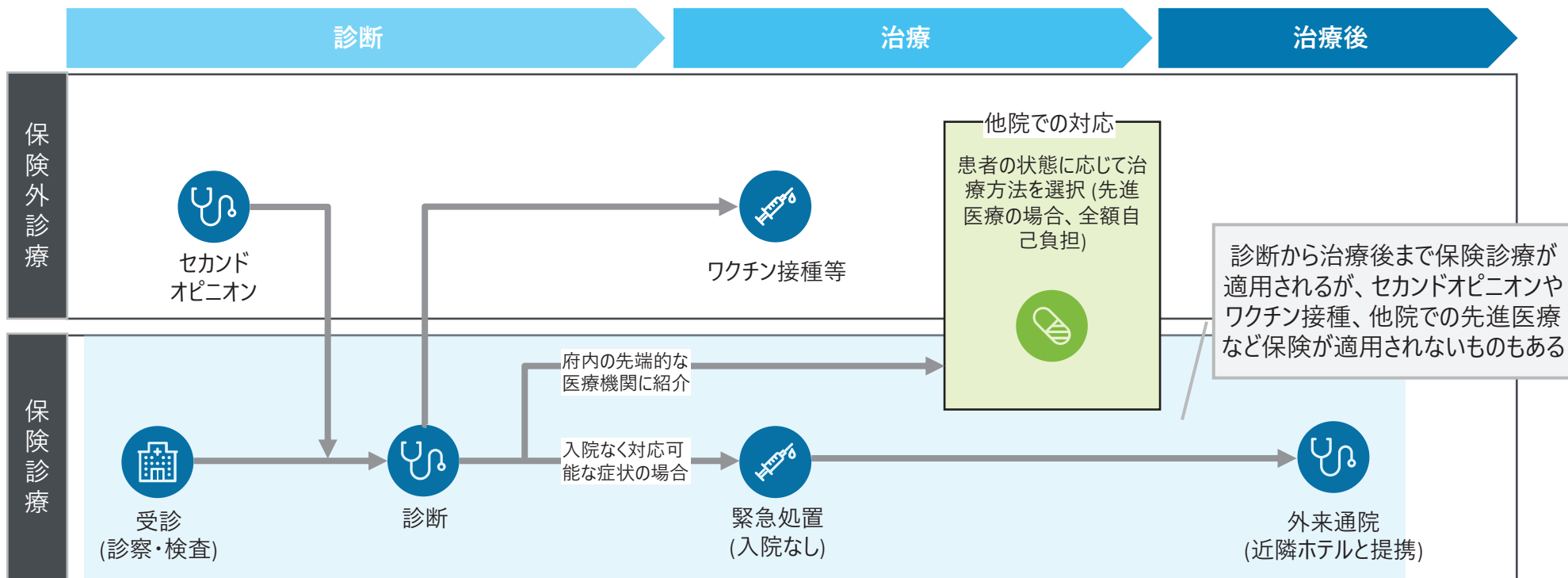
外国医師を受け入れる診療科のモデルケースの検討



内科では、保険診療と保険外診療が適用されるケースが多く混在しており、ゲートウェイ機能として診断や初期治療の実施にあたり、双方を取り扱う必要がある

モデルケース(①内科：ゲートウェイ機能)

- ✓ 内科では、「夢洲における国際医療のあり方研究会議」に基づいたモデルをベースとし、全身スクリーニングが可能な検査機器を導入するなど手厚い検査と的確な診断を行った上で、大阪府内の先端的な医療機関等に患者を紹介する
- ✓ 内科での治療は、入院を伴わない程度の治療とし、近隣ホテルとの連携等を基本とする。セカンドオピニオンや感染症におけるトラベルワクチンなどの予防接種については、保険外診療(自費診療)となる

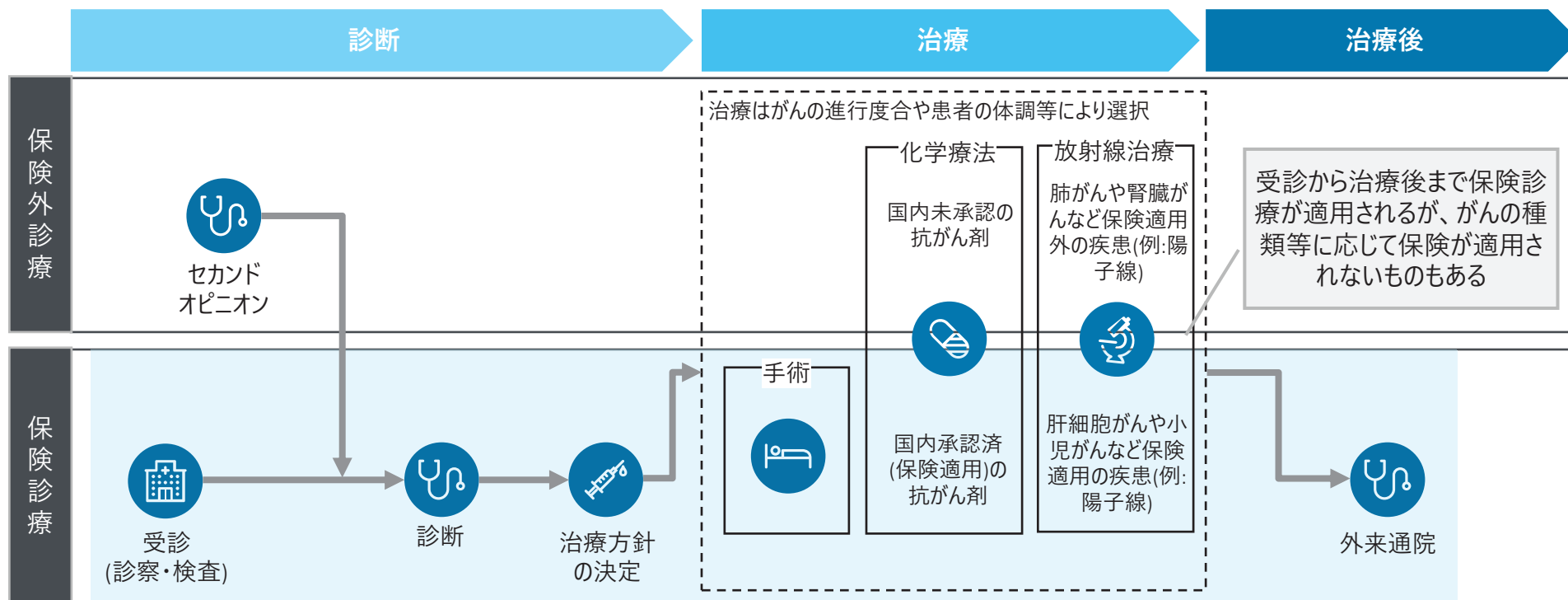


※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

オンコロジーセンターにおいても、がんの種類や進行度合に応じて保険外診療と保険診療が適用されるケースとが混在する

モデルケース(②がん：オンコロジーセンター)

- ✓ オンコロジーセンターでは、保険診療に含まれているがんの治療方法は全体の一部である
- ✓ セカンドオピニオンや国内未承認の抗がん剤 (米国や欧州では承認を受けているもの) を使用した化学療法、保険適用外となる疾患または部位の放射線治療等については、保険外診療(自費診療)となるケースがある

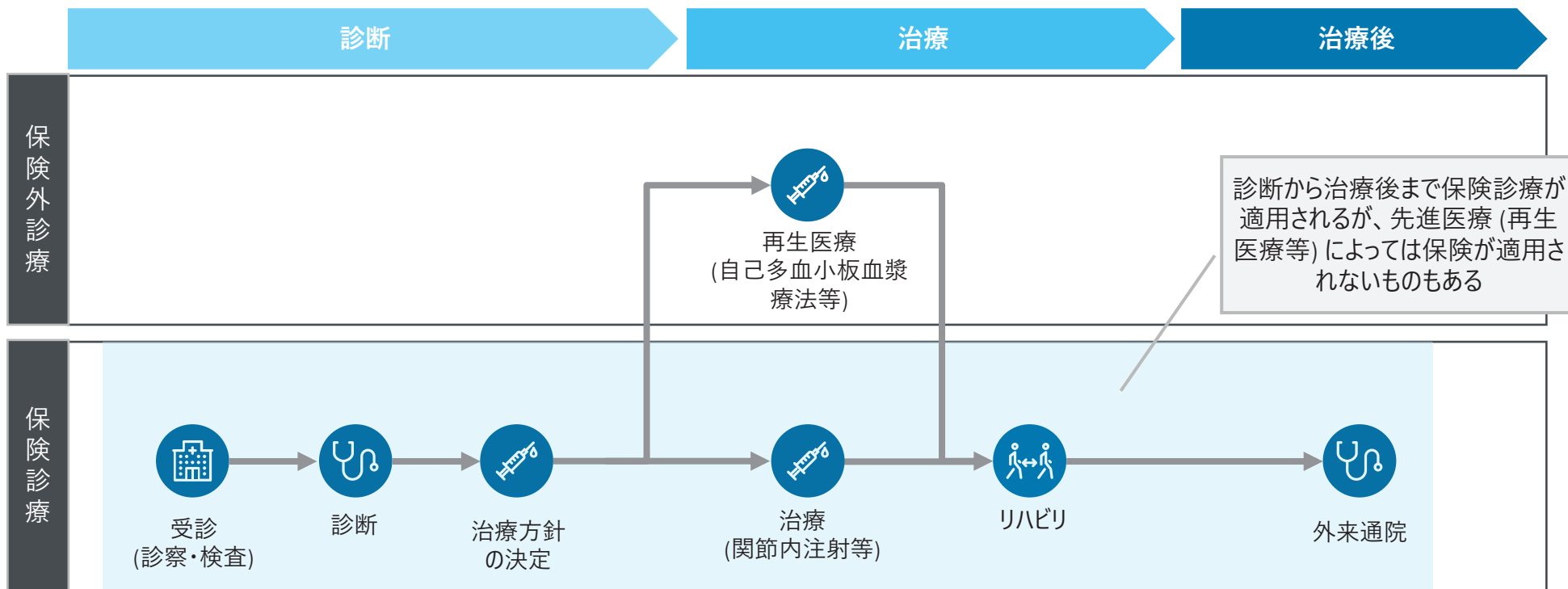


※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

整形外科においても、先進医療(再生医療等)を行う場合、保険外診療と保険診療が適用されるケースとが混在する

モデルケース(③整形外科: 先進医療)

- ✓ 整形外科では、診断から治療後までの大半が保険診療である
- ✓ 保険診療の適用範囲内で治療を行うケースもあれば、症状によっては保険外診療に該当する再生医療等の先進医療を施すケースもある。その後、保険診療によるリハビリを実施する

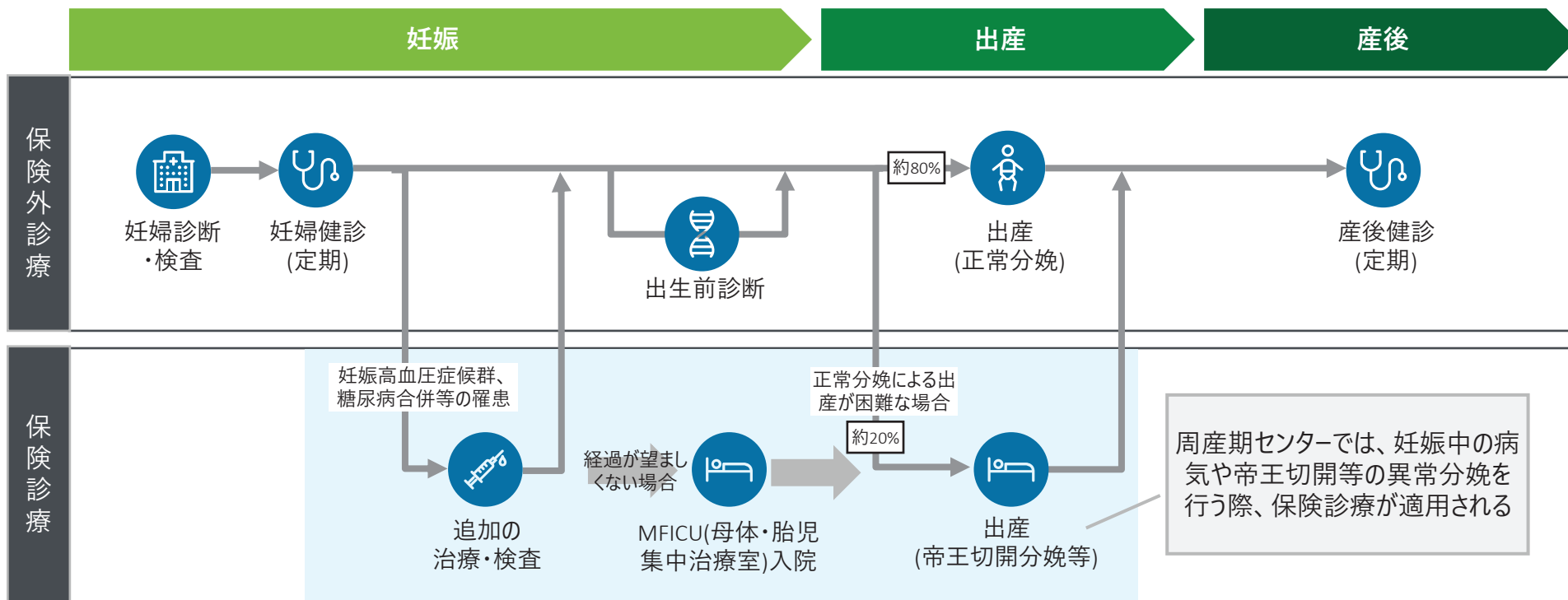


※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

周産期センターでは、保険診療が多く適用されており、外国人患者へ外国人医師が一貫したケアを行う場合、保険外診療と保険診療の双方を取り扱う必要がある

モデルケース(④産科：周産期センター)

- ✓ 周産期センターでは、**通常分娩による出産や妊婦健診は保険外診療(自費診療)**であり、保険診療は適用されない(保険者から出産育児一時金、自治体から妊産婦健康診査受診票の配布)
- ✓ ただし、何か特別な問題が生じた場合(例えば妊娠高血圧症候群、糖尿病合併、切迫早産など)は、その治療や検査、受診に関わる料金のみ保険診療が適用される



※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

5. 海外調査

5.1 ベトナム

5.1.1 ベトナムの医療水準

ベトナムは、日本と距離的にも近く、ASEANの中でインドネシア、フィリピンに次ぐ人口を有し、2023年には1億人を超えることが予測されている

地理・社会的背景

➤ 地理

- ◆ 日本の南西約3,600kmに位置する
- ◆ 首都はハノイ市

➤ 社会経済指標

◆ 人口推移

- 人口は9,646万人（2019年）、2023年には1億人程度に増加することが予想される
- 高齢化率は7.6%（2019年）だが、上昇傾向にあり、2030年に12.4%となることが予想される

◆ 経済指標

- 1人当たりのGDPは2019年時点で3,415.5USDであり、2000年時点での498.6USDから増加し続けている
- 同期間での成長率はASEAN10カ国中 3位である

ベトナム社会主義共和国と日本の位置関係



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

International Monetary Fund, World Economic Outlook Database 2021 (<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2021/April>)

United Nations Population Division (https://population.un.org/wpp/Graphs/1_Demographic%20Profiles/Viet%20Nam.pdf)

ベトナムは、1986年に採択されたドイモイ政策により市場経済化が進められ、高い経済成長率を誇る

一般事項及び政治体制

国土	32万9,241km ² （日本の国土の約0.9倍）
首都	ハノイ
言語	ベトナム語
民族	キン族（越人）約86%、他に53の少数民族
通貨・レート	1 ベトナムドン（VND） = 0.0048 円（2020年03月24日時点）
主な宗教	仏教（約80%）、カトリック、カオダイ教、ホアハオ教など
政治体制	社会主義共和国
内政	1986年の第6回党大会にて採択された市場経済システムの導入と対外開放化を柱としたドイモイ（刷新）路線を継続、構造改革や国際競争力強化に取り組んでいる

出所：外務省HP「ベトナム基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>）

経済産業省「医療国際展開カントリーレポート ベトナム編」（2021年3月）（https://healthcare-international.meti.go.jp/files/document/countryreport_VietNam_2021.pdf）

政府は2030年目標として、病床数や医療従事者数の増加に関する量的な視点だけでなく、医療サービスに対する国民満足度の向上を掲げており、具体的な指針を示している

医療政策（目標）

- 2017年10月に実施された健康の保護、ケア、改善に関する決議（第12回党中央委員会の第6回総会）で2025年度、2030年度の医療政策目標が掲げられた

	2025年度目標	2030年度目標
国民寿命の向上	平均寿命 約74.5年 健康寿命 67年以上	平均寿命 約75.0年 健康寿命 68年以上
健康保険加入率の拡大	95%に拡大	95%以上に拡大
ワクチン接種率の拡大	12種類のワクチン接種率を 95%に拡大	14種類のワクチン接種率を 95%に拡大
5歳未満の子供の 栄養失調率の低下	20%未満に低下	15%未満に低下
成人の肥満の 有病率の低下	12%未満に低下	10%未満に低下
国民の健康管理の促進	健康診断受診率90%以上	健康診断受診率95%以上
病床数の増加 (10,000人当たり)	30床に増加	32床に増加
医療従事者数の向上 (10,000人当たり)	医師10人、薬剤師2.8人、 看護師25人に増加	医師11人、薬剤師3.0人、 看護師33人に増加
医療サービスに対する 国民の満足度の向上	80%に向上	90%に向上

医療政策（政策指針）

- 左記の目標を達成するため、以下の政策指針が掲げられた

健康改善、疾病予防・管理能力向上

国民の健康改善及び健康診断を活用した疾病予防・管理体制を整備する

- 健康改善
 - ✓ 食品安全の規制・基準を策定する
 - ✓ 健康改善の施策として大気汚染を改善
- 疾病予防と管理能力向上
 - ✓ 市民各人に対し、電子健康手帳を作成
 - ✓ 全国一貫した治療ガイドライン作成
 - ✓ 病院の品質をランク付けする評価基準の作成

医療技術の強化、医療人材の開発

医療サービスの質を強化し、自国の医療レベルを向上させる

- 医療技術の強化
 - ✓ 医療技術評議会を設立し運営
 - ✓ 医療機器チームを設立し研究・開発
- 医療人材の開発
 - ✓ 大学病院の設立促進
 - ✓ 医療の教育システム・トレーニングを強化
 - ✓ 研修の期間に応じ、初任給を決定

組織体制の刷新、健康財政改革

医療に関する国家体制を改革し、医療水準を上げる

- 医療組織体制の刷新
 - ✓ 医療従事者の職業と、有する専門分野の情報を統合した医療組織システムに刷新
 - ✓ 医薬品・医療機器の管理組織を整備
- 健康財政改革
 - ✓ 予防医療に医療予算の30%を割り当て
 - ✓ アルコール等の税率を引き上げ

医療に関する国際協力、国際展開

医療分野の国際協力・展開を積極的に行い、国際的地位を確立

- 国際協力
 - ✓ 医療に関する多国間協力協定を交渉
 - ✓ 健康に関するSDGsを達成
- 国際展開
 - ✓ ベトナム伝統医療を発信
 - ✓ ワクチン生成技術を強化し、海外輸出

出所: ベトナム国政府決議書2017(<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Resolution-20-NQ-TW-enhancement-of-citizens-health-protection-improvement-of-care-in-new-situation-369858.aspx?v=d>)、経済産業省「新興国におけるヘルスケア市場環境の詳細調査2016」(www.meti.go.jp/27fy_detailreport_Vietnam.pdf)

日本と比較すると乳幼児死亡率は8.0倍、妊産婦死亡率は8.6倍高く、医療水準は日本と比較するとやや劣る状況である

健康水準・医療水準

	ベトナム		日本	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命(2019年)	71.3歳	79.5歳	81.4歳	87.5歳
	75.4歳		84.4歳	
5歳未満の乳幼児死亡率 1,000人当たり(2019年)	19.9人		2.5人	
妊産婦死亡率 10万人当たり(2017年)	-	43人	-	5.0人
18-69歳の人口に占める 肥満 ^{注1)} の人の割合(2015 年)	14.9%	16.4%	32.2% ^{注2)}	21.9% ^{注3)}
15歳以上の人口に占める 喫煙者の割合(2015年)	45.3%	1.1%	27.8%(2018年)	8.7%(2018年)

注1)BMI25以上

注2,3)20歳以上の人口に占める肥満の割合(2018年のデータ)

出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

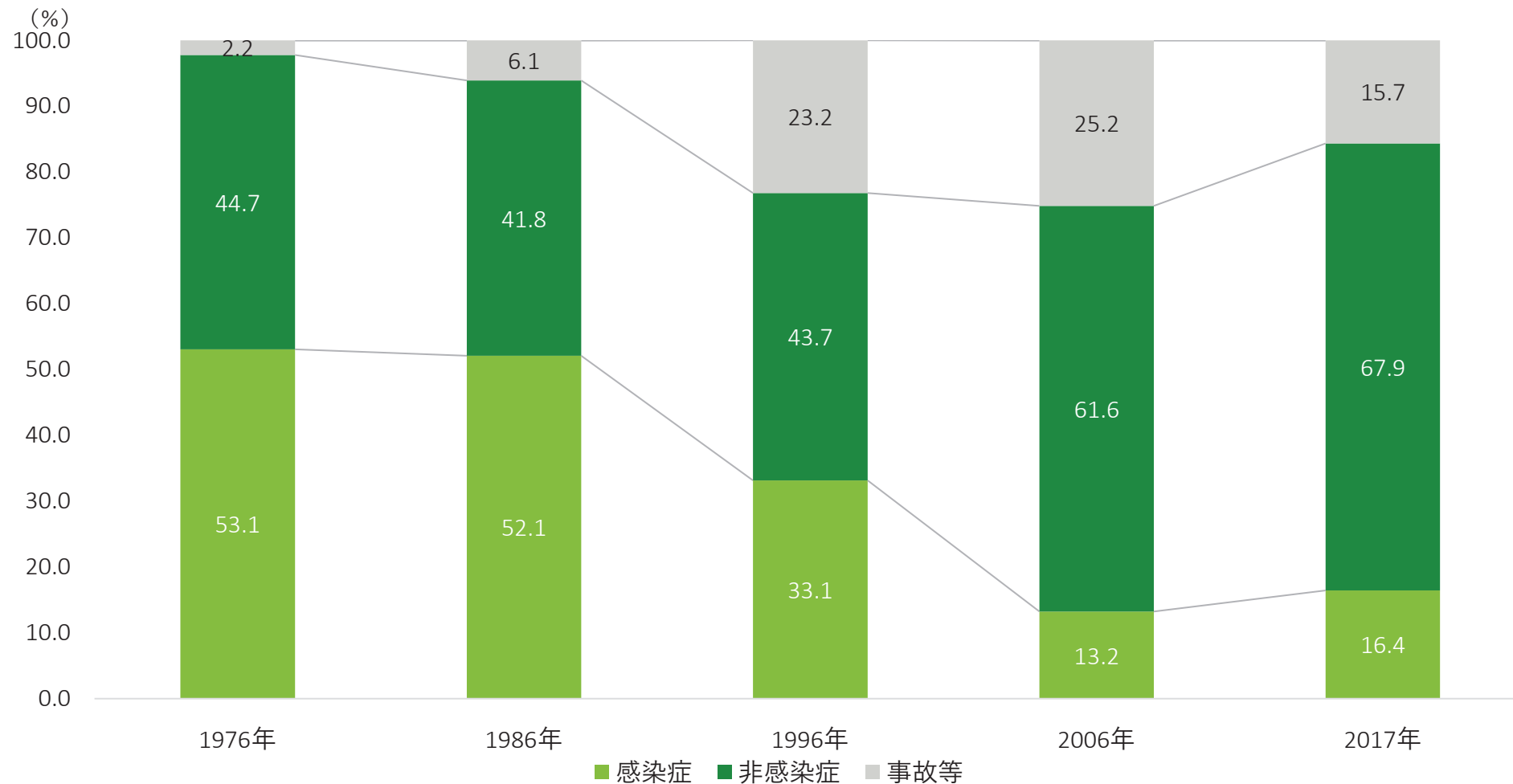
Global Obesity Observatory (https://data.worldobesity.org/country/vietnam-232/#data_prevalence, https://data.worldobesity.org/country/japan-105/#data_prevalence)

Global Adults Tobacco Survey Viet Nam 2015 (https://cdn.who.int/media/docs/default-source/ncds/ncd-surveillance/data-reporting/viet-nam/gats/vietnam-country-report-2015.pdf?sfvrsn=89e33cda_2&download=true)

Japan Tobacco Inc. (https://www.jt.com/media/news/2018/pdf/20180730_02.pdf)

死亡要因も近年変化が大きく、1996年以降「感染症」が減少し、「非感染症」が増加する傾向にある

死亡要因の割合の推移



出所: ベトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK 2017」 (<https://www.moh.gov.vn/thong-ke-y-te>)

死亡要因は、心臓・脳、呼吸器系疾患を要因としたものが上位を占め、疾患は消化器系・呼吸器系疾患や周産期に加えて、高血圧症も上位に位置する

2017年における死亡要因 (Top10)

	死亡要因	10万人当たりの件数
1	心臓伝導障害及び心不整脈 (Conduction disorders and cardiac arrhythmias)	1.63
2	頭蓋内損傷 (Intracranial injury)	1.10
3	肺炎 (Pneumonia)	1.07
4	その他の損傷 (Other injuries of specified, unspecified and multiple body regions)	1.06
5	急性心筋梗塞 (Acute myocardial infarction)	0.81
6	その他の呼吸器系の疾患 (Other diseases of respiratory system.)	0.69
7	HIV (Human immuno deficiency virus disease)	0.67
8	敗血症 (Septicemia)	0.56
9	脳内出血 (Intracerebral haemorrhage)	0.47
10	心不全 (Heart failure)	0.40

2017年における疾患 (Top10)

	疾患	10万人当たりの疾患数
1	胃炎及び十二指腸炎 (Gastritis and duodenitis)	1390.0
2	肺炎 (Pneumonia)	648.9
3	その他の損傷 (特定、非特定、多体) (Other injuries of specified, unspecified and multiple body regions)	641.3
4	その他の妊娠・分娩による合併症 (Other complications pregnancy and delivery)	545.4
5	急性咽頭炎及び急性扁桃炎 (Acute pharyngitis and acute tonsillitis)	534.4
6	(原発性) 高血圧症 (Essential (primary) hypertension)	475.0
7	急性気管支炎及び急性細気管支炎 (Acute bronchitis and acute bronchiolitis)	387.4
8	その他の背部障害 (Other dorsopathies)	286.4
9	その他の節足動物媒介ウイルス熱及びウイルス性出血性熱 (Other arthropod-borne viral fevers and viral haemorrhagic fevers)	232.6
10	他の肢の骨の骨折 (Fracture of other lim bones)	219.9

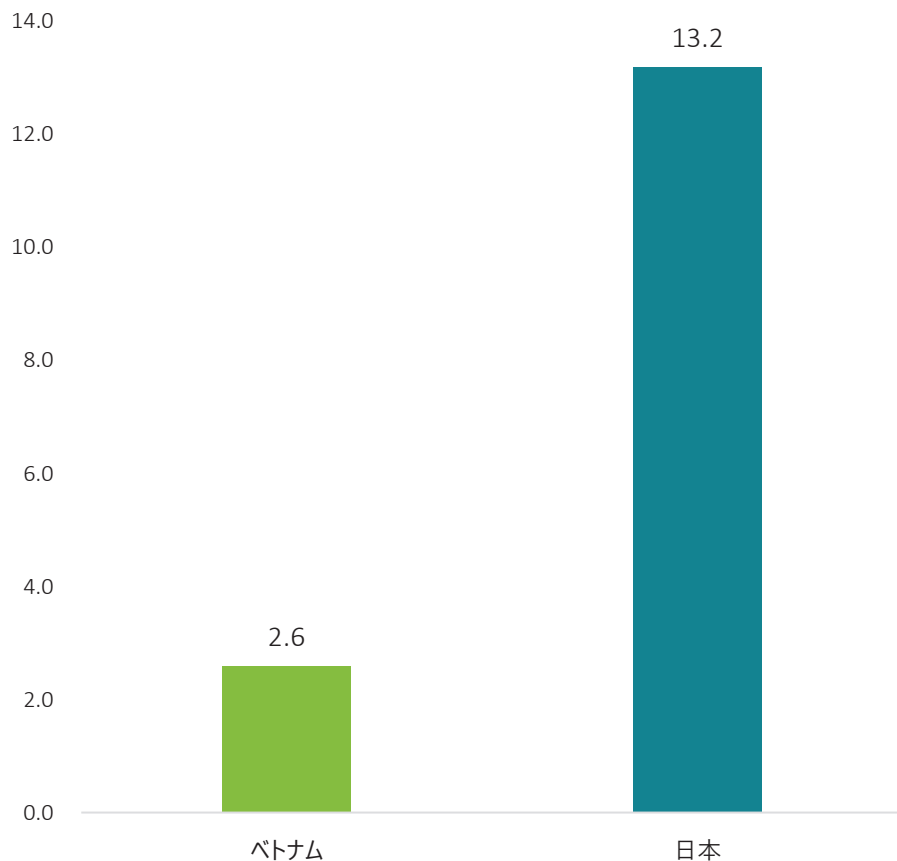
出所: ベトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK 2017」 (<https://www.moh.gov.vn/thong-ke-y-te>)

ベトナムの人口1,000人当たり病床数、医師・看護師数はいずれも日本と比較すると少ない

病床数・医療従事者（医師・看護師）数

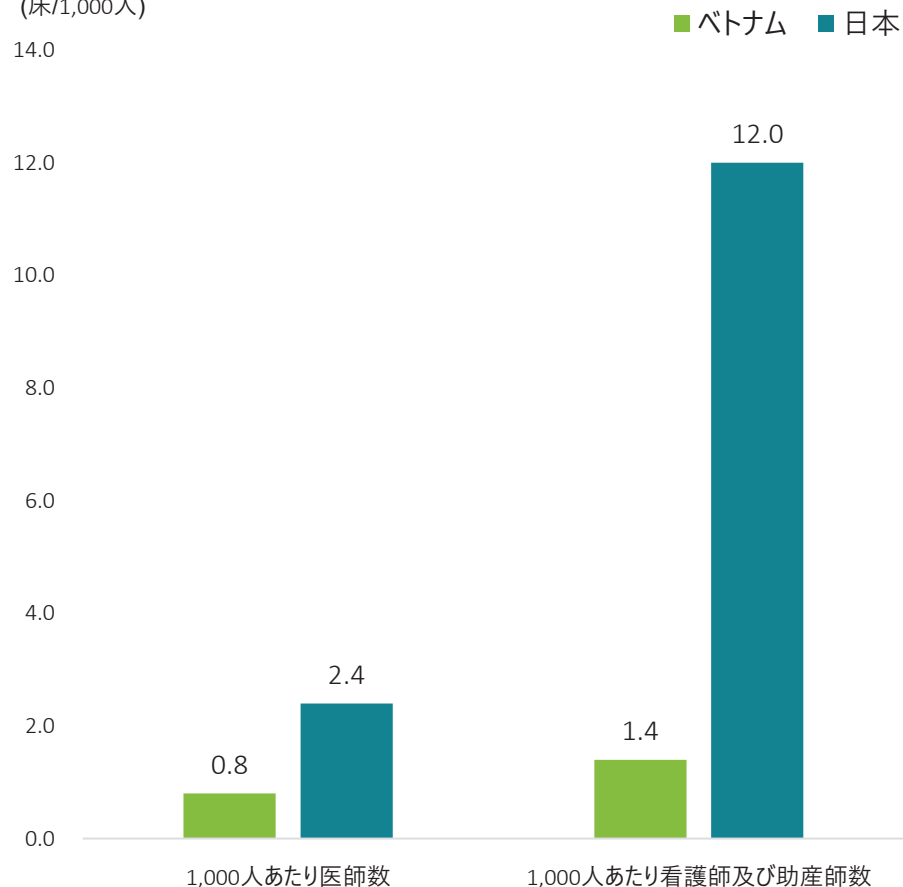
病床数(人口1,000人当たり, 2014年)

(床/1,000人)



医師・看護師数（人口1,000人当たり, 2016年）

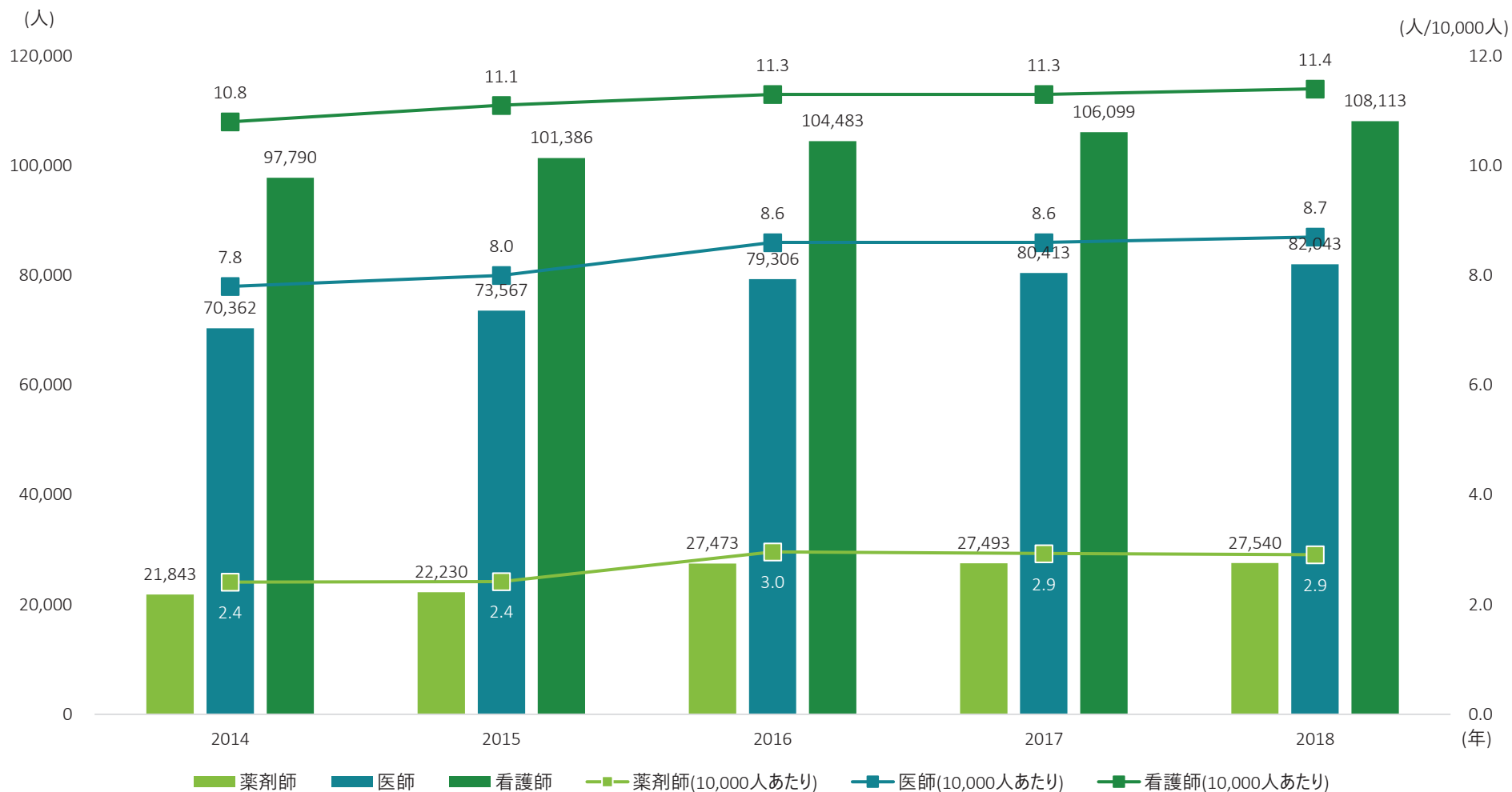
(床/1,000人)



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

国内の1万人当たり医療従事者数は微増傾向にある

医療従事者総数及び10,000人当たり医療従事者数



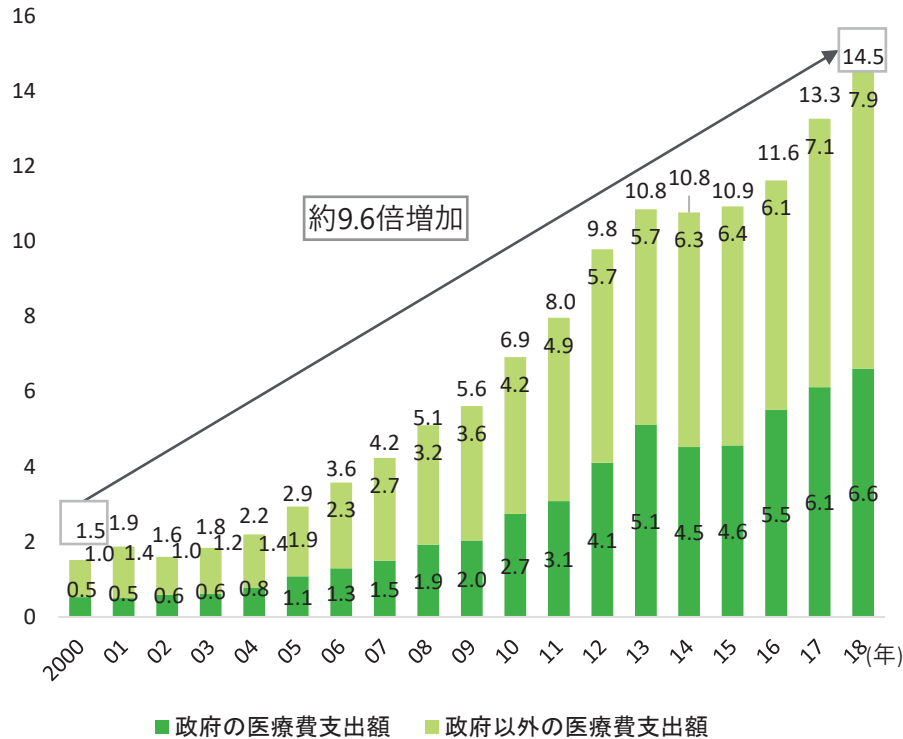
出所: ベトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK」2018 (https://moh.gov.vn/documents/176127/0/NGTK+2018+final_2018.pdf/29980c9e-d21d-41dc-889a-fb0e005c2ce9)

医療費支出額は増加を続けており、18年間で医療費総額は約9.6倍、1人当たりの医療費支出額は約8.0倍近く増加している

医療費支出額

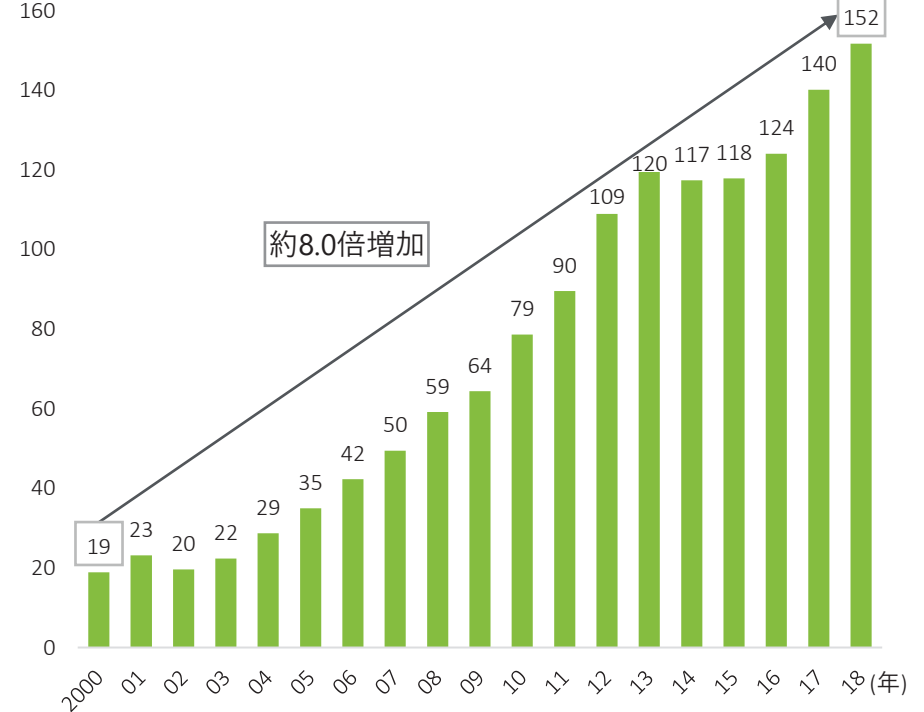
医療費の推移

(10億USD)



1人当たり医療費支出額

(USD)



※政府以外の支出・・・①民間資金+②外部財源

①民間資金・・・家計、企業、非営利団体からの資金等

②外部財源・・・外国からの直接送金及び政府が配分する外国送金等。国外から国内の医療制度に流入する全ての資金を含む

出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

2013年からの2016年までの3年間で、民間病院総数は約70箇所増加したものの、2016年以降民間病院は横ばい傾向である

病院数の推移



※2008-2012年については民間病院のデータがないため、公立病院数のみ

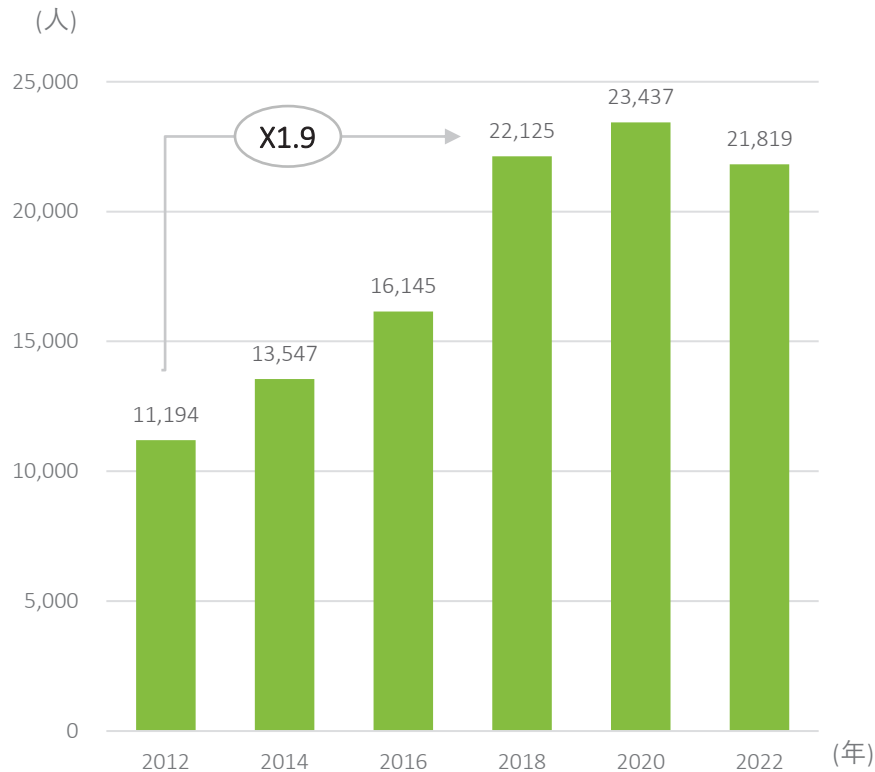
出所: ベトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK」(2013,2014,2015,2016,2017,2018)

5.1.2 ベトナムの日本人の医療事情

COVID-19以前は、日本人のベトナム在留者・旅行者数は増加傾向にあり、2012-2018年の期間において在留者数が1.9倍、旅行者数が1.4倍に増加した

ベトナムに居住・滞在する日本人数の推移

ベトナム在留日本人数の推移



訪越日本人旅行者数の推移



出所: 外務省海外在留邦人数調査統計(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_003338.html), Vietnam National Administration of Tourism (<https://www.vietnamtourism.gov.vn/en/post/14214>)

外務省はベトナムの推奨医療機関の一覧や医療水準に関する情報をHPに掲載している

外務省によるベトナムの推奨医療機関(1/2)

【ベトナムの医療事情】

- ・ 医療環境・水準ともに日本や周辺アジア先進国と比べ劣っている
- ・ 都市部と地方の医療環境は大きく異なり、医療水準の地域格差は近年拡大している
- ・ 公立医療機関では医療スタッフ、患者受容能力、医療機器等の絶対数が不足している一方、ハノイやホーチミン市には近代的な医療機器を備えた私立病院・クリニックが存在する
- ・ 日系クリニックの進出や日本人医療従事者が勤務している医療機関も増加しているが、診断の難しい病気や高度医療が必要な場合は日本や近隣医療先進国へ緊急移送される場合もある

【ハノイ市】

※日本語対応可能スタッフ: 日本人看護師、日本語で対応可能なベトナム人スタッフ、医療通訳者等を含む

No	医療機関名	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ※
1	さくらクリニック	総合診療科（一般内科・小児科・耳鼻科・皮膚科など）、婦人科（ベトナム人専門医）、健康診断、各種予防接種、歯科一般治療、審美歯科、矯正歯科等	1名	3名
2	Lotus Clinic Hanoi	総合診療科（プライマリーケア）、健康診断	1名	全員
3	Family Medical Practice Hanoi	総合診療科、内科、小児科、産婦人科（分娩施設はないがフレンチホスピタルと連携）、理学療法、臨床心理（心療内科）、外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、整形外科、泌尿器科等）	1名	1名
4	東京インターナショナルクリニック	診療科：内科、消化器科、予防接種	1名	1名
5	JAPAN International Eye Hospital	眼科全般	不定期	2名
6	Vinmec International Hospital	総合診療科、内科専門科、心療内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、腫瘍科、産婦人科、皮膚科など概ね全科	×	3名
7	Hanoi French Hospital	総合診療科、内科専門科、外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、精神科、麻酔科、歯科など概ね全科	×	2名
8	Raffles Medical Hanoi	総合診療科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、内分泌科、放射線科、呼吸器科、理学療法等	×	2名

出所: 外務省HP「世界の医療事情:ベトナム」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>)

外務省はベトナムの推奨医療機関の一覧や医療水準に関する情報をHPに掲載している

外務省によるベトナムの推奨医療機関(2/2)

【ホーチミン市】

No	医療機関名	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ
1	Lotus Clinic	総合診療科（プライマリーケア）	2名	全員
2	Family Medical Practice, HCM	総合診療科、内科、小児科、整形外科・外科、皮膚科、婦人科、耳鼻咽喉科、理学療法等	1名	5名
3	Raffles Medical HCM	総合診療科、小児科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、外科、整形外科、泌尿器科、放射線科、精神科、呼吸器科、消化器科、歯科、整体、心理カウンセリング等	1名	1名
4	Franco-Vietnamese Hospital	総合診療科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、口腔外科、歯科、放射線治療、整体、理学療法、カウンセリング等	×	1名

【フエ/ダナン市】

No	医療機関名	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ	通訳
1	Hue Central Hospital	総合診療科の他、腫瘍科、臓器移植科、不妊治療科など25科	×	詳細不明	
2	Vinmec Da Nang International Hospital	一般内科、一般外科、小児科、産婦人科、腫瘍科、リハビリ科、形成外科、健診科等	×	×	電話での日本語通訳
3	Family Medical Practice (Da Nang)	一般内科、小児科、循環器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、消化器科、産婦人科、整形外科、健診科、歯科等	×	×	電話での日本語通訳
4	Family Hospital (Da Nang)	一般内科、小児科、産婦人科、直腸肛門外科、眼科、歯顎顔面外科、耳鼻咽喉科、リハビリ科、内視鏡科等	×	×	電話での日本語通訳

出所: 外務省HP「世界の医療事情:ベトナム」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>)

5.2 タイ

5.2.1 タイの医療水準

タイは、ASEANの中でインドネシア、フィリピン、ベトナムに次ぐ人口を有し、2021年に人口が7,000万人を超えた

地理・社会的背景

➤ 地理

- ◆ 日本の南西約4,315kmに位置する
- ◆ 首都はバンコク

➤ 社会経済指標

◆ 人口推移

- 人口は6,963万人（2019年）であったが2021年には7,000万人を超え、2026年には7,037万人に増加することが予想される
- 高齢化率は13.0%（2020年）だが、上昇傾向にあり、2030年に19.6%となることが予想される

◆ 経済指標

- 1人当たりのGDPは2019年時点で7,815.4USDであり、2000年時点での2,003.6USDから増加し続けている
- 上記期間での1人当たりGDPの成長率はASEAN10カ国中6位である

タイ王国と日本の位置関係



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

International Monetary Fund, World Economic Outlook Database 2021 (<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2021/April>)

statista「Share of total population older than 65 years old in Thailand in 2020 with a forecast to 2100」(<https://www.statista.com/statistics/713667/thailand-forecast-aging-population/#:~:text=The%20statistic%20shows%20the%20share%20of%20population%20older,of%2065%20was%20forecasted%20to%20reach%2030.3%20percent.>)

タイは国民の大多数がタイ族でタイ語を話し、仏教徒である単一民族国家である

一般事項及び政治体制

国土	51万4,000km ² （日本の約1.4倍）
首都	バンコク
言語	タイ語
民族	大多数がタイ族。その他、華人・マレー族等
通貨・レート	1タイバーツ（THB） = 3.91円（2023年2月16日時点）
主な宗教	仏教（94%）、イスラム教（5%）
政治体制	立憲君主制
内政	<ul style="list-style-type: none">✓ 2014年の国軍によるクーデター後、2014年5月、陸軍司令官を中心とする「国家平和秩序維持評議会（NCPO）」が統治権を掌握し、民政復帰に向けた「ロードマップ」を発表した✓ 2016年8月に実施された国民投票により新憲法案が可決され、2017年4月に新憲法が発布された

出所: 外務省HP「タイ王国基礎データ」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html>)

経済産業省「医療国際展開カントリーレポート・タイ編（2022年3月）」 (https://healthcare-international.meti.go.jp/files/document/countryreport_Thailand_2021.pdf)

日本と比較すると乳幼児死亡率は約3.5倍、妊産婦死亡率は7.4倍高く、医療水準は日本と比較するとやや劣る状況である

健康水準・医療水準

	タイ		日本	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命(2020年)	75.0歳	83.7歳	81.4歳	87.5歳
	79.3歳		84.4歳	
5歳未満の乳幼児死亡率 1,000人当たり(2020年)	8.7人		2.5人	
妊産婦死亡率 10万人当たり(2017年)	-	37.0人	-	5.0人
20-69歳の人口に占める 肥満 ^{注1)} の人の割合(2014年)	39.7%		32.2% ^{注2)}	21.9% ^{注3)}
15歳以上の人口に占める 喫煙者の割合(2018年)	35.0%	1.5%	27.8%	8.7%

注1)BMI25以上

注2,3)2018年のデータ

出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

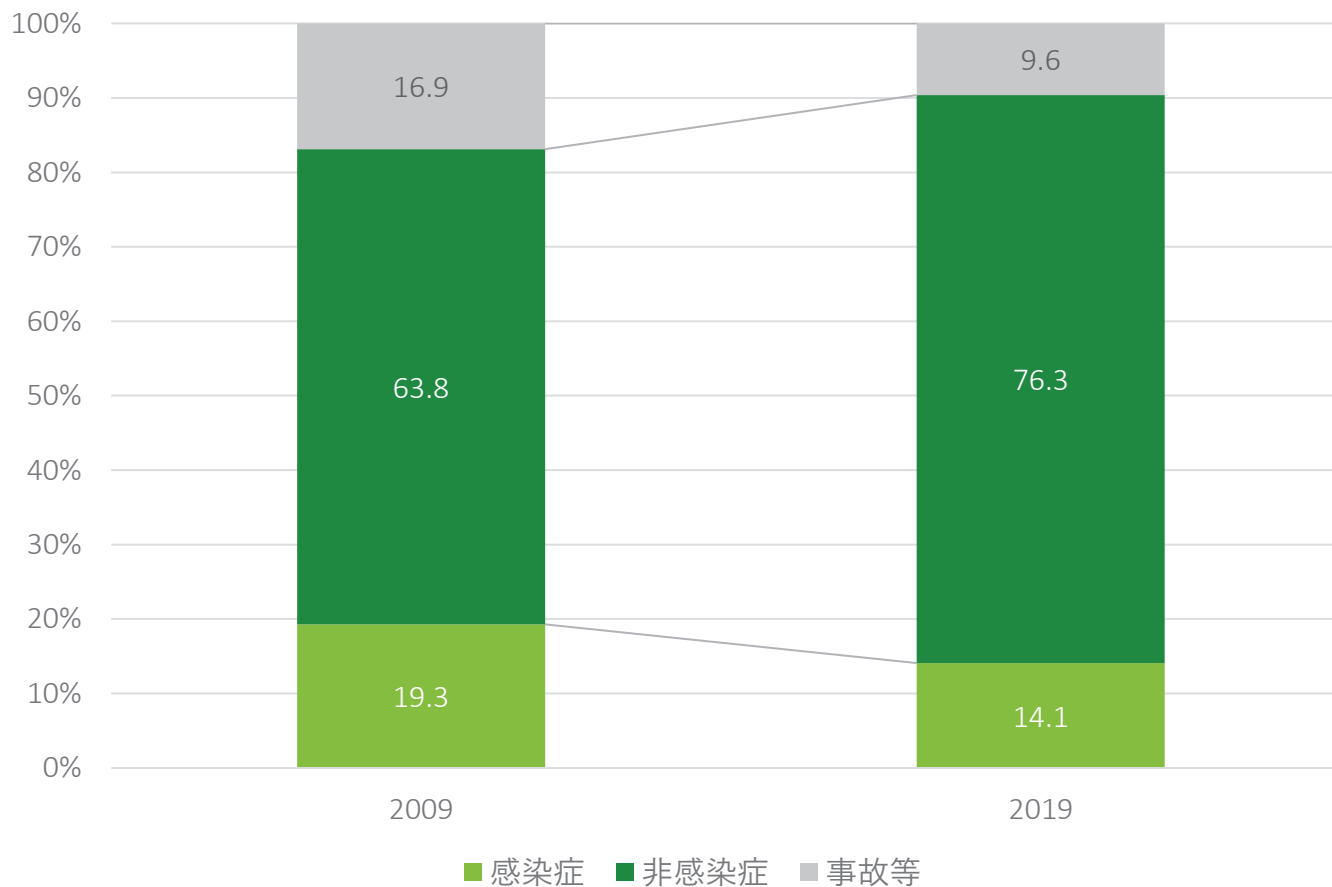
Global Obesity Observatory (https://data.worldobesity.org/country/vietnam-232/#data_prevalence, https://data.worldobesity.org/country/japan-105/#data_prevalence)

Tobacco Industry Monitor Thailand (https://timonitor.seatca.org/thailand/#_ftn2)

Japan Tobacco Inc. (https://www.jt.com/media/news/2018/pdf/20180730_02.pdf)

死亡要因について、2009年と2019年を比較すると、非感染症が増加し、感染症・事故等による死亡が減少している

死亡要因の割合の推移



出所: Institute of Health Metrics and Evaluation 「Global Burden of Disease Study (2019) 」 (<https://www.healthdata.org/thailand>)

死亡要因は心臓・脳・呼吸器感染症・循環器疾患が上位を占め、疾患は消化器系・呼吸器系疾患に加え、感染症も上位である

2019年における死亡要因 (Top10)

No	死亡要因	10万人当たりの件数
1	虚血性心疾患 (Ischemic heart disease)	73.71
2	脳卒中 (Stroke)	72.23
3	下気道感染症 (Lower respiratory infect)	44.96
4	腎臓病 (Kidney disease)	38.54
5	肝臓がん (Liver cancer)	34.31
6	アルツハイマー病及びその他の認知症 (Alzheimer disease and other dementias)	32.83
7	交通事故 (Road injuries)	32.22
8	呼吸器がん (気管・気管支・肺) (Trachea, bronchus, lung cancers)	32.03
9	慢性閉塞性肺疾患 (Chronic obstructive pulmonary disease : COPD)	27.98
10	糖尿病 (Diabetes mellitus)	26.98

2020年における疾患 (Top10)

No	疾患	10万人当たりの件数
1	急性の下痢 (Acute diarrhoea)	1255.85
2	発熱 (Pyrexia)	583.04
3	肺炎 (Pneumonia)	294.89
4	インフルエンザ (Influenza)	186.82
5	食中毒 (Food poisoning)	134.81
6	デング熱 (Dengue haemorrhagic fever-Total)	109.26
7	急性出血性結膜炎 (Haemorrhagic conjunctivitis)	91.86
8	性感染症 (Sexually transmitted Infection-Total)	57.25
9	手足口病 (Hand, foot and mouth disease)	50.86
10	水痘 (Chickenpox)	48.56

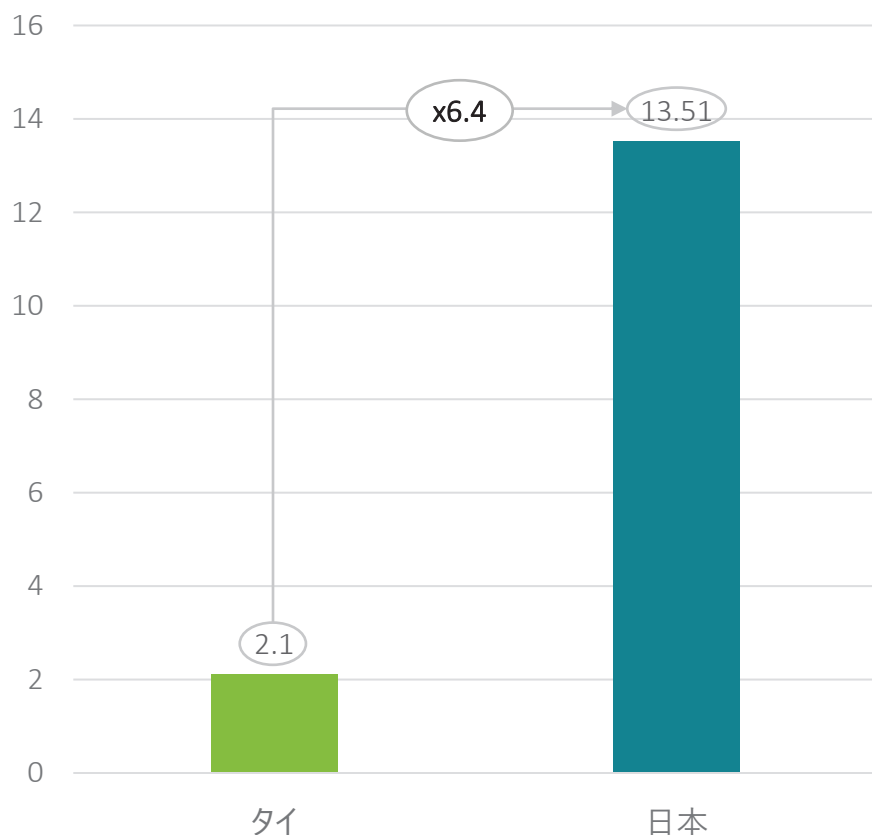
出所: WHO・THE GLOBAL HEALTH OBSERVATORY「Global health estimates: Leading causes of death」(<https://www.who.int/data/gho/data/themes/mortality-and-global-health-estimates/ghe-leading-causes-of-death>)、Bureau of Epidemiology「Epidemiological Surveillance Report 2020」(https://apps-doe.moph.go.th/boeeng/download/AW_AESR_2563_MIX.pdf)

タイの人口1,000人当たり病床数は日本の1/6、医師数は1/3、看護師数は1/4であり、いずれも日本と比較すると少ない

病床数・医療従事者（医師・看護師）数

病床数(人口1,000人当たり, 2010年)

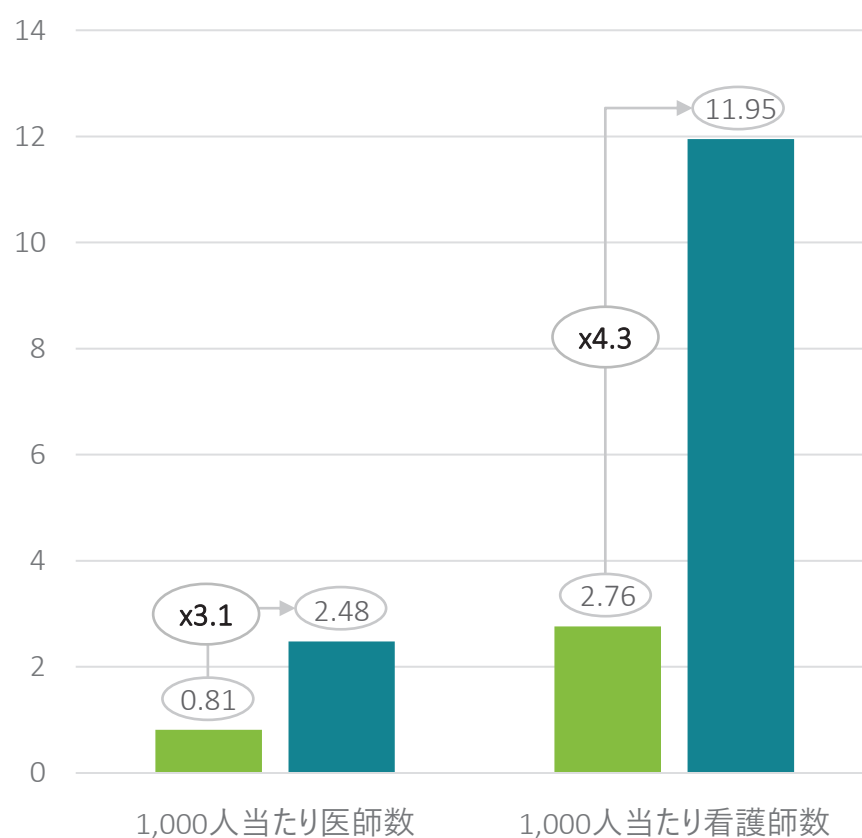
(床/1,000人)



医師・看護師数（人口1,000人当たり, 2018年）

(床/1,000人)

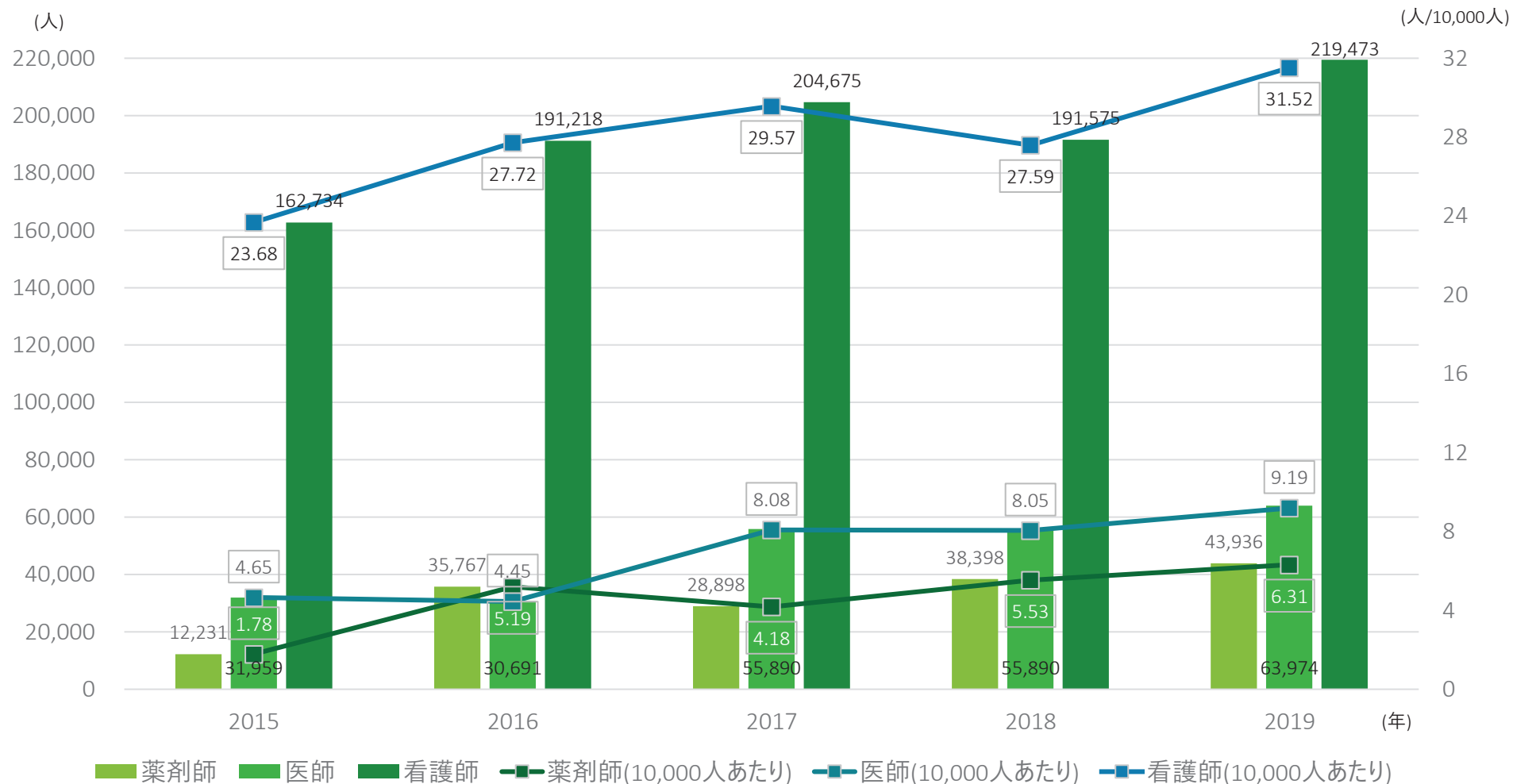
■ タイ ■ 日本



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

国内の医療従事者数及び1万人当たり医療従事者数は増加傾向にある

医療従事者総数及び10,000人当たり医療従事者数



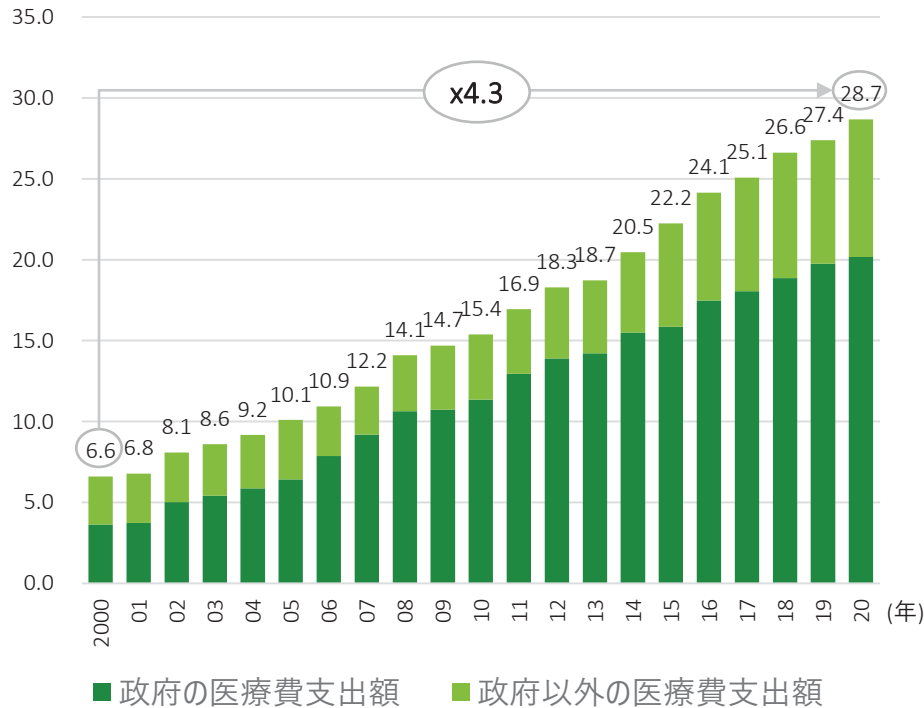
出所: WHO「THE GLOBAL HEALTH OBSERVATORY・Indicators」 (<https://www.who.int/data/gho/data/indicators>)

医療費支出額は増加を続けており、20年間で医療費総額は約4.3倍、1人当たりの医療費支出額は約4.9倍近く増加している

医療費支出額

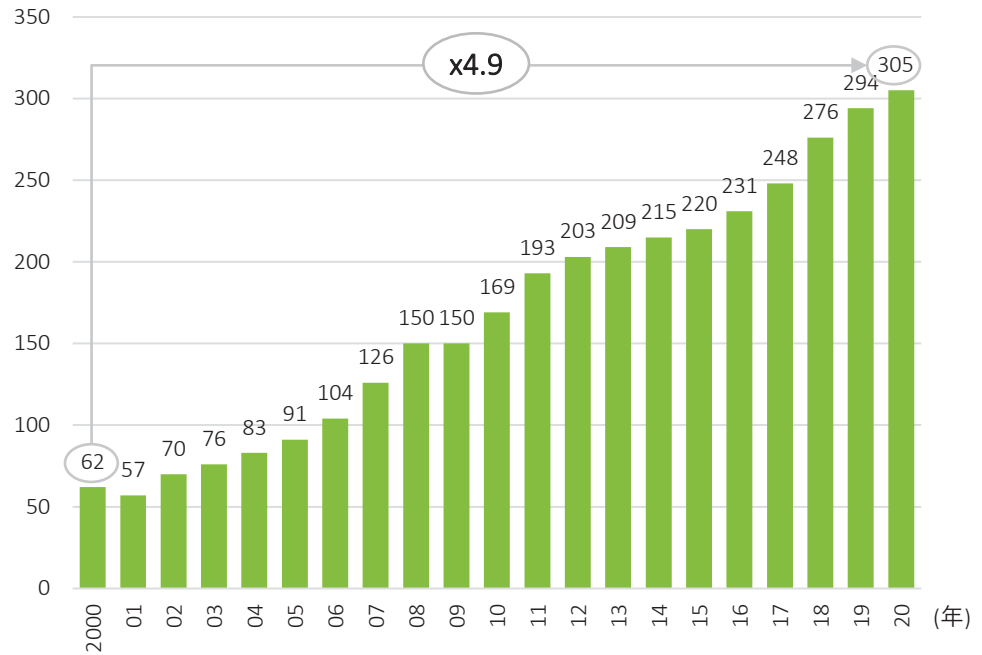
医療費の推移

(100万USD)



1人当たり医療費支出額

(USD)



※政府以外の支出・・・①民間資金+②外部財源

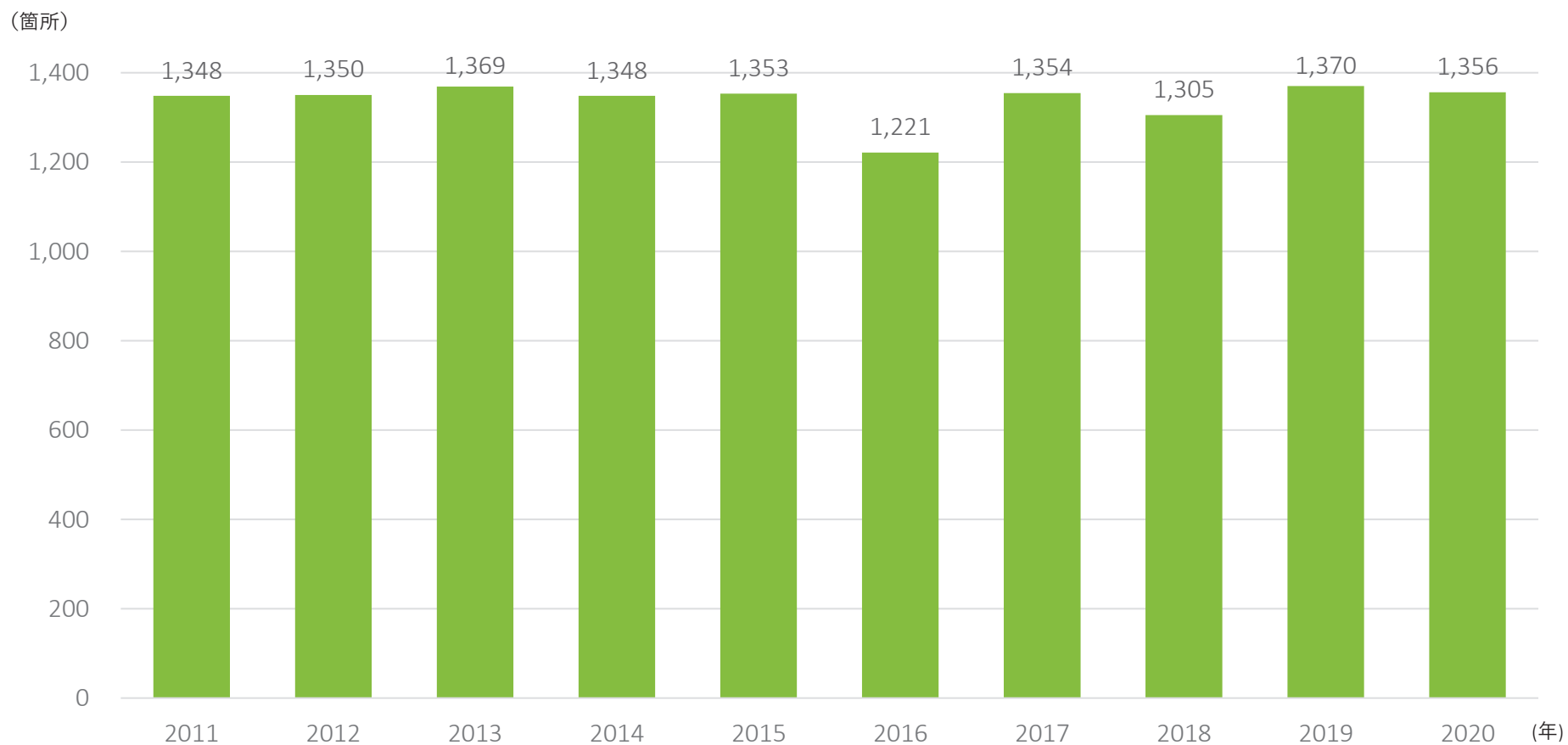
①民間資金・・・家計、企業、非営利団体からの資金等

②外部財源・・・外国からの直接送金及び政府が配分する外国送金等。国外から国内の医療制度に流入する全ての資金を含む

出所: WHO「Global Health Expenditure Database」(<https://apps.who.int/nha/database/>)

病院数は2011年からの2020年までの10年間でほとんど変化していない

病院数の推移



出所: statista「Number of hospitals in Thailand from 2011 to 2020」(<https://www.statista.com/statistics/1114483/thailand-number-of-hospitals/>)

5.2.2 タイの国際医療の取り組み

タイ政府は国際医療を推進する政策を打ち出し、Bangkok Hospitalをはじめとした医療機関も国際医療に特化したサービスを展開している

タイの国際医療の概要

国際医療の政策

- ✓ 2004年以降、政府はアジアメディカルハブ構想の下、国際医療を推進している
- ✓ 2023年1月1日より医療ビザの発給が開始され、有効期間内での複数回入国が可能になった点等以前と比べて渡航医療へのハードルが下がった

国際医療の動向

- ✓ 外国人患者は2010-2018の8年間で、外国人患者数は約1.9倍増加した
- ✓ 2023年3月時点でタイ国内のJCI認証取得医療機関数は59機関であり、東南アジア諸国内で最多の認証取得数である

国際医療を推進している医療機関

- ✓ Bangkok Hospitalでは院内で日本人向け医療サービスが展開されており、様々な高度医療の施術を受けることができる
- ✓ Bumrungrad International Hospitalには日本人向けの医療サービスカウンターが設置しており、受付から施術まで日本語で対応可能である

2004年以降政府は医療を通じての観光客への誘致に力を入れており、タイにおける外国人患者数は2010-2018の期間で約1.9倍増加している

外国人患者数の推移

- 2010-2018の8年間で、外国人患者数は約1.9倍増加した

タイ国内における外国人患者数推移
(2010-2018)



タイ政府による国際医療の推進

年代	国際医療推進の背景
1997	アジア通貨危機に陥り、本国通貨(タイバーツ)の通貨価値が暴落したことをきっかけに、タイの私立病院は海外からの集客に注力するようになった
2004	こうした民間病院の国際医療の活性化に対してタイ政府は「アジアメディカルハブ」構想を打ち出し、保健省を中心とした様々な関係機関が連携を取り、以降医療観光推進のための制度を策定・実施している
2016～	政府はメディカルハブ戦略10年計画(2016-2025年)を策定し、2016-2025年の10年間でタイをアジアにおける医療ハブ(Medical Hub)にするという目標を掲げて活動している

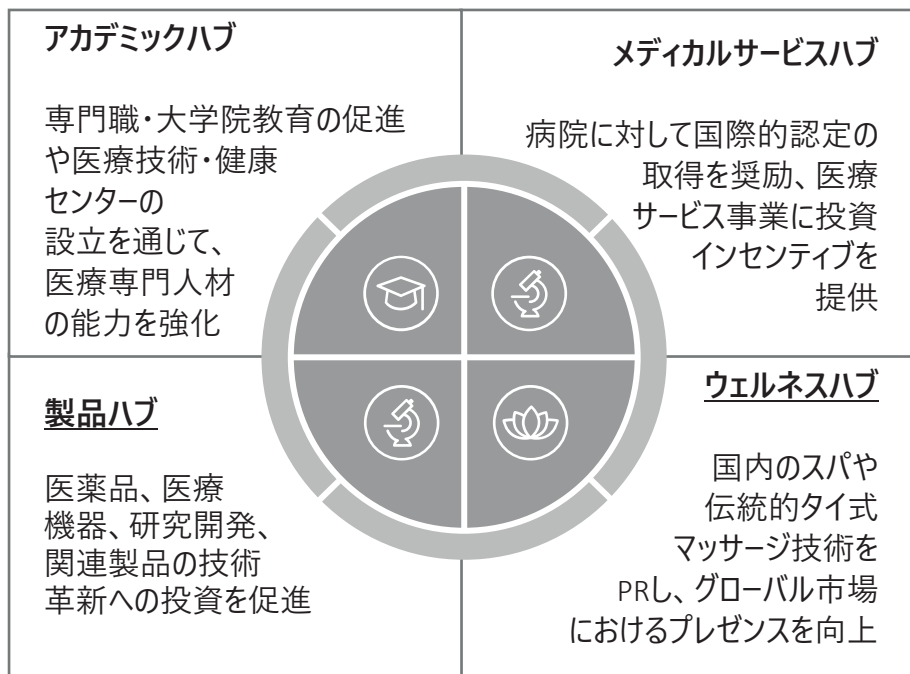
出所: Ministry of Tourism & Sports (https://www.mots.go.th/more_news_new.php?cid=411), Bangkok Post 「Thailand as global medical & wellness hub」(<https://www.bangkokpost.com/business/1937860/thailand-as-global-medical-wellness-hub>), Thailand Board of Investment 「Thailand: Towards becoming No.1 Medical Hub of Asia」(https://www.boi.go.th/index.php?page=business_opportunities_detail&topic_id=117526), 経産省「医療国際展開カントリーレポート」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryuu/downloadfiles/pdf/countryreport_Thailand.pdf)

現在はメディカルハブ戦略10年計画(2016-2025年)に基づいて国際医療促進のための活動をしており、国際医療を活性化するための指針を4つ定めている

アジアメディカルハブ構想

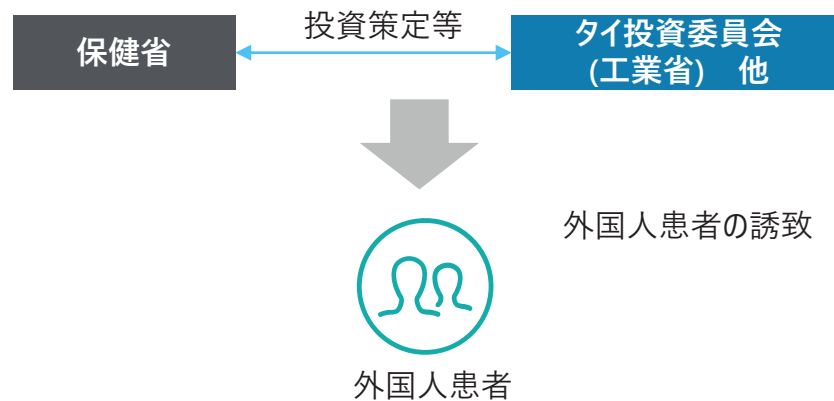
■ 2016-2025年のハブ構想

- 2023年現在、「メディカルハブ戦略10年計画(2016-2025年)」が実施されている
- 国際医療の関連機関が協力して高度な医療産業エコシステムを開発するためのガイドラインとして作成され、アカデミックハブ、メディカルサービスハブ、製品ハブ、ウェルネスハブという4つの指針で構成されている



■ アジアメディカルハブ構想におけるタイ投資委員会(the Board of Investment: BOI)の活動

- 投資政策の策定や投資案件の認可等を担う工業省傘下の投資誘致機関であるタイ投資委員会(BOI)は、アジアメディカルハブ構想が始動して以降、国際医療に関する政策策定や投資を実施してきた
- 具体的な活動
 - 1) 外国人に対する長期滞在ビザ(医療目的)の発給
 - 2) 医療機器・薬などの製造業がタイ国内に投資する際に法人税免税等の恩典を付与
 - 3) 病床数50床以上の病院への投資奨励
 - 4) 特定地域(チェンマイ等)における外国人の医療分野への投資許可 等



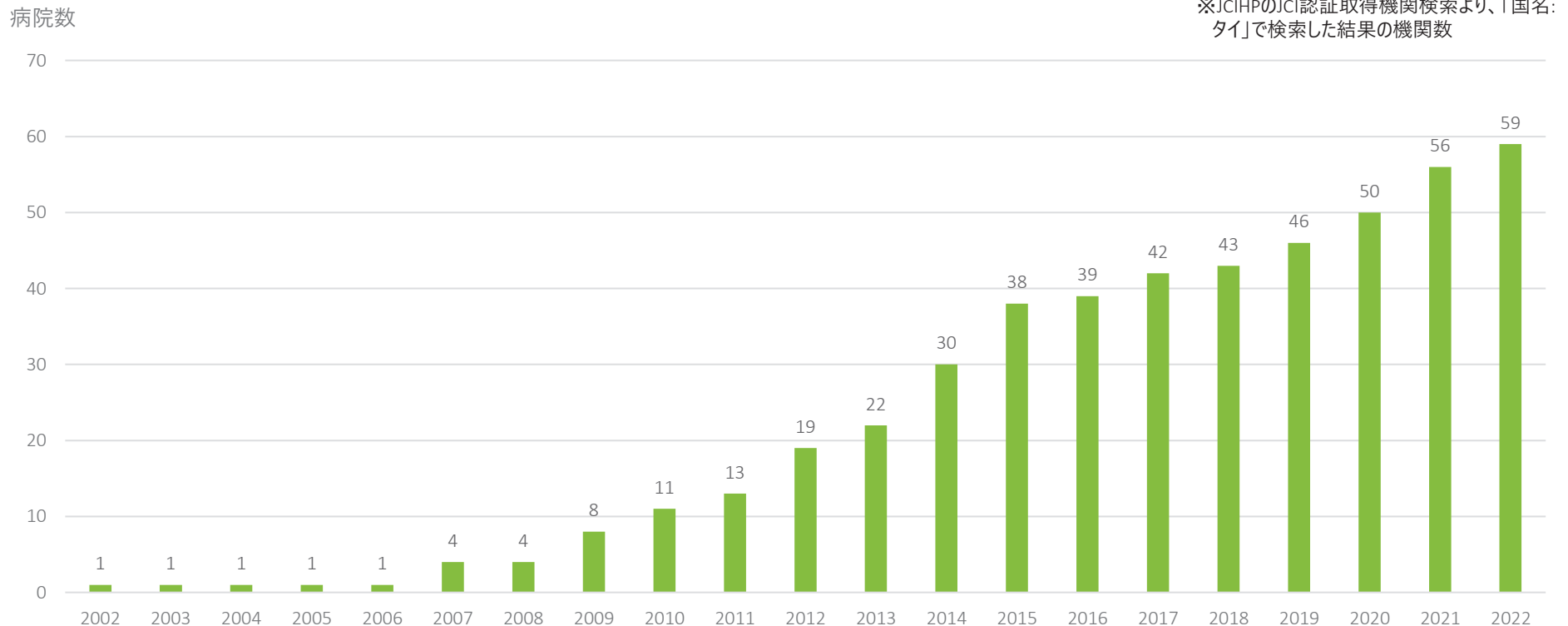
出所: Thailand Board of Investment 「Thailand's Medical Hub」(https://agora.mfa.gr/infofiles/BOI-Medical&Pharma%20Industry_Thailand%20th.pdf), Deloitte「タイの医療市場の現状と将来性」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/life-sciences-healthcare-01.html>), 自治体国際化協会「医療制度と医療ツーリズムに見るシンガポールの戦略」(<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/398.pdf>), 山田コンサルティンググループ株式会社「タイの医療機器市場」(<https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/ybc/ma/wp-content/uploads/2020/12/16150710/201216.pdf>), 経産省「医療ツーリズムの実態」(<https://healthcare-international.meti.go.jp/search/detail/1492/>)

タイ政府は国内医療機関に対してJCI認証の取得を奨励しており、2022年時点で59機関が認証を取得し東南アジアでの最多数となった

JCI認証取得医療機関

- タイ政府は、国内の医療機関に対して国際的な医療機能評価であるJCI(Joint Commission International)の認証を取得することを奨励しており、2002年にバンコクのBumrungrad International Hospitalがアジアの医療機関として初めて当認証を取得した
- 2023年3月時点でタイ国内のJCI認証取得医療機関数は59機関であり、周辺国のベトナム(7機関)・インドネシア(23機関)や日本(30機関)と比較して取得数が多い。東南アジア諸国内では最多の認証取得数である

タイ国内のJCI認証取得医療機関数推移※ (2002-2022)



出所: Joint Commission International ([https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/accredited-organizations/#:_Facet_Country=\[Thailand\]](https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/accredited-organizations/#:_Facet_Country=[Thailand])), Bumrungrad International Hospital「Hospital Accreditation & Awards」(<https://www.bumrungrad.com/en/about-us/international-hospital-accreditation>), Deloitte「タイの医療市場の現状と将来性」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/life-sciences-healthcare-03.html>)

タイは2023年1月に医療ビザの発給を開始し、外国人は医療目的で最大連続90日間の滞在が可能となった

医療ビザの発給

- 2021年11月30日、タイ政府は閣議にて医療ビザの発行を承認した
- 既存のビザでは1回のビザ申請で1度の入国しか許可されなかったため、複数回の治療を必要とする患者は都度ビザを取得する必要があった
- 医療ビザを利用してタイに入国する場合**連続90日以内の滞在が可能**となり、**1年間の有効期間内であれば複数回の入国が可能**となった

ビザ名称	Visa for Medical Treatment (MT/ Non-O)
概要	医療目的でタイを訪れる外国人に向けたビザ
対象サービス	<ul style="list-style-type: none">• リハビリテーション• アンチエイジング• 循環器系疾患• がん• 美容整形 等
有効期間	<ul style="list-style-type: none">• 最大で連続90日間の滞在が可能• ビザの有効期間は1年間であり、有効期間内であれば複数回の入国が可能
運用開始時期	2023年1月1日
手数料	6,000バーツ(約23,211円、2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)
申請条件	<ul style="list-style-type: none">• 800,000バーツ(約309万4,846円、2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)以上の預金残高• 受診医療機関の予約• 医療保険(傷害保険)への加入
備考	連続90日を超えての滞在を希望する場合、入国管理局に報告する必要がある

出所: JETRO「医療用ビザの発行でメディカルツーリズム促進」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/6428ff9cd0446731.html>), Bangkok Post「New medical treatment visa planned for Jan 1」(<https://www.bangkokpost.com/business/2438595/medical-treatment-visa-planned-for-jan-1-after-cabinet-approval>), タイ政府HP「閣議のお知らせ」(<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/48878>)

Bangkok Hospitalは年間約25万人の外国人患者を受入れており、日本人専用のフロア展開するなど高いホスピタリティを提供している

Bangkok Hospital 概要

医療機関名	Bangkok Hospital (Bangkok Dusit Medical Services Group: BDMSグループの病院)	
病床数	750床	
診療科	皮膚科、泌尿器科、整形外科、産婦人科・不妊治療、眼科、内科、一般・消化器外科、 歯科・インプラント、消化器内科、心臓内科、救急診療、健康診断・人間ドック 等	
年間外国人患者数 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> 約25.5万人(総患者数: 約85万人 国内患者:外国人患者=7:3) (外来及び入院) 年間日本人患者数: 約27,000人 	
年間売上高 (BDMSグループ総売上高、2020年)	約2兆6,972億円 (2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)	
サービス	治療例	冠動脈バイパス手術、放射線治療(がん)、美容整形、甲状腺治療、脳卒中リハビリテーション、レーシック手術 等
	健診例	Privilege Health Check-Up Packages B (女性、全71項目): 血液検査、肝機能検査、遺伝子検査、腫瘍マーカー、マンモグラフィー、アンチエイジング相談等 (約386,677円、2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)
	日本人患者への対応	<p>【日本サービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療情報や病院概要の紹介、アクセスや診療時間に関する情報提供、問い合わせ対応を行っている <p>【ジャパン・メディカルサービス (JMS) 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 31年前に日本の医大を卒業したタイ人医師チームが設立した院内の日本人向け医療サービス 日本の医大を卒業したタイ人医師と日本人医師、日本人看護師の健康相談員やメンタルヘルスアドバイザーが常駐し、日本語で患者対応を行っている 日本人医師は1名在籍しており、総合診療医として診療している 専門的な治療が必要な場合は専用クリニックの専門医をご紹介します、その際は日本語通訳が同席する

出所: Bangkok Hospital HP (<https://www.bangkokhospital.com/en>), Bangkok Hospital 日本語サイト (<https://bangkokhospital-jsc.com/>), BDMS Annual Report 2021 (<https://bdms.listedcompany.com/misc/one-report/20220311-bdms-one-report-2021-en.pdf>), JETRO (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/643d61891ce4b08a.html>), BDMS Financial Info (<https://investor.bangkokhospital.com/en/financial-info/financial-highlights>), Bangkok Hospital Package (<https://www.bangkokhospital.com/en/package/privilege-health-check-up-female>)

Bumrungrad International Hospitalは年間約52万人の外国人患者を受入れ、患者受入れを積極的に行いたい国には、現地事務所を設置し患者のフォローサービスを展開している

Bumrungrad International Hospital 概要

医療機関名	Bumrungrad International Hospital	
病床数	580床	
診療科	一般内科、外科、整形外科、眼科、産婦人科、小児科、歯科、耳鼻咽喉科 等	
年間外国人患者数 (2023年)	約52万人 (外来及び入院)	
年間売上高 (2018年)	約746億円 (2023年2月28日時点: 1バーツ=3.90円)	
サービス	治療例	冠動脈疾患手術、緑内障手術、骨髄移植、人工関節置換、更年期ホルモンセラピー、ロボットによる歩行訓練リハビリテーション、レーザー脱毛、タトゥー除去 等
	健診例	身体検査、超音波検査、マンモグラフィー、腫瘍マーカー、内視鏡検査、皮膚がん検診 等
	日本人患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 日本語でHPを利用可能 日本語サービスカウンターが設置しており、医療通訳・診療予約・診察受付等について日本語対応している 日本人の医療コーディネーターによる医療に関する相談・帰国後の継続治療等の支援を受けられる 日系企業向けのグループ健康診断の申し込みを受け付けている 日本人医師が1名在籍しており、総合診療医として診療している

出所: Bumrungrad International Hospital HP (<https://www.bumrungrad.com/en>), Bumrungrad International Hospital 健康診断センター (<https://www.bumrungrad.com/jp/centers/health-check-up-center-bangkok-thailand-jci-best>)

Bumrungrad International Hospitalは現在約20カ国に紹介オフィスを設置しており、本院での受診に関心のある各国患者への情報提供・サポートを行っている

Bumrungrad International Hospital: 海外紹介事務所の設置について

■ 海外紹介事務所のサービス内容

- ▶ タイ国外の複数国にて紹介事務所(International Referral Office)を設置しており、Bumrungrad International Hospitalでの受診に関心を持つ各国患者への窓口として機能している
- ▶ 各国紹介事務所では、以下のサービスを無償で提供している



■ 海外紹介事務所一覧

- ▶ アジア・東アフリカ地域を中心に紹介オフィスを設置している

地域	紹介オフィス所在地
東南アジア	カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム
東アジア	中国、香港、モンゴル
南アジア	バングラデシュ、ネパール、パキスタン、
西アジア	バーレーン、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦
東アフリカ	東アフリカ地域、エチオピア、ケニア
中央アフリカ	チャド
その他	バーチャルオフィス

出所: Bumrungrad International Hospital「International Referral Offices」(<https://www.bumrungrad.com/jp/contact-us/international-referral-offices>), Bumrungrad International Hospital Referral Office: Bahrain (<https://bahrain.bumrungrad.com/>), Bumrungrad International Hospital Referral Office: Bangladesh (<https://mezbaanbkk.com/medical-tourism/>), International Medical TreatmentHP (<https://intmedicaltreatment.com/>)

Bangkok HospitalやBumrungrad International Hospitalは外務省によるタイの推奨医療機関にも含まれている

外務省によるタイの推奨医療機関(1/2)

【タイの医療事情】

- 首都バンコクと地方都市、地方都市と農村部、さらには個々の医療施設により大きく異なるが、主要都市の公立基幹病院や代表的な私立病院では概ね医療事情が良好である
- バンコクの代表的な私立病院の医療水準はかなり高く、日本の病院と比較して遜色はない
- 私立病院は全て自由診療である
- 日本の医学部を卒業した医師、或いは日本の病院で研修経験のある医師または看護師などが勤務している
- 日本語通訳(日本人またはタイ人)が勤務し、専用窓口を設けるなど、日本人受診者の便宜を図っている

【バンコク】

※日本語対応可能スタッフ: 日本語を話す対人医師、日本人通訳等を含む

No	医療機関名	病床数	医療機関区分	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ※	その他日本人向けの対応
1	Bangkok Hospital (ローンパヤバーン・クンテープ)	750床	私立総合病院	歯科を含む全領域	○	○	日本人専用外来 (JMS: Japanese Medical Service) の設置
2	Bumrungrad International Hospital (ローンパヤバーン・バムルンラード)	580床	私立総合病院	歯科を含む全領域	○	○	日本語専用サービスカウンターの設置
3	Samitivej Sukhumvit Hospital (ローンパヤバーン・サミティヴェート・スクンビット)	270床	私立総合病院	歯科を含む全領域。在留邦人の分娩や乳児予防接種・検診も取り扱っている	—	○	日本人相談窓口の設置
4	BNH Hospital (ローンパヤバーン・ビーエヌエイチ)	100床	私立総合病院	産婦人科を含む全領域	—	○	—
5	Rama 9 Hospital (ローンパヤバーン・プラ・ラム・カーウ)	300床	私立総合病院	歯科を含む全領域	—	○	時間外の日本語電話通訳対応が可能

出所: 外務省HP「世界の医療事情:タイ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>)

首都バンコク以外の都市にも日本語対応可能な医療機関が存在する

外務省によるタイの推奨医療機関(2/2)

【チェンマイ】

※日本語対応可能スタッフ: 日本語を話す対人医師、日本人通訳等を含む

No	医療機関名	病床数	医療機関区分	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ※	その他日本人向けの対応
1	Chiang Mai Ram Hospital (ロンパヤバーン・チェンマイ・ラム)	350床	私立総合病院	歯科を含む全領域	-	○	時間外の日本語電話通訳対応が可能
2	Bangkok Hospital Chiang Mai (ロンパヤバーン・クルンテープ・チェンマイ)	80床	私立総合病院	歯科を含む全領域	-	○	-
3	Lanna Hospital (ロンパヤバーン・ランナ)	270床	私立総合病院	-	-	○	-

5.3 シンガポール

5.3.1 シンガポールの医療水準

シンガポールは、ASEAN最大の経済規模を誇るが、人口は横ばい、高齢化率は上昇すると予想されている

シンガポール：地理・社会的背景

➤ 地理

- ◆ 日本の南西約5,250kmに位置する
- ◆ 都市国家であるため、首都はない

➤ 社会経済指標

◆ 人口推移

- 人口は545万人（2021年）であり、2027年の予想は537万人と横ばいの傾向である
- 高齢化率は16.0%（2021年）だが、上昇傾向にあり、2030年に22.5%、2050年には33.3%に達すると予想される

◆ 経済指標

- 1人当たりのGDPは2019年時点で65,831.2USDであり、2000年時点での23,852.3USDから増加し続けている
- 上記期間での1人当たりGDPの成長率はASEAN10カ国中8位だが、1人当たりのGDPはASEAN内で最も高い

シンガポール共和国と日本の位置関係



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

Statista「Singapore: Total population from 2017 to 2027」(<https://www.statista.com/statistics/378558/total-population-of-singapore/>)

Statista「Residents aged 65 years and older as share of the resident population in Singapore from 1970 to 2021」(<https://www.statista.com/statistics/1112943/singapore-elderly-share-of-resident-population/>)

statista「Forecasted share of the population aged 65 years and above in Singapore in 2019, 2030 and 2050」(<https://www.statista.com/statistics/713663/singapore-forecast-aging-population/#:~:text=In%202050%2C%20the%20percentage%20of%20the%20population%20of,aging%20population%20coupled%20with%20a%20low%20fertility%20rate.>)

シンガポールは4つの公用語、3つの民族、5つの宗教から成る多民族国家である

シンガポール：一般事項及び政治体制

国土	約720km ² （東京23区と同程度）
首都	都市国家であるため、首都はない
言語	国語はマレー語。公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語
民族	中華系76%、マレー系15%、インド系7.5%（2019年6月）
通貨・レート	1シンガポールドル（SGD） = 98.80円（2023年3月20日時点）
主な宗教	仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教
政治体制	立憲共和制（1965年8月9日成立）（英連邦加盟）
内政	<ul style="list-style-type: none">✓ リー現首相は14年間首相を務めたゴー・チョクトン前首相（現名誉上級相）から2004年に政権を継承した✓ 建国以来、与党人民行動党（PAP）が圧倒的多数を維持しており（2020年7月の総選挙においては、93議席中、83議席を獲得）、内政は安定している

出所:外務省HP「シンガポール共和国基礎データ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/data.html>)

日本と比較すると乳幼児死亡率はやや低く、妊産婦死亡率は1.7倍高く、肥満率は男女ともに約11～13%高い

シンガポール：健康水準・医療水準

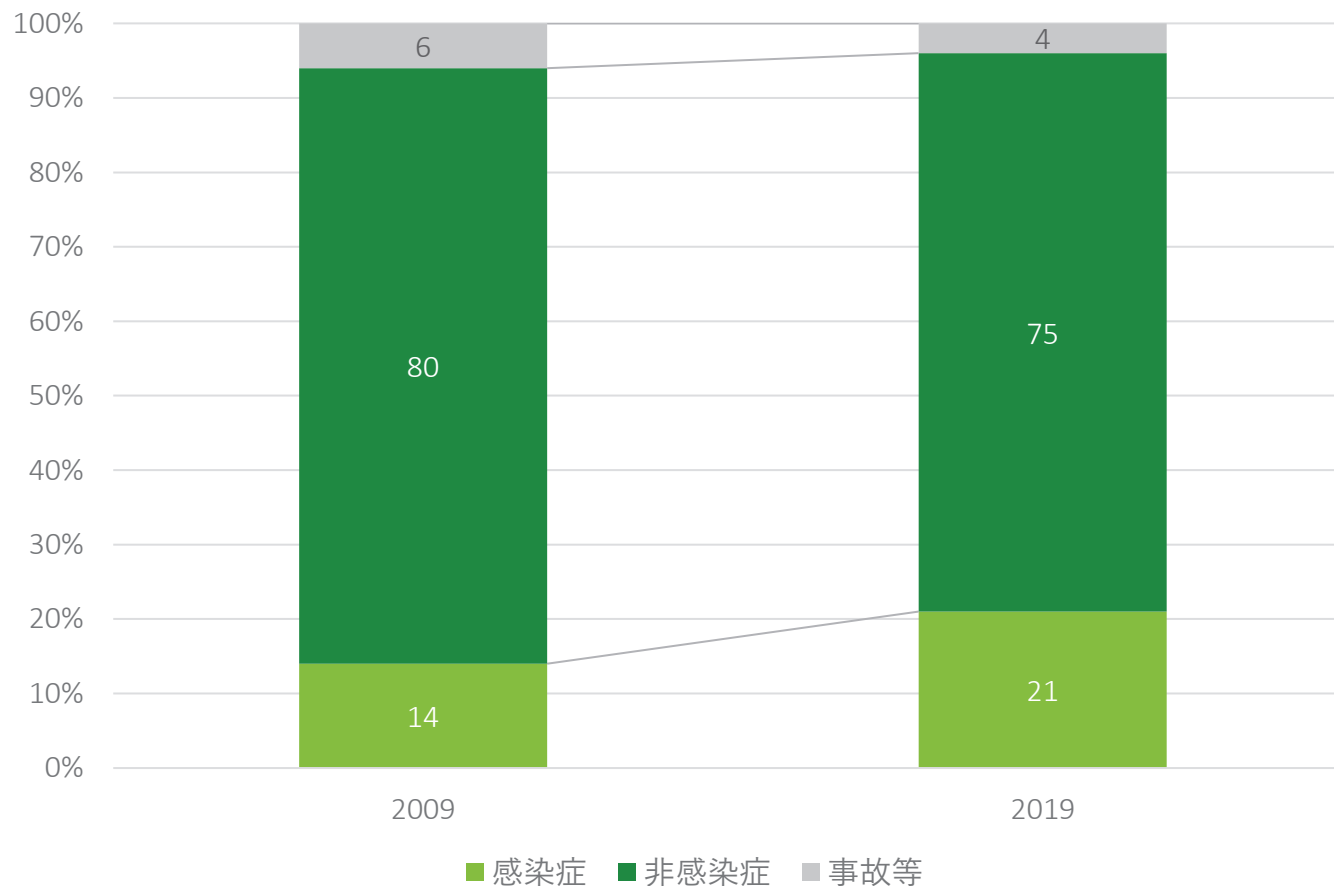
	シンガポール		日本	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命(2020年)	81.5歳	86.1歳	81.4歳	87.5歳
	83.7歳		84.4歳	
5歳未満の乳幼児死亡率 1,000人当たり(2020年)	1.8人		2.5人	
妊産婦死亡率 10万人当たり(2020年)	-	7.5人	-	4.3人
20-69歳の人口に占める 肥満 ^{注1)} の人の割合(2017年)	45.4%	33.5%	32.2% ^{注2)}	21.9% ^{注3)}
15歳以上の人口に占める 喫煙者の割合(2018年)	27.9%	5.1%	27.8%	8.7%

注1)BMI25以上
注2,3)2018年のデータ

出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)
 WHO「Material mortality ratio(per 100,000 live birth)」([https://www.who.int/data/gho/data/indicators/indicator-details/GHO/maternal-mortality-ratio-\(per-100-000-live-births\)](https://www.who.int/data/gho/data/indicators/indicator-details/GHO/maternal-mortality-ratio-(per-100-000-live-births)))
 Global Obesity Observatory (https://data.worldobesity.org/country/vietnam-232/#data_prevalence, https://data.worldobesity.org/country/japan-105/#data_prevalence)
 Statista「Prevalence of smoking for males in Singapore from 2000 to 2020」(<https://www.statista.com/statistics/732854/singapore-male-smoking-rate/>)
 Statista「Prevalence of smoking for females in Singapore in 2000 to 2020」(<https://www.statista.com/statistics/732741/singapore-female-smoking-rate/>)
 Japan Tobacco Inc. (https://www.jt.com/media/news/2018/pdf/20180730_02.pdf)

死亡要因について、2009年と2019年を比較すると、非感染症と事故等が減少し、感染症による死亡が増加している

死亡要因の割合の推移



出所：The World Bank 「Cause of death, by non-communicable diseases (% of total) - Singapore」 (<https://data.worldbank.org/indicator/SH.DTH.NCOM.ZS?locations=SG>)
The World Bank 「Cause of death, by injury (% of total) - Singapore」 (<https://data.worldbank.org/indicator/SH.DTH.INJR.ZS?locations=SG>)

死亡要因は心臓疾患・呼吸器感染症・脳疾患が上位を占め、疾患は心疾患・がんに加え、精神疾患・神経疾患が上位である

2019年における死亡要因 (Top10)

No	死亡要因	10万人当たりの件数
1	虚血性心疾患 (Ischemic heart disease)	91.17
2	下気道感染症 (Lower respiratory infect)	89.4
3	脳卒中 (Stroke)	26.85
4	呼吸器がん (気管・気管支・肺) (Trachea, bronchus, lung cancers)	26.54
5	結腸及び直腸がん (Colon and rectum cancers)	20.72
6	腎臓病 (Kidney disease)	17.72
7	肝臓がん (Liver cancer)	12.85
8	高血圧性心臓病 (Hypertensive heart disease)	12.61
9	自傷行為 (Self-harm)	11.21
10	乳がん (Breast cancer)	10.43

2017年における疾患 (Top10)

No	疾患	罹患割合
1	心血管疾患 (Cardiovascular diseases)	14.2%
2	がん (Cancer)	13.3%
3	筋骨格系障害 (Musculoskeletal disorders)	12.6%
4	精神障害 (Mental disorders)	10.2%
5	神経疾患 (Neurological disorders)	6.6%
6	不慮の事故 (Unintentional injuries)	6.1%
7	その他の非感染性疾患 (Other non-communicable diseases)	4.8%
8	糖尿病・腎臓病 (Diabetes and kidney diseases)	4.7%
9	呼吸器感染症・結核 (Respiratory infections and tuberculosis)	4.7%
10	感覚器疾患 (Sense organ diseases)	3.8%

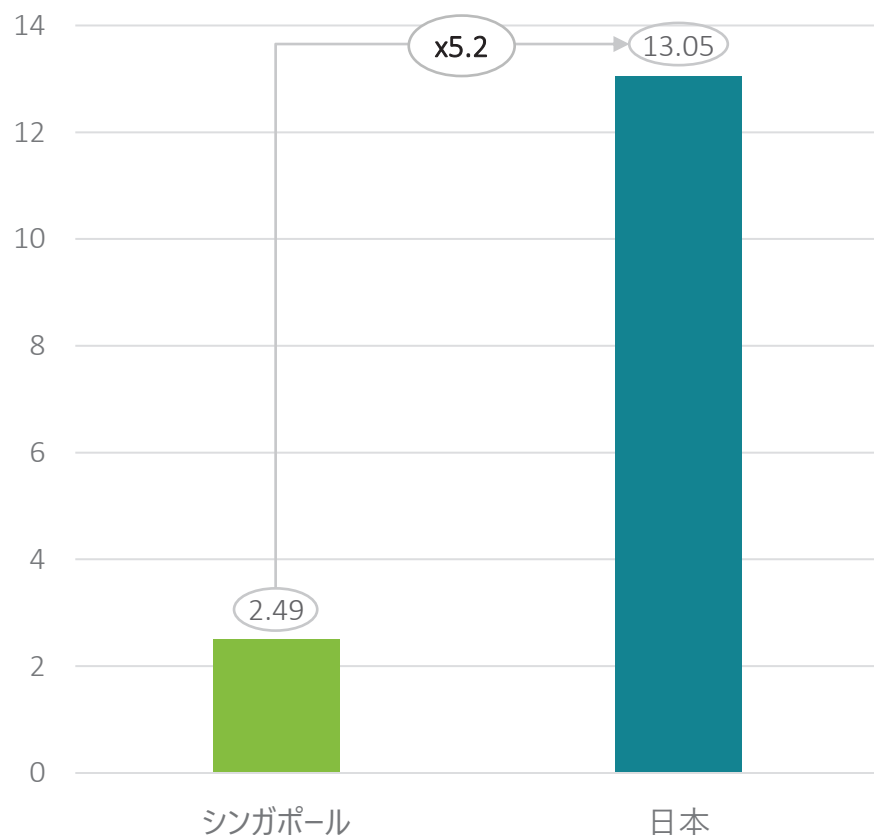
出所: WHO・THE GLOBAL HEALTH OBSERVATORY「Global health estimates: Leading causes of death」(<https://www.who.int/data/gho/data/themes/mortality-and-global-health-estimates/gh-leading-causes-of-death>)、The Burden of Disease in Singapore, 1990–2017(https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/gbd_2017_singapore_reportce6bb0b3ad1a49c19ee6ebadc1273b18.pdf)

シンガポールの人口1,000人当たり病床数は日本の1/5、看護師数は1/2であり、医師数以外は日本と比較すると少ない

病床数・医療従事者（医師・看護師）数

病床数(人口1,000人当たり, 2017年)

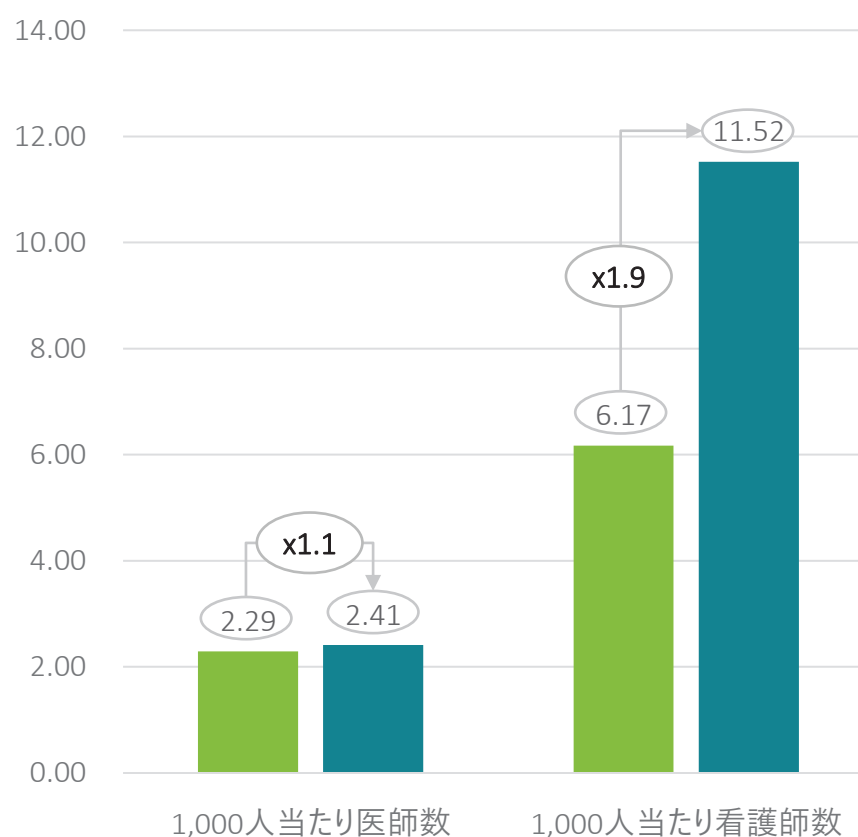
(床/1,000人)



医師・看護師数（人口1,000人当たり, 2016年）

(床/1,000人)

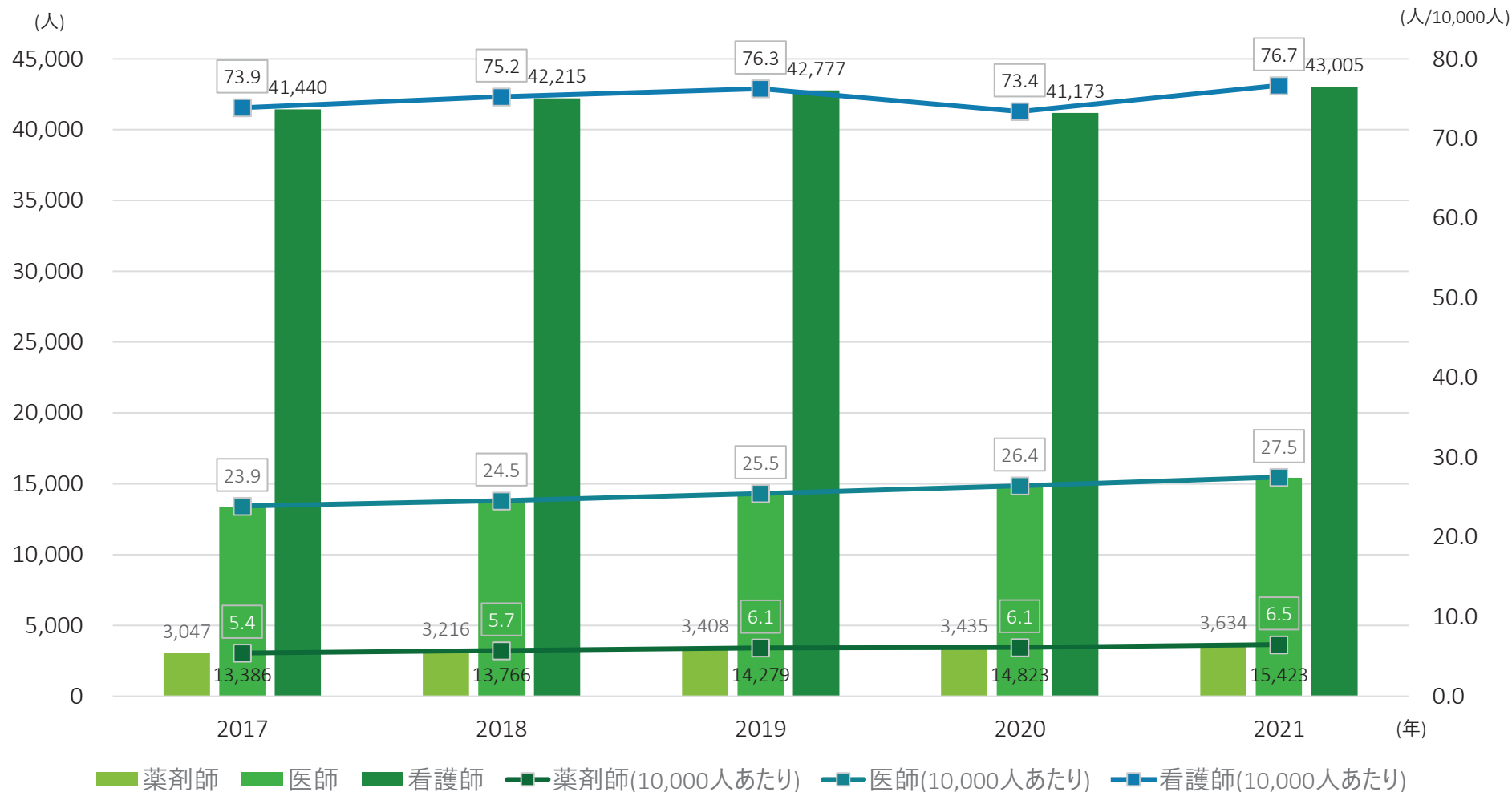
■ シンガポール



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

国内の医療従事者数及び1万人当たり医療従事者数は微増傾向にある

医療従事者総数及び10,000人当たり医療従事者数



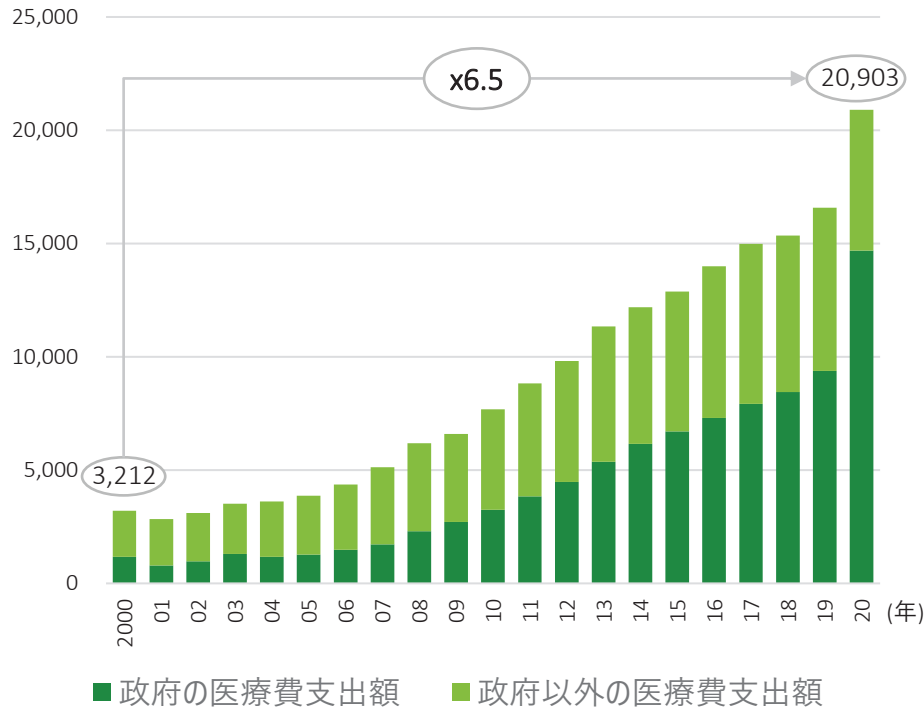
出所: Data.gov.sg(<https://data.gov.sg/>)のデータを基に算定

医療費支出額は増加を続けており、20年間で医療費総額は約6.5倍、1人当たりの医療費支出額は約3.6倍近く増加している

医療費支出額

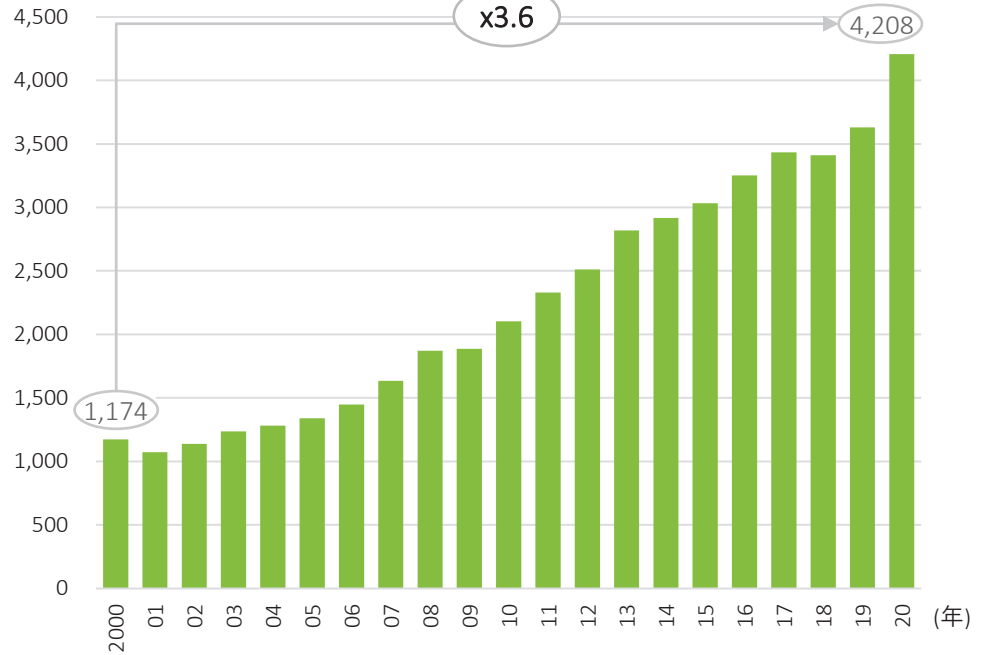
医療費の推移

(100万USD)



1人当たり医療費支出額

(USD)



※政府以外の支出・・・①民間資金+②外部財源

①民間資金・・・家計、企業、非営利団体からの資金等

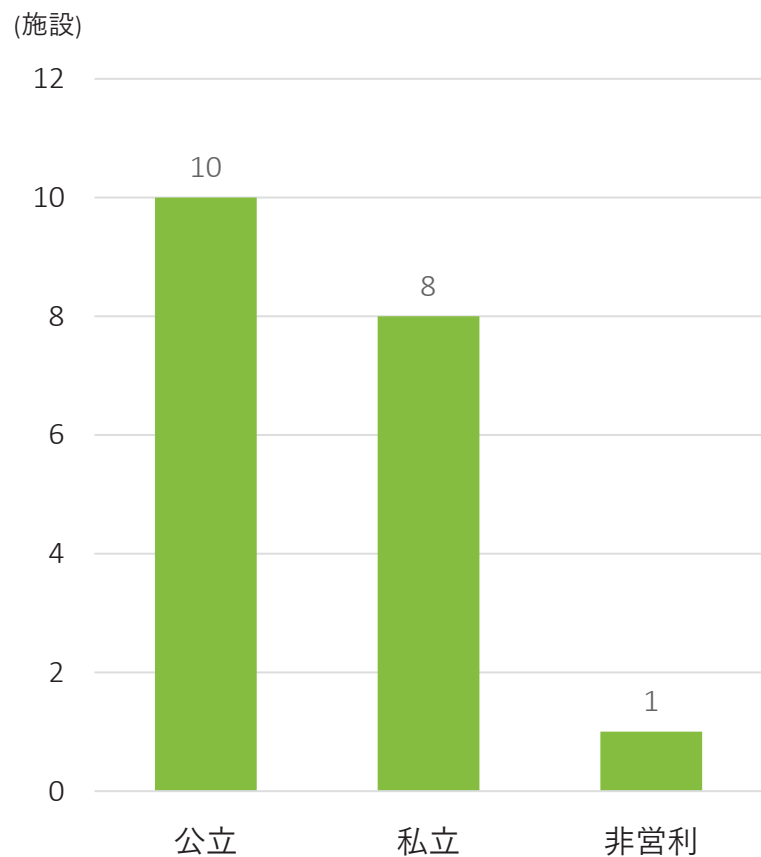
②外部財源・・・外国からの直接送金及び政府が配分する外国送金等。国外から国内の医療制度に流入する全ての資金を含む

出所: WHO「Global Health Expenditure Database」(<https://apps.who.int/nha/database/>)

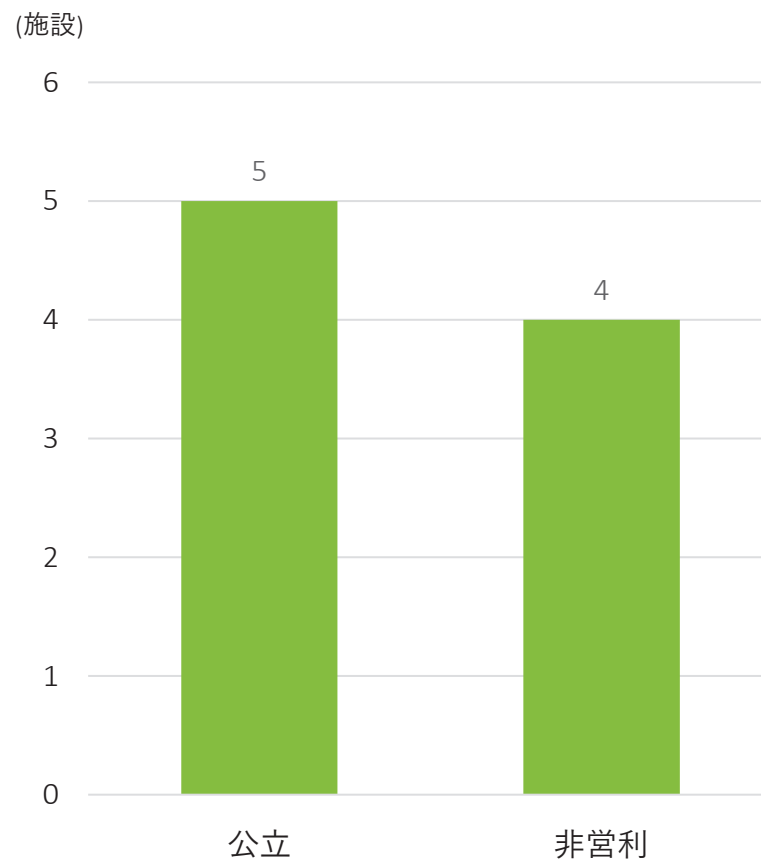
急性期病院は19施設（公立10、私立8、非営利1）、地域病院は9施設（公立5、非営利4）ある

病院数

急性期病院（2021）



地域病院（2021）



出所：statista「Number of acute healthcare facilities in Singapore in 2021, by type」(<https://www.statista.com/statistics/604850/number-of-healthcare-facilities-in-singapore-by-type/>)
statista「Number of community hospitals in Singapore in 2021, by type」(<https://www.statista.com/statistics/1007439/singapore-community-hospitals-by-type/>)

5.3.2 シンガポールにおける日本人向け医療サービス

COVID-19前のシンガポールの総観光客数は増加傾向であった。2019年には1,900万人を超え、中国・インドネシア・インドからの観光客が上位3位を占め、日本は6位であった

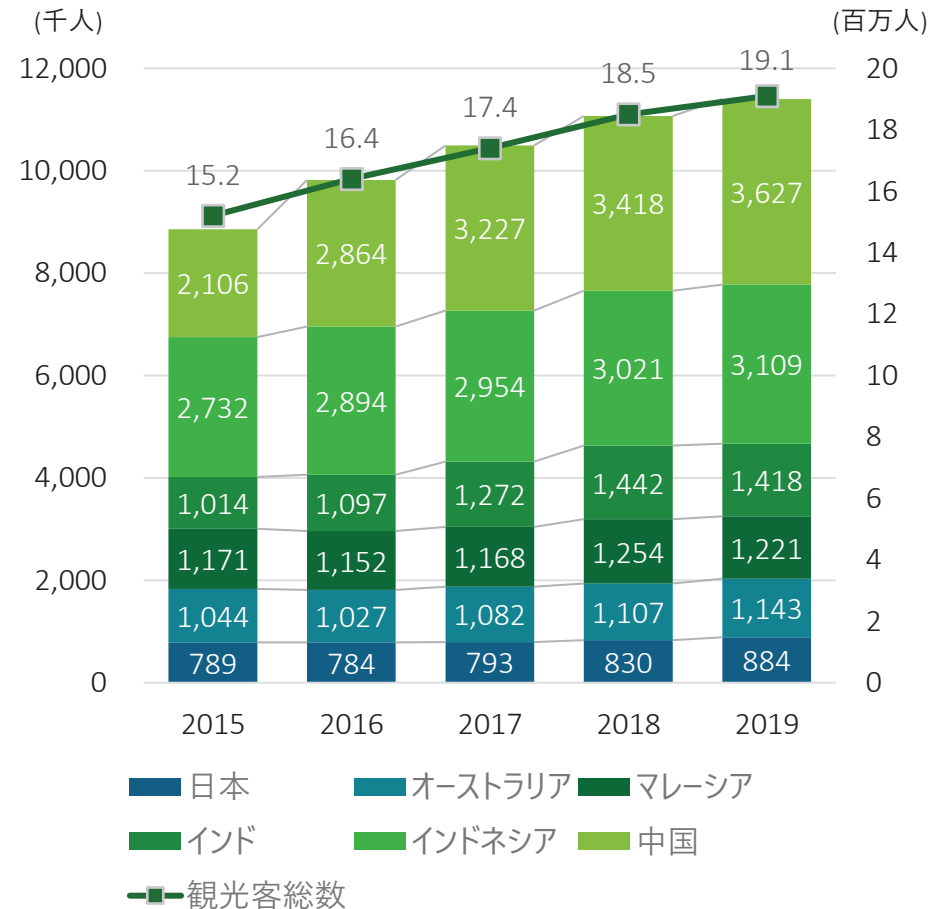
シンガポール：国別観光客数と総観光客数

※ 2020年以降のデータは存在するが、新型コロナウイルスにより観光客数が激減したため割愛している

国別観光客数（2019年・TOP10）

No	国名	観光客数（千人）
1	中国	3,627
2	インドネシア	3,109
3	インド	1,418
4	マレーシア	1,221
5	オーストラリア	1,143
6	日本	884
7	フィリピン	829
8	アメリカ	720
9	韓国	646
10	イギリス	607
11	ベトナム	592
12	タイ	528
13	香港	489
14	台湾	426
15	ドイツ	381

国別観光客数（TOP5と日本）と総観光客数（2015～2019）



出所：Singapore Tourism Board「Quarterly Tourism Performance Report」(<https://www.stb.gov.sg/content/stb/en/statistics-and-market-insights/tourism-statistics/quarterly-tourism-performance-report.html>)

在シンガポール邦人数は2012年から2021年にかけて約1.3倍に増加しているが、2014年以降は横ばいである

シンガポール：在シンガポール邦人数の推移



出所：外務省「海外在留邦人数調査統計」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_003338.html)

SOMPOは在シンガポール邦人専用の治療費用保険を提供している

SOMPOの在シンガポール邦人専用保険の概要



2021年4月1日改定
Sompo Insurance Singapore Pte.Ltd.

シンガポール居住者専用

SOMPOの海外旅行保険

Overseas Travel Accident PLUS

病気、ケガへの備えは万全ですか？

シンガポールの毎日を安心して暮らしていただくための保険です。



補償内容

- ◆ 通院費用
 - ✓ 保険期間中にシンガポール国内で発生・発病し、シンガポール国内で治療した怪我・病気について補償する
 - ✓ MHC(Make Health Connect)加盟のかかりつけ医(GP)を受診した場合、それ以外の診療所で受診した場合で対象となる費用・支払限度額・自己負担額が異なる
- ◆ 入院・手術費用
 - ✓ 保険期間中に怪我・病気の治療のために入院・手術をしたことによる医療費を保証する。対象の怪我・病気は保険期間中にシンガポール国内で発生、発病し、シンガポール国内で治療したものに限り
 - ✓ 対象となる費用
 1. 公立・私立病院の入院ベッド代
 2. 診察、処置、処方、検査、その他の治療費用
 3. 手術費用とその付帯費用（日帰り手術を含む）
 4. 入院前の通院費用
 5. 退院後の通院費用
 - ✓ 支払限度額
 - 1症状当たり、保険証券記載の治療費用保険金支払限度額
 - ✓ 自己負担額
 - 1症状当たり、上記費用の合計の15%（S\$3,000が限度額）

シンガポールにはJCIを取得している病院が4つある。その内の1つである Gleneagles Hospital 内には日本人向けクリニックがあり日本人医師が在籍している

シンガポール：JCIを取得している病院・SOMPOの在シンガポール邦人専用保険の提携日系クリニック

JCI取得医療機関

No	医療機関名	病床数	通訳サービス	日本人医師	日本人向けクリニック
1	Gleneagles Hospital	221	○	○	○
2	Mount Elizabeth Hospital Orchard	345	○	×*	×
3	Mount Elizabeth Novena Hospital	333	○	×*	×
4	Parkway East Hospital	143	○	×*	×

*日本語を話せる外国人医師は在籍している

SOMPOの在シンガポール邦人専用保険の提携日系クリニック

The brochure contains the following information:

- 3. 安心の提携日系クリニックのご利用可能** (Reliable Partner Japanese Clinics Available for Use): Lists partner clinics like Healthway Japanese Medical Centre, Japan Green Clinic, Nichii International Clinic, etc.
- 4. キャンプス治療サービスをご利用可能** (Campus Treatment Services Available for Use): Details about medical services at various campuses.
- 提携日系クリニック** (Partner Japanese Clinics): A list of 6 clinics, which is the source of the table on the right.

No	医療機関名
1	Nippon Medical Care at Gleneagles Hospital
2	Raffles Japanese Clinic
3	Healthway Japanese Medical Centre
4	Japan Green Clinic
5	Nichii International Clinic
6	The Japanese Association Clinic Singapore

出所：Joint Commission International「JCI accredited Organizations」(<https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/accredited-organizations/>)
 SOMPO Insurance「シンガポール居住者専用・SOMPOの海外旅行保険」(https://www.sompo.com.sg/docs/default-source/product-pdf%27s/overseas-travel/otai_brochure.pdf?sfvrsn=2)、各医療機関のHP

IHH Healthcare Berhadは10か国に82病院、シンガポールでは4病院を運営しており、その1つであるGleneagles Hospital内には日本人向けクリニック「日本メディカルケア」がある

シンガポール：日本人向けクリニックがある病院①（Gleneagles Hospital・IHH Healthcare Berhadが運営）

IHH Healthcare Berhadの概要

企業名	IHH Healthcare Berhad
本部所在地	マレーシア・クアラルンプール
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 10か国に82病院を展開するヘルスケアネットワーク企業である ✓ 病院以外にもクリニック・リハビリテーションセンター・研究所・医科大学を運営している ✓ 子会社であるParkway Pantaiはシンガポールに本社を置き、世界10か国で52の病院を運営している ✓ その他、トルコの民間医療企業Acibademなどを子会社化し、計8つのブランド（Mount Elizabeth、Gleneagles、Parkway、Pantaiなど）を運営している ✓ 患者が自身の医療情報を管理できるアプリ「MyHealth360」を提供している
売上高(2022)	約5,465億円 (1RM = 30.44JPY・2023年3月1日現在)
シンガポールで展開している病院	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Gleneagles Hospital ✓ Mount Elizabeth Hospital Orchard ✓ Mount Elizabeth Novena Hospital ✓ Parkway East Hospital

Gleneagles Hospitalの概要

病院名	Gleneagles Hospital（グレンイーグルス病院）
病床数	221床（VIPルーム、ICU、HDU、NICU含む）
診療科目	脳神経外科、整形外科・スポーツ医学、腫瘍科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、一般外科、心臓血管外科、ホルモン障害・内分泌内科、腎臓内科、呼吸器内科、消化器内科、泌尿器科、産婦人科、救命救急科
外国人向けサービス	<p>病院患者支援センターが外国人患者へのサービスを手配・提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師の紹介と予約 ✓ フライトの手配・変更 ✓ 救急車・リムジンによる空港送迎サービス ✓ 通訳サービスの手配 ✓ ビザの申請と延長 ✓ 宗教的な手配（食事・飲み物） ✓ 観光ツアーの手配
日本人向けサービス	<p>【日本メディカルケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本人医師（3名）・看護師・薬剤師・通訳・事務担当が常駐し、日本語による医療サービスを提供している

出所：IHH Healthcare(<https://www.ihhhealthcare.com/>)

Gleneagles Global Hospital「About Parkway Pantai」(<https://www.gleneaglesglobalhospitals.com/knowning-us/about-parkway-pantai>)

Gleneagles Hospital「About Gleneagles Hospital」(<https://www.gleneagles.com.sg/about-us>)

Raffles Hospital Groupが運営しているRaffles Hospital内には「ラッフルズジャパニーズクリニック」があり、日本人医師やスタッフが常駐している

シンガポール：日本人向けクリニックがある病院②（Raffles Hospital・Raffles Medical Groupが運営）

Raffles Medical Groupの概要

企業名	Raffles Medical Group
本部所在地	シンガポール
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ シンガポールで病院・診療所・歯科診療所を運営している ✓ 国外には中国・日本・カンボジア・ベトナムで病院・診療所を運営し、カンボジア・バングラデシュ・インドネシア・ロシア・ミャンマー・ベトナムに駐在員事務所を構えている ✓ 医療機関運営以外に、健康保険商品の販売、医療従事者のための教育プログラムの開発、健康食品の開発・販売を行っている
売上高(2021)	約734億円 (1SGD = 101.35JPY・2023年3月3日時点)
シンガポールで展開している病院	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Raffles Hospital ✓ Raffles Dental

Raffles Hospitalの概要

病院名	Raffles Hospital（ラッフルズ病院）
病床数	380床（VIPルーム、ICU、HDU、NICU含む）
診療科目	腫瘍科、小児科、糖尿病・内分泌科、耳鼻咽喉科、眼科、心臓外科、内科、外科、神経科、核医学科、整形外科、婦人科、産婦人科皮膚科、泌尿器科
外国人向けサービス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 診療の相談・予約取得 ✓ ビザの申請・延長 ✓ シンガポールでの宿泊手配 ✓ 旅行計画作成 ✓ 空港への出迎え・空港からの送迎 ✓ 秘書・コンシェルジュによる患者サポート ✓ 医療翻訳・通訳サービス ✓ 患者後送と本国への送還
日本人向けサービス	<p>【ラッフルズジャパニーズクリニック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師（14名）・歯科医師（4名）は全て日本人であり、日本人看護師・看護助手・薬剤師・歯科助手・事務員が常駐している ✓ 病院から独立したクリニックであり、受付から薬の受け渡し、会計までクリニック内で完結できる ✓ 日本語のホットラインも開設している

出所：Raffles Medical Group (<https://www.rafflesmedicalgroup.com/>)

5.4 各国の外国人医師の参画方法

外国人医師は所定の書類を提出することによりベトナム国内での診療が可能であり、ベトナム語が堪能でない場合は通訳を利用することができる

ベトナム：外国人医師の受入れ体制

■ 外国人医師のライセンス

- 外国人が医療行為を行う際は医療行為証明書を取得する必要がある、医療行為証明書の取得に必要な書類は以下の5つである
- 外国人医師が診察可能となる条件については2009年健康診断及び治療法第19条(Điều 19 Luật khám bệnh, chữa bệnh 2009)、保健省通達41(Điều 16 Thông tư 41/2011/TT-BYT)に規定されている

条件	概要
医師免許申請書	-
専門学位のコピー	<ul style="list-style-type: none">ベトナム国内外で取得した専門学位のコピーを提出学位を取得した教育機関の指定はない
医療行為の経歴証明書	<ul style="list-style-type: none">18か月以上の診療歴を有していることを示す証明書を提出
ベトナム語が堪能であることの証明書のコピー	<ul style="list-style-type: none">所定の教育機関(※)にてベトナム語の4技能(リスニング、スピーキング、リーディング、ライティング)のテストを受け、基準に達している場合には十分なベトナム語の能力を有していると判断される※所定の教育機関: 次の3つの条件を満たす教育機関<ul style="list-style-type: none">①医科大学、②外国語学部を有しているまたは外国語教科を提供している、③ベトナム語の習熟度を判断するための試験を作成できる <p>【ベトナム語が堪能でない場合】</p> <ul style="list-style-type: none">通訳者の利用が必須保健省大臣が指定する医療訓練機関にて教育を受け認定された者であることが必要2022年11月、ホーチミン市の保健局がベトナムの全ての外国人医師に対してベトナム語の習得を義務付けることを提案しており、今後は通訳者の常駐が認められなくなる可能性もある
労働許可証のコピー	<ul style="list-style-type: none">労働法に基づき、担当する国家機関からの労働許可証の取得が必要

出所: 経産省「医療国際展開カントリーレポート: ベトナム編」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryoku/downloadfiles/pdf/countryreport_VietNam.pdf), ベトナム法的文書全国データベース(<https://vbpl.vn/boYTE/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=10482>), Law Library Company (<https://thuvienphapluat.vn/phap-luat/quy-dinh-cap-chung-chi-hanh-nghe-cho-bac-si-nguoi-nuoc-ngoai-lam-viec-tai-viet-nam-thoi-gian-thuc-h-887181-9372.html>), 保健省通達41(https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Thong-tu-41-2011-TT-BYT-huong-dan-cap-chung-chi-hanh-nghe-nguoi-hanh-nghe-131877.aspx?anchor=dieu_16)

タイ国内で外国人が医師として診療行為を実施する場合、タイ語で実施される医師国家試験の合格等を含めた4条件を満たす必要がある

タイ：外国人医師の受入れ体制

■ 外国人医師のライセンス

- 2021年時点、海外の医師免許による診療は認められていないため、タイ国医師免許を取得する必要がある
- 外国人が医療行為を行う際は、下記の4つの条件を満たした上で保健省管轄下のタイ医療評議会(The Medical Council of Thailand)に申請する必要がある。外国人医師に対する審査会議は3か月ごとに開催される
- タイ医療評議会は申請を受理した後、承認または非承認の判断を下す

条件	概要
認定された医大での学位取得	<ul style="list-style-type: none">• タイ医療評議会が認定した医大での学位取得• 認定されていない大学での学位を有している場合、別途医療評議会へ申請書を提出し審査を受ける必要がある• 日本で認定されている大学は東京医科歯科大学のみ(2022年9月時点)
臨床資格の保持	<ul style="list-style-type: none">• 5年以上有効である、出身国の臨床資格(英語: hold valid license from the country of origin for at least 5 years)
タイ医療評議会のメンバー登録	メンバーの登録には以下の条件がある <ul style="list-style-type: none">• 20歳以上• 精神疾患を有していないこと• 認定医大での学位取得• 職業上での不正行為歴• 法律違反行為歴等がないこと
医師国家試験合格	国家試験は以下の3部構成である。1、2部は英語で実施され、3部はタイ語で実施される <ul style="list-style-type: none">• 1部: 基礎医学試験• 2部: 臨床科学試験• 3部: 客観的臨床能力試験(OSCE)

出所: タイ医療評議会「How can foreign physician register to practice medicine in Thailand」([https://tmc.or.th/En/download/Process_\(How%20to%20Register-%20revision\)_9-11-64.pdf](https://tmc.or.th/En/download/Process_(How%20to%20Register-%20revision)_9-11-64.pdf)), タイ医療評議会「Name of Recognized Medical Schools (Foreign)」(<https://tmc.or.th/En/download/att-Foreign-09-2565.pdf>), Center for Medical Competency Assessment 「FAQ」(<https://cmathai.org/pages/FAQ>)

シンガポールの外国人医師登録には以下の5つの登録方法があり、仮登録や条件付き登録のステップを経て完全登録されると、独立して診療することが可能である

シンガポール：外国人医師登録の種類

- 1 条件付き登録 (Conditional Registration)**
 - ✓ シンガポール医療評議会(SMC^{*1})が認証した医師の監督の下であれば医療機関で働くことができる、研修を修了した海外で教育を受けた医師
- 2 完全登録 (Full Registration)**
 - ✓ 条件付き登録されており、独立して診療できる海外で教育を受けた医師
- 3 専門家登録 (Specialist Registration)**
 - ✓ スペシャリスト認定委員会(SAB^{*2})が認定している専門分野で専門的知識を持っており、SABが認定した医師
- 4 仮登録 (Provisional Registration)**
 - ✓ SMCが認証した病院で研修生として働くことができる海外で教育を受けた医学部を卒業したばかりの方 (医師免許は保持していない)
- 5 一時登録 (Temporary Registration)**
 - ✓ 教育・研究・大学院での研究のために公立病院で短期間雇用され、客員専門家として講演等を行うことができる医師

*¹SMC・・・Singapore Medical Council

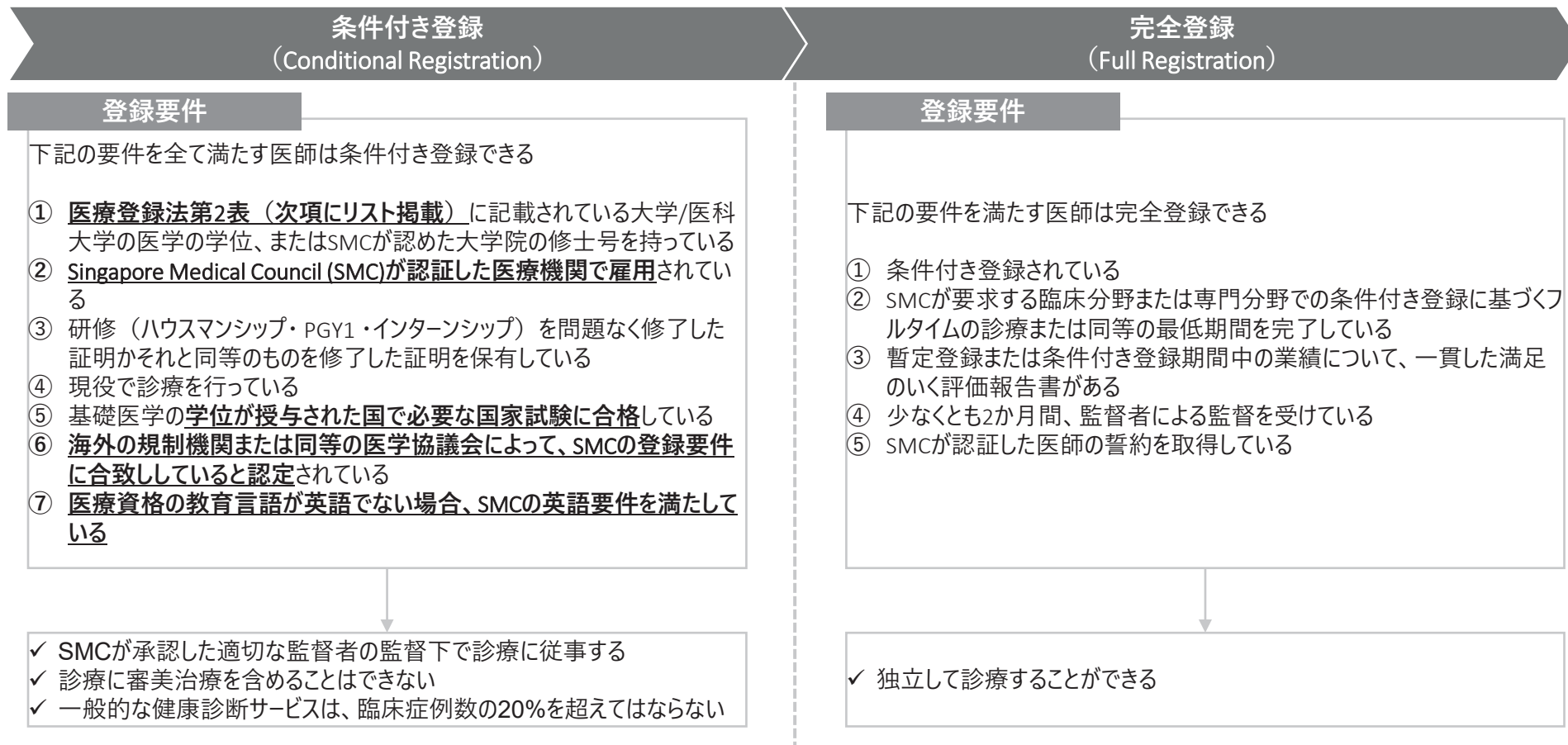
*²SAB・・・Specialists Accreditation Board

出所：シンガポール保健省「Practicing as a Doctor or Specialist in Singapore」(<https://www.moh.gov.sg/hpp/doctors/career-practices/CareerNPracticesDetails/practicing-as-doctor-or-specialist-in-singapore>)

「①条件付き登録」された医師は監督者の元で診療に従事した後、「②完全登録」することで独立して診療を行うことができる

シンガポール：医師登録の流れ（条件付き登録・完全登録）

◆「条件付き登録」された医師は監督者の監督下に置かれるが、「完全登録」された医師は独立して医業を実施することができる



出所：Singapore Medical Council「Conditional Registration」(<https://www.healthprofessionals.gov.sg/smc/becoming-a-registered-doctor/register-of-medical-practitioners/conditional-registration>)「Full Registration」(<https://www.healthprofessionals.gov.sg/smc/becoming-a-registered-doctor/register-of-medical-practitioners/full-registration>)

【参考】シンガポール医療評議会が条件付き登録の登録要件となる海外の医学教育機関の一覧を公開しており、様々な国の医科大学出身者の医師登録を可能にしている

シンガポール：医療登録法第2表に記載されている大学/医科大学（抜粋）

Country	Body Granting Qualifications	Primary Qualifications	Year of Addition
Australia	1. The University of Adelaide, Faculty of Health and Medical Sciences	MB BS, BMedSI/MD	2003 2022
	2. The University of Melbourne, Melbourne Medical School	MB BS, MD	1971 2012
	3. Monash University, Faculty of Medicine, Nursing and Health Sciences	MB BS, MD	2003 2019
	4. University of New South Wales, Faculty of Medicine and Health	MB BS, BMed MD, MD	2003 2014 2022
	5. The University of Queensland, School of Medicine	MB BS Doctor of Medicine AQF Level 9 Masters (Extended)	2003 2016
	6. The University of Sydney, Sydney Medical School	MB BS, MD	1971 2014
	7. The University of Western Australia, Faculty of Medicine, Dentistry and Health Sciences	MB BS, MD	2003 2014
	8. Australian National University, ANU Medical School	MB BS, MChD	2009 2016
Austria	1. Medizinische Universität Wien	Medicinae Universalis Doctor Dr.med.univ.	2006
Belgium	1. Katholieke Universiteit Leuven, Faculteit Geneeskunde	Arts (Physician)	2006
Canada	1. University of British Columbia, Faculty of Medicine	MD	2003
	2. McGill University, Faculty of Medicine	MD, CM	1971
	3. McMaster University, Michael G. DeGroote School of Medicine	MD	2003
	4. University of Toronto, Faculty of Medicine	MD	1971
	5. University of Alberta, Faculty of Medicine and Dentistry	MD	2006
	6. Université de Montréal, Faculty of Medicine	MD	2006
	7. University of Calgary, Cumming School of Medicine	Doctor of Medicine	2007
Denmark	1. Aarhus Universitet, Det Sundhedsvidenskabelige Fakultet	Candidatus Medicinae	2006
Finland	1. University of Helsinki, Faculty of Medicine	Licentiate in Medicine	2006
France	1. Sorbonne University, Faculty of Medicine	Docteur en Medecine	2006
Germany	1. Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg, Medizinische Fakultät Heidelberg	Zeugnis über die Ärztliche Prüfung	2006
	2. Ludwig-Maximilians-Universität München, Medizinische Fakultät	Zeugnis über die Ärztliche Prüfung	2006
	3. Charité-Universitätsmedizin Berlin	Zeugnis über die Ärztliche Prüfung	2006

Country	Body Granting Qualifications	Primary Qualifications	Year of Addition
Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China	1. The Chinese University of Hong Kong, Faculty of Medicine	MB ChB	2003
	2. The University of Hong Kong, Li Ka Shing Faculty of Medicine	MB BS	2003
India	1. All-India Institute of Medical Sciences, New Delhi	MB BS	2006
	2. Christian Medical College, Vellore	MB BS	2006
Ireland	1. The University of Dublin, Trinity College Dublin, School of Medicine	MB BCh BAO	2003
Japan	1. University of Tokyo, School of Medicine	Igaku (Bachelor of Medicine)	2006
	2. Kyoto University, Faculty of Medicine	Igaku (Bachelor of Medicine)	2006
	3. Osaka University, Faculty of Medicine,	Igaku (Bachelor of Medicine)	2006
Malaysia ¹	1. Universiti Malaya (Kuala Lumpur), Faculty of Medicine	MB BS	2007
	2. Universiti Kebangsaan Malaysia (Kuala Lumpur), Faculty of Medicine	Doktor Perubatan	2007
The Netherlands	1. Erasmus Universiteit Rotterdam, Erasmus University Medical Centre (Erasmus MC)	Arts	2006
	2. Utrecht University, Faculty of Medicine – UMC Utrecht ²	Arts	2006
	3. University of Amsterdam, Academic Medical Centre (AMC)	Arts	2006
	4. Leiden University, Leiden University Medical Centre (LUMC)	Arts	2007
New Zealand	1. The University of Auckland, Faculty of Medical and Health Science	MB ChB	2003
	2. University of Otago, Faculty of Medicine	MB ChB	2003
People's Republic of China ³	1. Peking University Health Science Centre (PUHSC)	Master of Medicine, Doctor of Medicine	2009
	2. Fudan University, Shanghai Medical College	Doctor of Medicine	2009
	3. Tsinghua University, Peking Union Medical College (PUMC)	Doctor of Medicine	2009
	4. Shanghai Jiao Tong University, School of Medicine	Doctor of Medicine	2009

出所：Singapore Medical Council「LIST OF REGISTRABLE BASIC MEDICAL QUALIFICATIONS」(<https://www.healthprofessionals.gov.sg/docs/librariesprovider2/default-document-library/list-of-registrable-basic-med-qualifications---effective-from-1-sep-2022.pdf>)

「③専門家登録」されるには認定されている専門分野を持ち、実務経験・英語能力などに関する登録要件を満たす必要がある

シンガポール：専門家登録

登録要件

- ① 専門分野がシンガポールで認定されている専門分野リスト（右の一覧参照）に含まれている
- ② SABによって承認された専門的なトレーニングの証明書、及び大学院の資格を持っている
- ③ SMCに登録されているか、シンガポールの機関または診療所で働くためのSMCによる承認書を持っている
- ④ 出身国及び専門研修が行われた国の関連するライセンス機関・組織からの専門的訓練と専門家登録の証拠書類を持っている
- ⑤ 医療専門家として、出身国で少なくとも3年の実務経験・専門的なトレーニング経験がある
※ 実務経験・専門的なトレーニングはフルタイムである
※ 専門的なトレーニングはシンガポールの専門的トレーニングと同等と判断されている必要がある
- ⑥ SABの承認前に、SMCの登録要件（英語能力証明など）を満たしている

シンガポールで認定されている専門分野リスト

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 麻酔 | 25. 小児外科 |
| 2. 循環器学 | 26. 病理学 |
| 3. 心臓胸部外科 | 27. 整形外科 |
| 4. 皮膚科学 | 28. 精神医学 |
| 5. 放射線診断学 | 29. 公衆衛生 |
| 6. 救急医学 | 30. 放射線腫瘍学 |
| 7. 内分泌学 | 31. リハビリテーション |
| 8. 胃腸病学 | 32. 腎臓内科 |
| 9. 一般外科 | 33. 呼吸器学 |
| 10. 老年医学 | 34. リウマチ |
| 11. 血液学 | 35. 泌尿器科 |
| 12. 手の手術 | |
| 13. 感染症 | |
| 14. 内科 | |
| 15. 腫瘍内科 | |
| 16. 神経学 | |
| 17. 神経外科 | |
| 18. 核医学 | |
| 19. 産科・婦人科 | |
| 20. 産業医学 | |
| 21. 眼科 | |
| 22. 整形外科 | |
| 23. 耳鼻咽喉科/耳鼻咽喉科 | |
| 24. 小児医学 | |

サブスペシャリティー一覧 (10)

1. 航空医学
2. 集中治療医学
3. 新生児
4. 緩和医療
5. スポーツ医学
6. 小児腎臓内科
7. 小児心臓病学
8. 小児集中治療室
9. 小児消化器病学
10. 小児血液学および腫瘍学

「④仮登録」されると、医学部を卒業した者が大学院1年目の研修生として、認証された病院で12か月働くことができる

シンガポール：仮登録

- ◆ 医学部の卒業生は、SMCが認証した病院で大学院1年目(PGY1)の研修生として12か月間雇用されることができる

シンガポールで教育を受けた場合

- ① SMCが認証したシンガポールの大学の医学部の学位（右の一覧参照）を取得している必要がある
- ② SMCが認証したシンガポールの大学の医学部の学位（右の一覧参照）の学位を取得している仮登録された医師は、完全登録の登録要件を満たせば完全登録を申請することができる

外国で教育を受けた場合

- ① 医療登録法第2表に記載されている大学/医科大学の医学の学位を取得している必要がある
- ② 医療登録法第2表に記載されている大学/医科大学の医学の学位を取得している仮登録された医師は、条件付き登録の登録要件を満たせば条件付き登録を申請できる

SMCが認証したシンガポールの大学の医学部の学位リスト

No	大学名・学位
1	キングエドワード7世医科大学（内科・外科）
2	マラヤ大学（内科・外科）
3	シンガポール大学（内科・外科）
4	シンガポール国立大学/ヨン・ルー・リン医学部（内科・外科）
5	デューク・シンガポール国立大学（医学博士）
6	南洋理工大学/リー・コン・チエン医学部（内科・外科）

「⑤一時登録」には客員専門家・研修・研究の3つがあり、医師国家資格の保有、自国での医師登録、実施する医療行為の内容などが登録要件である

シンガポール：一時登録

客員専門家 (Temporary Registration as a Visiting Expert)

【ケース例】現地の医師に手術の手技などを指導する場合

- ① SMCが国際的に社会的地位があると考え、またはシンガポールの人々にとって特別な価値があると考えられる前提条件の医学的知識・経験・スキルを持っていると認めている
- ② 現役で診療を行っている
- ③ SMCが認定した医科大学または医学部の学位を取得している
- ④ 基礎学位の授与国で国家免許試験に合格している
- ⑤ 現在診療を行っている国で医師として登録されている
- ⑥ 医療評議会または関連する国家当局によってSMCの登録要件に合致していると認定されている

研修医 (Temporary Registration for Training)

【ケース例】海外で医師国家資格を取得した医師がシンガポールで研修を受けたい場合

- ① SMCが認定した医科大学または医学部の学位を取得している
- ② 基礎学位の授与国で国家免許試験に合格している
- ③ 少なくとも12か月の実務経験・トレーニング経験があり、それを修了した証明書がある
- ④ 現在診療を行っている国で医師として登録されている
- ⑤ 医療評議会または関連する国家当局によってSMCの登録要件に合致していると認定されている

研究医 (Temporary Registration for Research)

【ケース例】研究を目的とする医師が下記の医療行為を実施する場合

- ① 静脈切除術または瀉血術以上の侵襲的処置
- ② 表面的で非親密な検査（血圧や脈拍の摂取、腱反射の誘発などの単純な非侵襲的臨床検査など）以上の医療行為
- ③ O&G研究のための腔検査・顕微鏡を用いた検査
- ④ 活動性疾患患者の臨床管理またはモニタリングに影響を与える検査
- ⑤ 患者の臨床管理に影響を与える医療行為、患者の主治医によって決められた治療計画以外の医療行為

2005年にASEANの取り組みとして加盟国間での医師の受入れを実施するための協定が締結されたが、現時点で受け入れ体制は未整備である

ASEAN相互承認協定

- ASEAN相互承認協定
 - ベトナムを含む東南アジア諸国連合(ASEAN)は2005年以降、連合加盟国10か国間で各国の職業資格を認め合うための協定を締結している
 - 職業資格の中には医師も含まれているが、現時点で医師に関するASEAN共通資格や承認組織が整備されておらず、加盟国間での医師の受入れは進んでいない状況である

項目	概要
名称	ASEAN相互承認協定 (Mutual Recognition Arrangement: MRA)
締結年	2005年
内容	<ul style="list-style-type: none">• ASEAN諸国内にて、7つの分野(<u>医師</u>、看護師、歯科医師、エンジニア、建築士、会計士、観光業)で各国の職業資格を認め合うための協定• ASEAN共通の職業資格が整備でき次第、資格を取得した国に関わらず他の国での就労が可能となる
現状	<ul style="list-style-type: none">• 最も進んでいる観光業資格では、共通の職業資格が導入済みである• 医師については共通の職業資格は未整備であり、受け入れは進んでいない

5.5 各国の医療保険等の制度

ベトナムには国により運営されている健康保険があり、外国人労働者の場合は保険料として月収の1.5%を支払うことで医療機関への受診にあたり費用の保障を受けることができる

ベトナム：公的健康保険の概要

- ベトナムでは、労働者を対象とする公的な保険制度として、(1)社会保険、(2)健康保険、(3)失業保険の3つの制度がある
- 健康保険は労働者に加えて年金受給者や子供等も対象となる、国家により運営される強制加入保険である
- 健康保険法に基づき被保険者の健康を保障するものであり、加入者には健康保険基金から保障の対象となる費用が支払われる
- 準貧困層やインフォーマルセクターの中には健康保険への未加入者が存在し、ベトナム政府は国民皆保険を目標としている

概要

項目	説明
名称	健康保険(ベトナム語: Bảo hiểm y tế)
根拠法	健康保険法 (25/2008/QH12) (2009年7月1日施行) 健康保険法 (46/2014/QH13) (2015年1月1日施行))
被保険者	3か月以上の労働契約による労働者、公務員、年金受給者、労働災害・職業疾病による社会保険受給者、失業保険受給者、貧困者、社会的に困難な状況にある少数民族、6歳以下の子供、学生、農林水産業に従事する者 等
保障対象	<ul style="list-style-type: none"> 診察、治療、リハビリ、胎児の定期診断、出産 特定の病気の早期発見や詳細な検査を目的とする診断 緊急・入院を要する場合で、6歳以下の子供、貧困等の場合は、郡レベル病院からより上位レベルの病院の移送費
保険料	被保険者のカテゴリにより、保険料率は異なる (例)会社員・公務員等の場合、月収の4.5%(内3%は雇用者、1.5%は被雇用者が負担。外国人労働者は原則このカテゴリに含まれる)

健康保険制度の変遷

年	出来事
1992	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険規則が発行され、健康保険制度が始動 公務員、国有企業での労働者、年金受給者、障害手当受給者、国際機関での労働者、従業員が10人以上の民間企業の労働者等が強制健康保険の加入対象となる
2005	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が10人未満の民間企業の労働者、貧困家庭・貧困状態にある少数民族が強制健康保険の加入対象となる 貧困層の保険料は全額助成となる
2009	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法(HIL)により社会的健康保険プログラムが実施される 社会的健康保険プログラムには、6歳未満の子供、高齢者、貧困層等が強制的に登録されることになり、対象者の健康保険料を全額助成し、経済的に困難な学生等の健康保険料を一部助成することが決定された

出所: JETRO (2018). 「ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/industry/life_science/healthcare_asean/vn.pdf (pp.1-2)
 厚生労働省 (2014). 「東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(ベトナム)」 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/15/dl/t5-12.pdf> p.473
 保健省 (2008). Joint Annal Health Review 2008, Health Financing in Viet Nam. https://www.usp2030.org/gimi/RessourcePDF.action;jsessionid=1Dhh_QDdddXcoHod7Q8tnfanYhhkwz0CNBY-fbTIEq5q0yHTuiaZ!2015759462?id=20062, (pp.44-45)
 JICA (2017). 「ベトナム国健康保険制度に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート」 <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12284196.pdf>
 World Bank (2014). Moving toward Universal Coverage of Social Health Insurance in Vietnam. <https://documents1.worldbank.org/curated/en/383151468138892428/pdf/Moving-toward-universal-coverage-of-social-health-insurance-in-Vietnam-assessment-and-options.pdf> pp.11-13

公的健康保険の加入者の入院費及び健康診断・治療費の大部分を国が保障しており、外国人労働者の場合は診療・治療にかかった費用の内20%を本人が負担する

ベトナム：公的健康保険患者負担率

- ベトナム国では「医療機関登録制」をとっており、加入者ごとに「登録病院」受診時の病院費用の大部分が保障されるが、「登録外病院」を受診した場合には、保険基金への直接申請手続きを行ったのち、保障上限内の金額が支給される

登録の病院を受診した場合の患者負担率

対象者	公立病院での患者負担率
① 士官、6歳以下の子供、貧困生活者、社会経済的に困難な状況にある少数民族等	0%
② 年金生活者、労働能力を喪失した給付受給者等	5%
③ <u>上記以外の者(外国人労働者はここに含まれる)</u>	20%

登録外の病院を受診した場合の保険基金からの支払い最大値

患者の治療タイプ	病院レベル	一回の検査や治療に対する支払いの最大値 (VND)
外来	地区の医療施設又は同等のもの	60,000
入院	地区の医療施設又は同等のもの	500,000
	省の医療施設又は同等のもの	1,200,000
	中央病院又は同等のもの	3,600,000

- 労働者ではなく旅行者としてベトナムを訪れている外国人の場合、医療費の自己負担割合は100%である
- 民間医療機関が登録病院の場合、健康保険の単価に応じて、健康保険基金から支払われるが、民間医療機関は独自に診療価格を設定しているため、公的医療機関に比べて患者負担が高くなる

例) Vinmec International Hospitalを受診した場合の患者負担

※単位：VND

サービス名	診療価格	公的健康保険負担分	患者負担分
予約診察	690,000	26,400～33,000 (約4～5%)	663,000～ 657,000 (約95～96%)
予約なし診察	1,100,000	26,400～33,000 (約2～3%)	1,073,600～ 1,067,000 (約97～98%)
勤務時間外・祝祭日の診察	1,800,000	26,400～33,000 (約1～2%)	1,773,600～ 1,767,000 (約98～99%)
基本病室	3,500,000	142,400～ 178,000 (約4～5%)	3,357,600～ 3,322,000 (約95～96%)

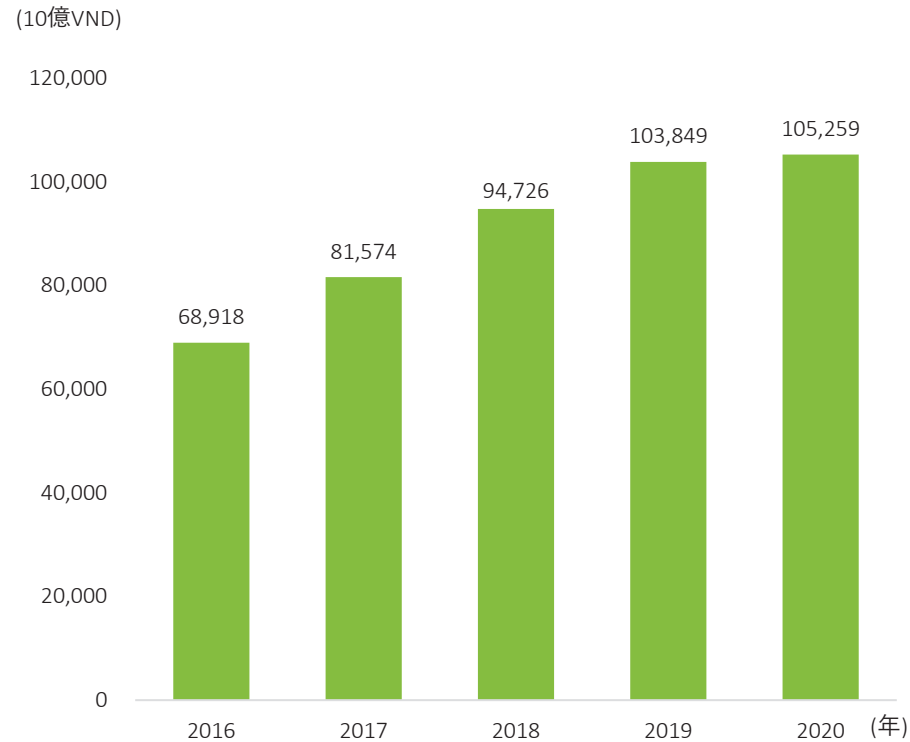
出所: 健康保険法第22条(<https://vanbanphapluat.co/law-no-46-2014-qh13-amendments-to-the-law-on-health-insurance>)

VINMEC国際総合病院HP(<https://www.vinmec.com/vi/>)

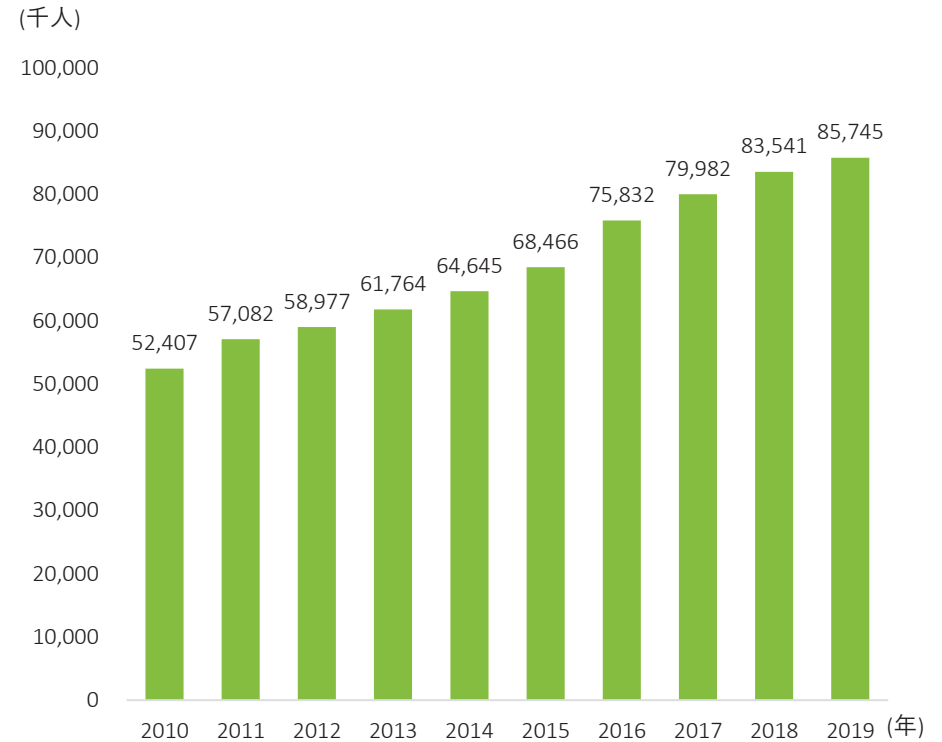
ベトナム政府は全国民の健康保険加入を目指しており、2019年時点で国民の約88.9%にあたる8,575万人が加入している

ベトナム：公的健康保険市場規模

公的健康保険料総収入



公的健康保険の加入者数



タイには3種類の健康保険が存在し、外国人労働者の場合は社会保険に該当し保険料として賃金の5%を支払うことで原則自己負担なしで医療機関への受診が可能である

タイ：公的健康保険の概要

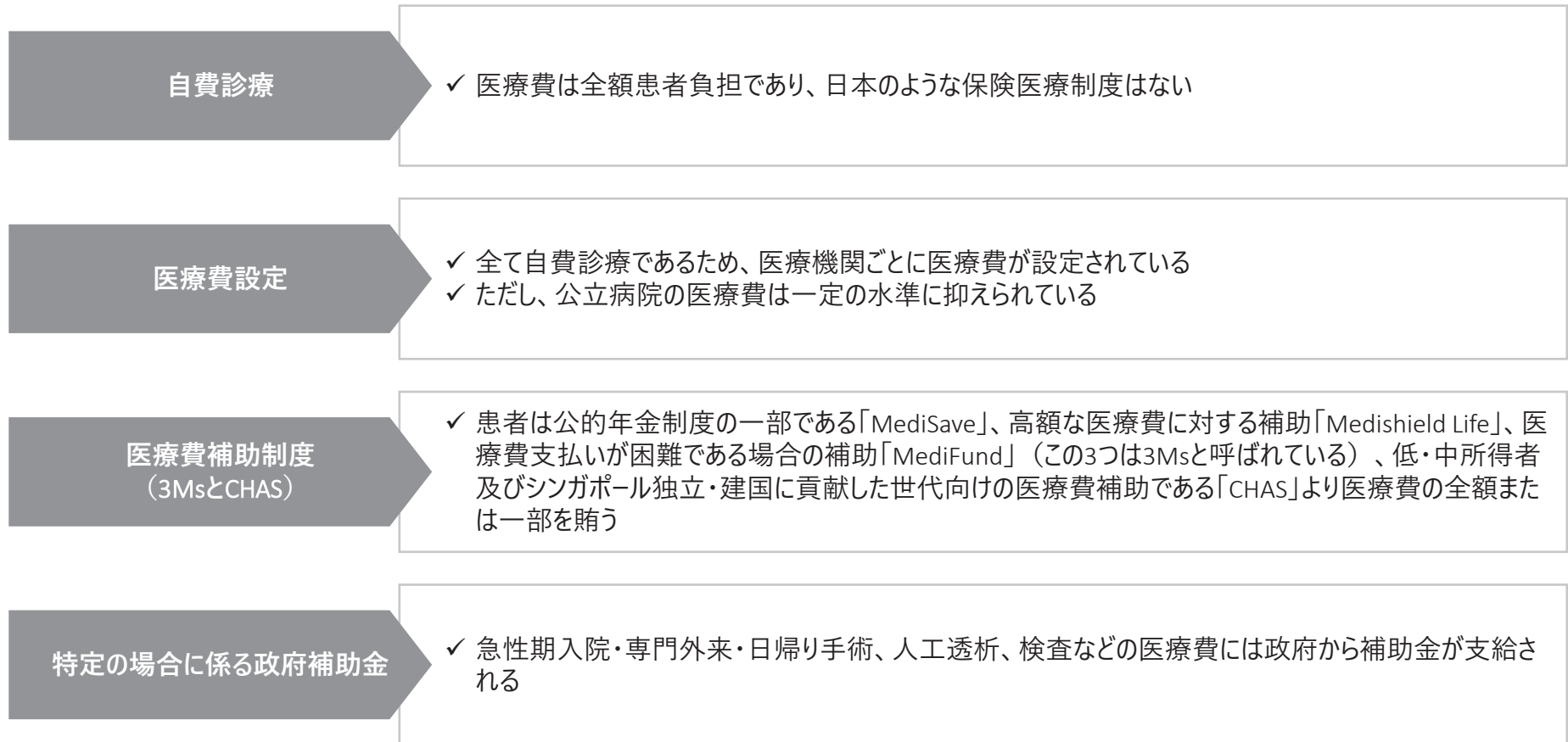
- タイでは2002年に国民皆保険を達成している
- 外国人労働者の場合は社会保険(SSS)の加入となり、保険料負担は賃金の5%(労使折半で賃金の10%)支払う必要がある
- 医療費負担額は、CSMBS及びSSSの場合は原則として自己負担なしであり、UCの場合は1回の外来・入院につき30パーツ(約117円、2023年2月20日時点)の自己負担が必要である
- 医療保険の加入時に、加入者に登録医療機関が割り当てられる。いずれの保険に加入していても、登録医療機関以外で受診する場合は別途費用がかかる

外国人労働は社会保険に該当

	公務員医療給付	社会保険	国民皆保険
英語名称	Civil Servant Medical Benefit Scheme (CSMBS)	Social Security Scheme (SSS)	Universal Coverage (UC)
根拠法	勅令	社会保険法	国民医療保障法
被保険者	公務員及びその配偶者と直系家族	民間企業及び公的企業の被用者	CSMBS及びSSSでカバーされないその他の国民
加入者数	約500万人 (7%)	約1,400万人 (20%)	約5,000万人 (73%)
保険料	負担なし	労使折半で賃金の10% (社会保険制度全体の保険料)	負担なし
医療費自己負担額	負担なし	一定の限度額を超えるまでは負担なし	1回の外来・入院につき30パーツ(約117円)
財源	税金	<ul style="list-style-type: none"> • 企業及び被用者からの保険料 • 税金 	税金

シンガポールでは、医療費は全額患者負担であり、医療費補助制度と特定の場合に係る政府補助金で全額または一部が賄われる

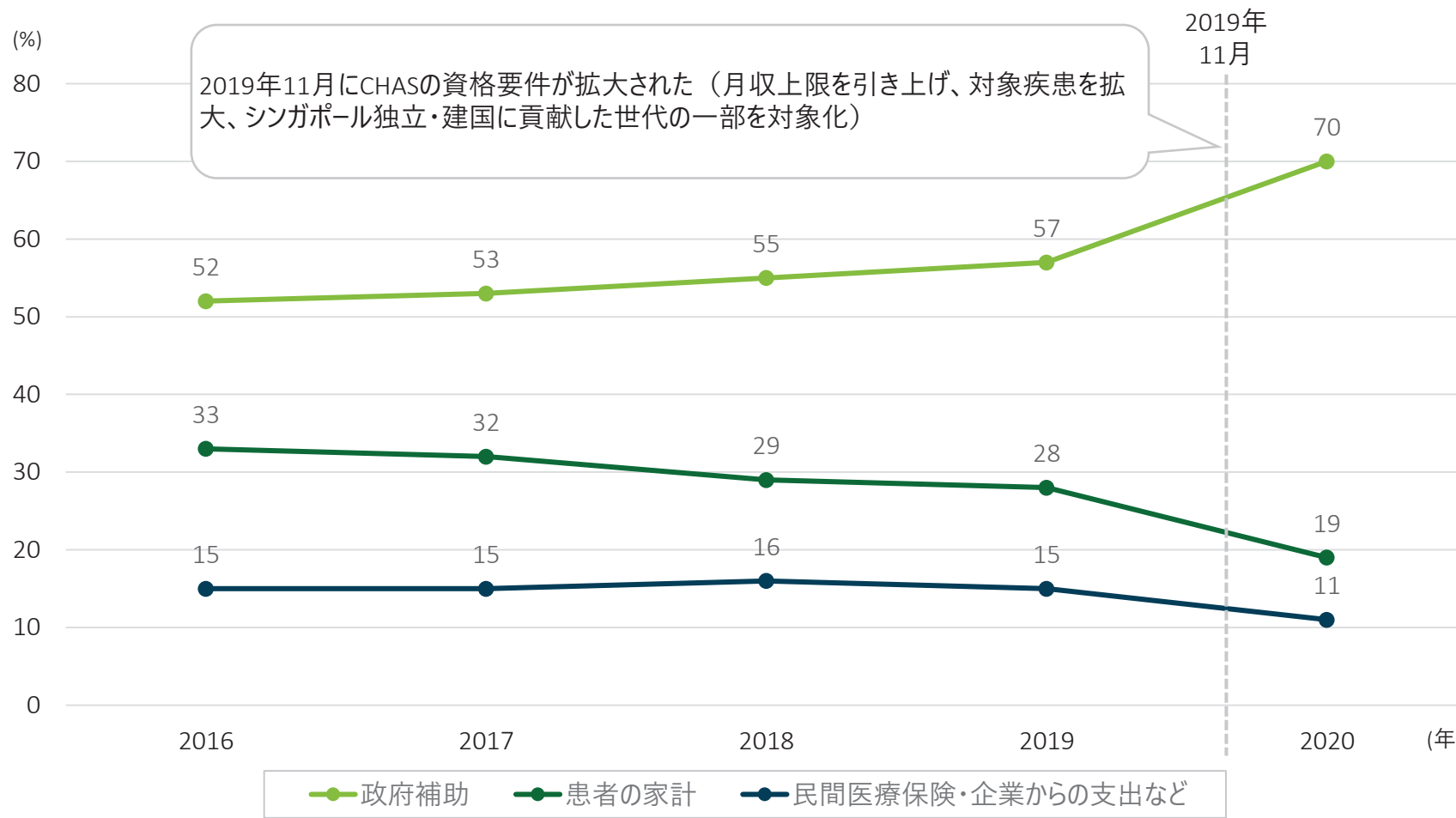
シンガポール：医療費支払いの特徴



出所：厚生労働省「東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(シンガポール)」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/dl/t5-10.pdf>)、Ministry of Health Singapore「INTRODUCTION TO THE 3Ms」(https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/resources-statistics/educational-resources/3m_updated_engwebver77d4b49ef2a145d7b242894738b8c835.pdf)、WHO「Global Health Expenditure Database Data Explorer」(<https://apps.who.int/nha/database/Select/Indicators/en>)

2019年11月にCHASの資格要件が拡大され、政府補助の医療費の支出元割合が70%に上昇し、患者の家計が19%、民間医療保険や企業からの支出が11%と減少した

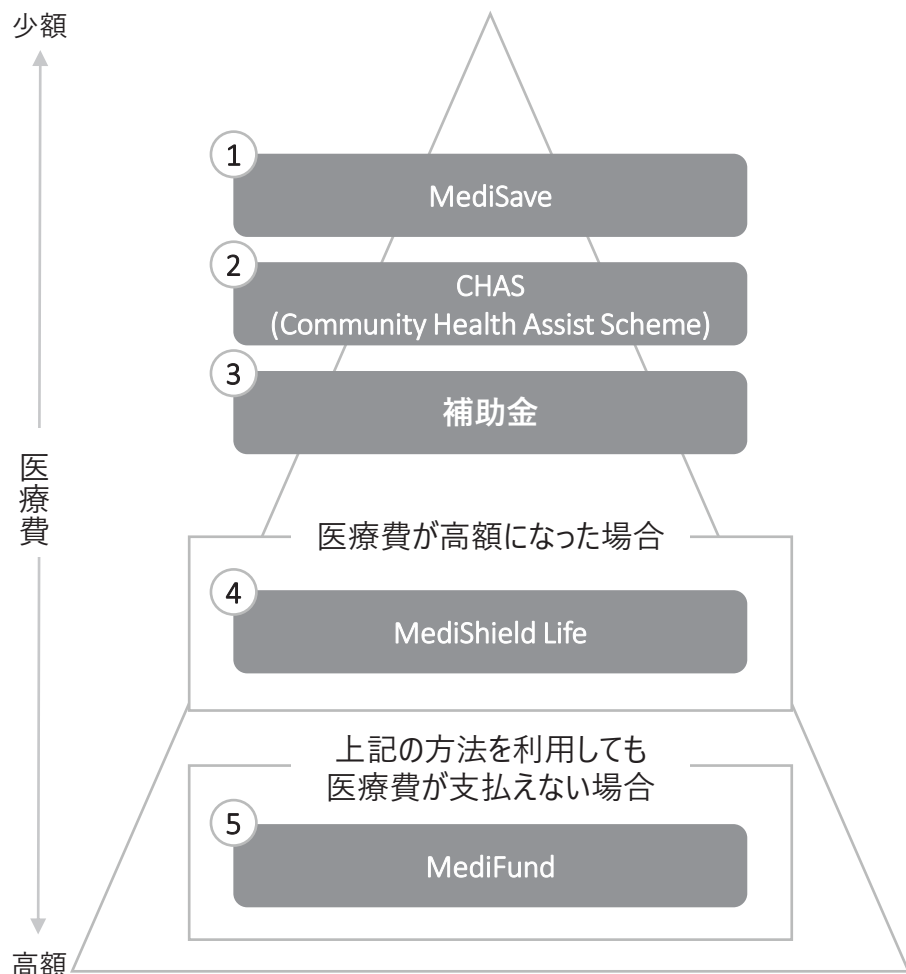
シンガポール：医療費の支出元割合（2016～2020）



出所：WHO「Global Health Expenditure Database Data Explorer」(<https://apps.who.int/nha/database/Select/Indicators/en>)、Ministry of Health「SPEECH BY MR GAN KIM YONG, MINISTER FOR HEALTH, AT THE COMMUNITY HEALTH ASSIST SCHEME (CHAS) CARNIVAL, 27 JULY 2019」([https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/speech-by-mr-gan-kim-yong-minister-for-health-at-the-community-health-assist-scheme-\(chas\)-carnival-27-july-2019](https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/speech-by-mr-gan-kim-yong-minister-for-health-at-the-community-health-assist-scheme-(chas)-carnival-27-july-2019))

シンガポール政府はシンガポール国民または永住権を持つ者に対し、5つの医療費支払い方法を提供している

シンガポール：政府が提供している医療費支払い方法（対象：シンガポール国民または永住権を持つ者）



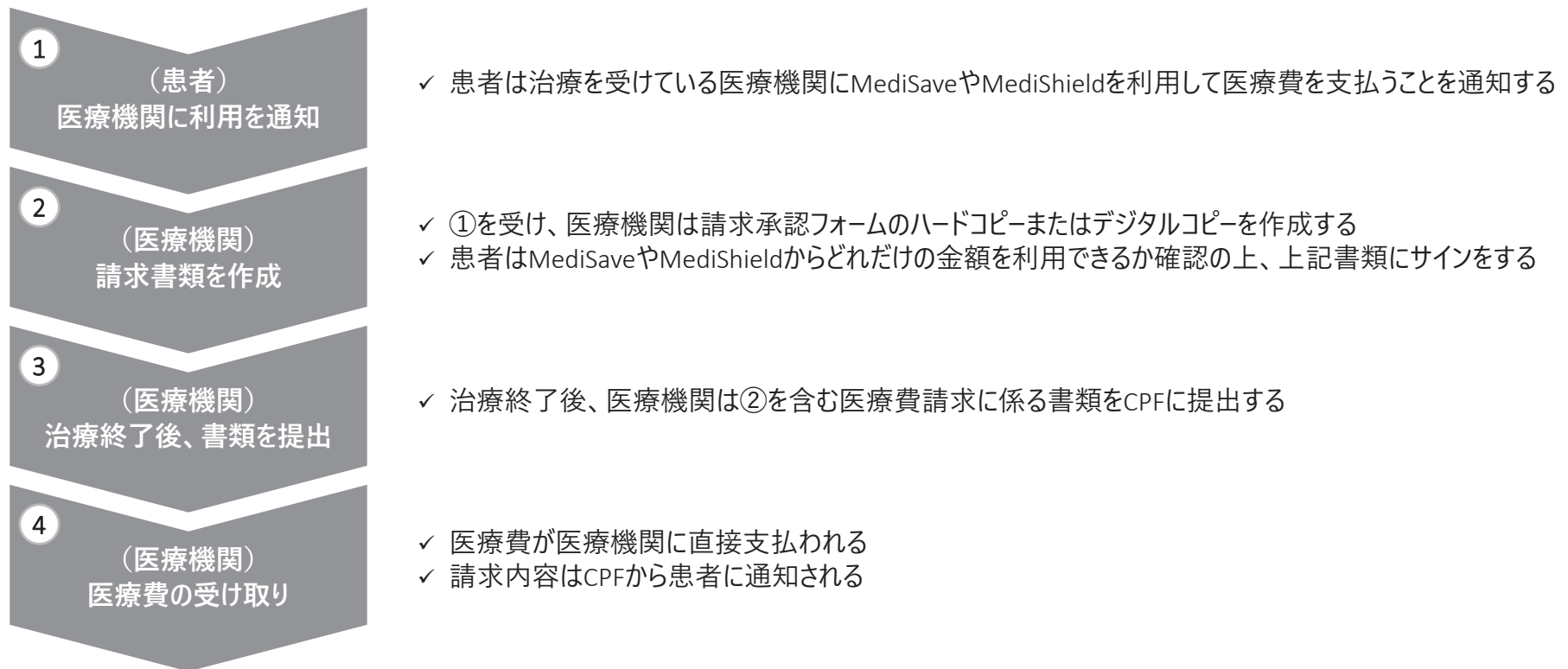
- ① MediSave
 - ✓ 中央積立基金(CPF : Central Provident Fund)による公的年金制度の一部
 - ✓ 普通・特別・医療の3つの口座に分かれており、医療口座(MediSave Account)を個人または扶養家族の入院・日帰り手術・特定の外来費用・老後の医療費に充てることができる
 - ✓ 従業員の場合の積立率は月収の6.5～9%である（年齢による）
- ② CHAS(Community Health Assist Scheme)
 - ✓ 中・低所得者、及びシンガポール独立・建国に貢献した世代*1の地域の指定診療所（歯科含む）における医療費を補助する
 - ✓ 世帯の月収と住居の年間価値、及び独立・建国に貢献した世代かどうかにより補助金額が異なる
- ③ 補助金
 - ✓ 公的医療機関における急性期入院・専門外来・日帰り手術、人工透析、検査などの医療費に対する補助である
 - ✓ 独立・建国に貢献した世代に対する補助金も存在する
- ④ MediShield Life
 - ✓ CPFが管理している健康保険プランであり、高額な入院治療費や透析や化学療法など費用の掛かる外来治療費に充てることができる
 - ✓ 保険料はMediSave Accountから支払われる
- ⑤ MediFund
 - 補助金やMediShield Lifeなどの方法を利用して医療費支払いが困難である場合に申請できる政府による基金である

*1シンガポール独立・建国に貢献した世代

1949年12月31日より前に生まれ、1986年12月31日より前にシンガポール国民になった者、もしくは1959年12月31日より前に生まれ、1996年12月31日より前にシンガポール国民になった者

MediSaveなどの利用に償還払いは発生せず、患者が医療機関に利用を通知後、医療機関が書類作成などを行い、医療費は治療終了後、医療機関に直接支払われる

シンガポール：MediSave、MediShieldの利用から医療費支払いまでの流れ



デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301